

箕面市下止々呂美所在

# 小 畑 遺 跡

水と緑の健康都市箕面北部丘陵地区止々呂美  
東西線橋梁建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書

平成10年6月

財団法人 大阪府文化財調査研究センター

箕面市下止々呂美所在

# 小 畑 遺 跡

水と緑の健康都市箕面北部丘陵地区止々呂美  
東西線橋梁建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書

平成10年6月

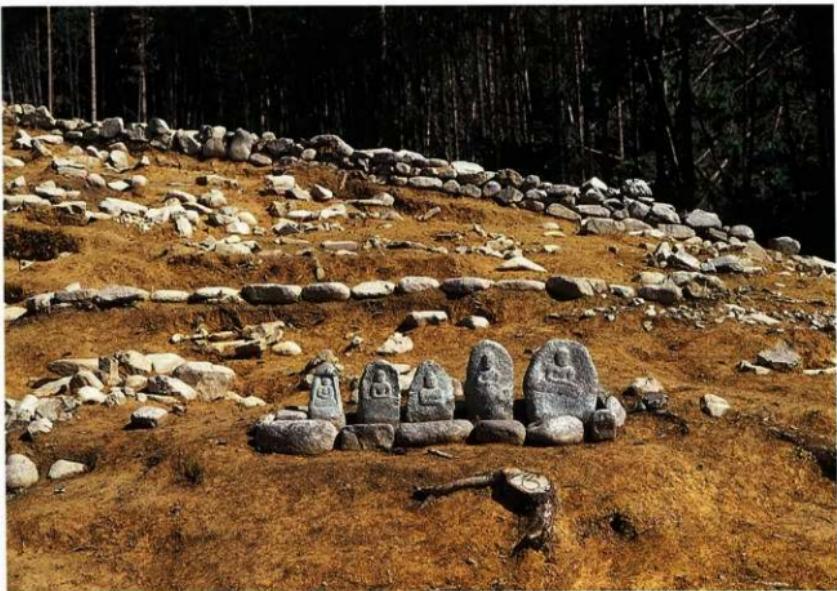
財団法人 大阪府文化財調査研究センター



調査地遠景（南から）



同上（南東から）



遺構検出状況（南西から）



遺構掘削状況（南西から）



1号墓検出状況（南東から）

同左被覆鉢検出状況（南東から）



同上 内部掘削後（南東から）

同上 石囲除去後（南東から）



201号墓検出状況（南西から）

同左 断面（南西から）



指表



背面



指裏

11号墓出土短刀

## 序 文

本書に収録する小畠遺跡は、箕面市北端の山間に営まれた墓地を中心とする遺跡である。遺跡の前面には余野川が山間の岩を食むことなどによって形成した狭隘な河底平野が広がっており、深い谷間の地に忽然として現出するその広々とした平坦地と空は、急峻な山々の狭間を縫って往来する者に少なからぬ安堵感を与えていた。

その故もあってか、この地には、奈良時代の天平年間、光明皇后の発願により建立されたと伝えられる豊楽寺伝承地や、南北朝期の記年銘などを刻することでつとに知られる金石文を有する宝鏡印塔が造立されており、この地の齡を推して知らしめている。

遺跡はこのような山里の中、今日に至るまでその姿を変えずひっそりと埋もれていた。調査に着手する以前は、山深い麓に苔むした野仏や石積みなどが見え隠れし、往時この地に足を踏み入れ、去來した人々のあったことを偲ばせているのみであった。

しかし、調査に着手してみると、それまでは予想だにしなかった石組墳墓群が密集して姿を現した。その数200余基。山裾からみたその姿たるや累々たる石山の如き景観を呈すこととなり、見るものを圧倒した。

これらの墳墓群は眼下に平野を望む場所に群在し、また、石仏群も同じ方向を見据えていることから、墓を営み、この地を守り伝え続けてきた人々の生活の場を自ずからが指示しているものと推察された。

それはまさしく現在の集落の広がる場所そのものであり、往時の景観が今日に至るまで数百年間ほとんど変わっていないことを無言のうちに物語っていた。

検出された墳墓群は本文中に詳述するところであるが、出土した遺物から、鎌倉時代から室町時代にかけて営まれたものとみられ、そのほとんどがすぐ脇を流れる川から石を持ち運んで丁寧に組み上げていた。また、副葬品については舶載陶磁器や武器などを伴うものもあり、当時の埋葬形態を知る上で大変貴重な資料を得ると共に、当該地域における葬制を考える上で非常に有為な資料を提示することができた。

これらの調査成果は、中世墓研究の基礎的資料の一つとなり得るものと自負するものであるが、向後の調査研究をより一層発展させるため、忌憚なきご叱声を賜らんことを望む。

以上に述べたような数々の貴重な成果を上げることができたのも、ひとえに大阪府教育委員会・大阪府企業局・同箕面整備事務所をはじめとする関係者各位のご努力とご尽力の賜物と深く感謝する次第である。今後とも、当センターにより一層のご支援を頂きたく切に希望する。

平成10年6月

財団法人 大阪府文化財調査研究センター

理事長 坪井清足



## 例　　言

1. 本書は、大阪府箕面市下止々呂美地内に所在する小畠遺跡の発掘調査報告書である。
2. 調査は、大阪府企業局より財団法人大阪府文化財調査研究センターが、箕面北部丘陵地区埋蔵文化財発掘調査業務（その2・3）として委託を受け実施したもので、参事兼調整課長中西靖人、北部調査事務所長玉井 功（平成10年3月まで）・藤田憲司（平成10年4月から）、調整係長福田英人（平成10年4月まで）・藤永正明（平成10年4月から）、北部調査事務所調査第1係長西口陽一の指導を受け、同主査平井貞子（写真）、技師三好孝一（現地調査・遺物整理）、調査第2係専門調査員松宮昌樹（現地調査）を担当者として実施し、金属器などの保存処理については中部調査事務所調査第3係主査山口誠治、同調査第1係専門調査員田島夕美子・立花るりこが行った。
3. 調査は、平成9年12月1日から平成10年3月31日まで実施し、引き続き平成10年4月1日より北部調査事務所において整理作業を行い、平成10年6月30日本書の刊行を以て完了した。
4. 調査の実施にあたっては、地元箕面市教育委員会、下止々呂美・上止々呂美自治会、止々呂美漁業組合、大阪府教育委員会、大阪府企業局を始めとする関係諸機関のご指導を得た他、下記の諸氏、諸嬢のご援助を賜った。記して謝意を表したい。

### 【調査指導】〔順不同、敬称略〕

射場孝雄（箕面市社会教育委員）、山下延治・神田梯吉（箕面市立止々呂美中学校）、木原育子（箕面市立止々呂美小学校）、濱田錬次・松永修輔・三木治子（歴史考古学研究会）、辻本 武（大阪府教育委員会）、福田 薫（箕面市教育委員会）・楠本公子（箕面市総務部行政史料室）  
伊郷好文（箕面市教育委員会文化財保護審議会委員）

### 【調査参加】〔五十音順〕

外業〈調査補助員〉酒井 貢・澤井亮介・高田泰子

内業〈嘱託員〉橋本勝吉　　〈調査員〉樋口玲子

　　〈調査補助員〉今田明子・大柏知美・奥田直美・喜田真澄・黒田優美・竹森友子・谷口倫子  
　　津田春子・中田麻矢・波岸初美・二宮栄子・前田千津子・八十千里

5. 石造物の岩質については京都教育大学教授井本伸廣氏の御教示を得、彫像については財団法人元興寺文化財研究所人文考古学研究室室長藤澤典彦氏から御教示をうけた。記して謝意を表す。
6. 調査の実施にあたっては以下の自然科学的分野からの分析を実施し、その成果を掲載することができた。執筆の労を執られた各位に謝意を表したい。

出土人骨	大阪市立大学医学部解剖学第2教室	安倍みき子
樹種同定	財団法人 大阪府文化財調査研究センター	山口 誠治
7. 調査から本書作成途上においては、中部調査事務所調査第2係長小林義孝、同調査第1係技師鈴柄俊夫より適宜、指導・助言を得た。
8. 本書の作成にあたっては、各担当者がそれぞれ起稿し、執筆分担は目次に示すとおりである。
9. 本書の編集は三好が行った。
10. 本調査に係わる石造物以外の遺物、写真、カラースライド、実測図などの記録類は、財団法人 大阪府文化財調査研究センターにおいて保管している。広く利用されることを希望する。

## 凡　　例

- ・遺跡名についてはK B T ([KOBATAKEsite](#)) とローマ字読みを略号化して用いた場合がある。
- ・遺構実測図の基準高についてはすべて東京湾平均海水位 (T.P.) を用いた。
- ・遺構平面図については平面直角座標系第VI座標系による国土座標に則り、挿図における座標数値はすべてメートル単位で表す。
- ・遺構断面図を作成した位置については平面図に鉤形で表し、方位の矢印の示す方向は座標北を示す。
- ・遺構平・断面図において朱色で示す範囲は被熱している部分を示す。
- ・遺物等の取り上げに使用した地区割は『遺跡調査基本マニュアル』財団法人 大阪文化財センター 1988年に基づいた。その中で表記が義務づけられている第I区画はL-4、第II区画は8である。
- ・土色に関しては、小山正忠・竹原秀夫編1997年『新版標準土色帖』第17版 農林水産省農林技術会議事務局監修・財団法人日本色研事業株式会社色表票監修に依拠した。
- ・遺構番号については、現地調査時に付与した番号を基本的に踏襲するもので、序列的なものではない。
- ・遺物実測図の縮尺については、土器類を4分の1、石器類・石造物を3分の2・3分の1・8分の1・9分の1、金属器類を2分の1・3分の1とした。
- ・遺物実測図上端の外郭線が途切れているものについては、口縁部の残存が6分の1以下であることを示し、調整の変換位置を示す場合には須恵器においては実線、それ以外のものについては1点破線を用いた。
- ・写真に掲載される各遺物の縮尺率は不同である。

# 目 次

## 卷頭図版

序 文	財団法人 大阪府文化財調査研究センター 理事長 坪井 清足	
例 言		i
凡 例		ii
第Ⅰ章 調査に至る経緯と経過	三好孝一	1

第Ⅱ章 調査の方法	三好	3
-----------	----	---

## 第Ⅲ章 位置と環境

第1節 地理的位置	三好	5
第2節 歴史的環境	三好	8

## 第Ⅳ章 発掘調査の成果

### 第1節 1Aトレンチの調査

第1項 基本層序と遺構面	三好	13
第2項 第1面	三好	15
第3項 第2面	三好	15
第4項 第3面	三好	17
第5項 第4面	三好	19
第6項 出土遺物	三好	20

### 第2節 2A・3Aトレンチの調査

第1項 基本層序と段階区分	三好	21
第2項 第1期	三好	22
第3項 第2期	三好	24
第4項 第3期	三好	27
第5項 出土遺物	三好	65

## 第V章 自然科学からの分析

第1節 小畠遺跡の火葬人骨について	安倍みき子	77
第2節 小畠遺跡出土炭化材の樹種鑑定	山口誠治	82

第VI章 まとめ	三好	83
----------	----	----

## 図 目 次

図1 小畠遺跡の位置	1
図2 調査区地区割図	3
図3 トレンチ配置図	4
図4 調査地位置図	6
図5 周辺遺跡分布図	7
図6 周辺石造物・道標分布図	10
図7 1Aトレンチ北壁・西壁断面図	14
図8 1Aトレンチ第1面・第2面平・断面図	16
図9 1Aトレンチ第3面・第4面平・断面図	17
図10 1Aトレンチ第3面石積1平・立・断面図	18
図11 1Aトレンチ検出遺構平・断面図	19
図12 1Aトレンチ出土遺物実測図	20
図13 2Aトレンチ隆起部石積平面図	22
図14 2Aトレンチ隆起部断面図	23
図15 2Aトレンチ石積2平・立面図	23
図16 2Aトレンチ石仏列1・2立・断面図	24
図17 2Aトレンチ長方形区画1平・断・立面図	25
図18 2Aトレンチ長方形区画2平・断・立面図	26
図19 2Aトレンチ落込1平・断面図	27
図20 2Aトレンチ1号墓平・断・立・被覆鉢検出状況図	35
図21 2Aトレンチ2から5・143・154・166号墓平・断面遺物出土状況図	36
図22 2Aトレンチ6から10・109・125・173号墓平・断面図	37
図23 2Aトレンチ11から13・25号墓平・断面遺物出土状況図	38
図24 2Aトレンチ14から16・20・121・142・171・172号墓平・断面図	39
図25 2Aトレンチ17・18・147・153・158号墓平・断面図	40
図26 2Aトレンチ19・21・22・32・134・139・141・167号墓平・断面図	41
図27 2Aトレンチ23・24・26から28・162号墓平・断面図	42
図28 2Aトレンチ29・30-AからE・135・163・190・191号墓平・断面図	43
図29 2Aトレンチ31・33・36・138・159・160・164・175・182号墓平・断面図	44
図30 2Aトレンチ34・35・37・38・145号墓平・断面図	45
図31 2Aトレンチ39から42・136・161号墓平・断面図	46
図32 2Aトレンチ43・48・49・144・157・168・169・200号墓平・断面図	47
図33 2Aトレンチ44から47・50・51・174号墓平・断面遺物出土状況図	48
図34 2Aトレンチ53から56・133・180号墓平・断面図	49
図35 2Aトレンチ57から61号墓平・断面図	50

図36	2 A レンチ62から66号墓平・断面図	51
図37	2 A レンチ67から69・76・77・128号墓平・断面図	52
図38	2 A レンチ70から75号墓平・断面図	53
図39	2 A レンチ78から83・111号墓平・断面図	54
図40	2 A レンチ84から88・132号墓平・断面図	55
図41	2 A レンチ89・90・97・98・120号墓平・断面図	56
図42	2 A レンチ91から96・123号墓平・断面図	57
図43	2 A レンチ99から106号墓平・断面図	58
図44	2 A レンチ107・108・110・112から115号墓平・断面図	59
図45	2 A レンチ116から119・122・124・186・192号墓平・断面図	60
図46	2 A レンチ126・127・129から131・137・140・146・148号墓平・断面図	61
図47	2 A レンチ149から152・155・156・165号墓平・断面図	62
図48	2 A レンチ170・178・181・183から185・187から189・193号墓平・断面図	63
図49	2 A レンチ194から199・201号墓平・断面図	64
図50	2 A レンチ出土遺物実測図〔1〕	66
図51	2 A レンチ出土遺物実測図〔2〕	69
図52	2 A レンチ出土石製品実測図〔1〕	70
図53	2 A レンチ出土石製品実測図〔2〕	73
図54	2 A レンチ出土石製品実測図〔3〕	74
図55	2 A レンチ出土石製品実測図〔4〕	75
図56	2 A レンチ出土石製品実測図〔5〕	76

## 表 目 次

表1	石造物・道標一覧表	11
表2	石組墓一覧表（1）	31
表3	石組墓一覧表（2）	32
表4	石組墓一覧表（3）	33
表5	石組墓一覧表（4）	34
表6	石仏一覧表	72
表7	出土人骨の性及び年齢の一覧表	77
表8	小畠遺跡出土の人骨（1）	78
表9	小畠遺跡出土の人骨（2）	79
表10	小畠遺跡出土の人骨（3）	80
表11	小畠遺跡出土の人骨（4）	81
表12	木炭の樹種鑑定結果一覧	82

## 写真図版目次

### 図版1 小畠遺跡

1. 調査地周辺航空写真（○=調査区の位置）〔1991年撮影〕

### 図版2 小畠遺跡

1. 箕面市域より調査地を望む（南東から）

2. 小畠遺跡遠景〔中央部の尾根〕（南東から）

### 図版3 小畠遺跡

1. 調査地近景（南東から）

2. 調査地近景（南西から）

### 図版4 1Aトレンチ

1. 1Aトレンチ近景（南東から）

2. 1Aトレンチ近景（北東から）

### 図版5 1Aトレンチ第1面

1. 1Aトレンチ第1面全景（北東から）

2. 土坑1完掘状況（南から）

3. 土坑1断面（南から）

4. 土坑3完掘状況（北から）

5. 土坑3断面（北から）

### 図版6 1Aトレンチ第3面

1. 1Aトレンチ第3面全景（南東から）

2. 石積1全景（西から）

3. 石積1全景（南から）

4. 石積1西側部分（南から）

5. 石積1中央部分（南から）

6. 石積1断面〔B-B'〕（北東から）

### 図版7 1Aトレンチ第4面

1. 1Aトレンチ第4面全景（南東から）

2. 土坑4完掘状況（東から）

3. 土坑4断面（西から）

4. 調査区西壁断面（東から）

5. 調査区北壁断面（南から）

### 図版8 2A・3Aトレンチ

1. 調査区空中写真

### 図版9 2A・3Aトレンチ

1. 2A・3Aトレンチ近景（南西から）

2. 2A・3Aトレンチ近景（南から）

### 図版10 2Aトレンチ

1. 2Aトレンチ上面全景（南西から）

2. 2Aトレンチ上面全景（南西から）

### 図版11 2Aトレンチ第1期

1. 隆起部石積（北から）

2. 隆起部石積（南西から）

### 図版12 2Aトレンチ第1期・第3期

1. 6号墓（北から）

2. 東側谷部瓦器椀出土状況（東から）

3. 落込1完掘状況（北東から）

4. 落込1完掘状況（南東から）

5. 隆起部断面〔A-A'〕（南から）

6. 隆起部断面〔B-B'〕（南から）

7. 隆起部断面〔C-C'〕（南から）

8. 隆起部断面〔D-D'〕（南東から）

### 図版13 2Aトレンチ第2期

1. 石仏列1検出状況（南西から）

2. 石仏列2検出状況（南西から）

図版14 2Aトレンチ第1期・第2期・第3期

1. 石仏No.1(48号墓)検出状況（南東から）

2. 石仏No.2検出状況（南東から）

3. 石仏No.3検出状況（南東から）

4. 石仏No.4検出状況（北東から）

5. 石仏No.5検出状況（北東から）

6. 石仏No.6検出状況（東から）

7. 石仏No.16検出状況（南東から）

8. 隆起部転用五輪塔地輪検出状況（北東から）

図版15 2Aトレンチ第2期

1. 長方形区画1(手前)・2(奥)検出状況（南西から）

2. 長方形区画2検出状況（南西から）

図版16 2Aトレンチ第2期

1. 長方形区画2石列検出状況（南西から）

2. 長方形区画2断面（北西から）

3. 長方形区画1石列検出状況（南西から）

4. 長方形区画2断面〔B-B'〕（北西から）

5. 長方形区画2断面〔A-A'〕中央部左（南西から）

6. 長方形区画2断面〔C-C'〕（北西から）

7. 長方形区画2断面〔A-A'〕中央東部（南西から）

8. 長方形区画2断面〔D-D'〕（北西から）

図版17 2Aトレンチ第3期

1. 石組墓上面検出状況（南西から）

2. 石組墓下面検出状況（南西から）

図版18 2Aトレンチ第3期

1. 石組墓下面検出状況（南西から）

2. 石組墓下面検出状況部分（南西から）

図版19 2Aトレンチ第3期

1. 石組65号墓附近上面検出状況（南から）

2. 2号墓附近上面検出状況（北東から）

3. 165号墓附近下面検出状況（南から）

図版20 2Aトレンチ第3期

1. 1号墓検出状況（南東から）

2. 被覆鉢検出状況（南東から）

3. 被覆鉢検出状況部分（南東から）

4. 被覆鉢除去後（南東から）

5. 内部石除去後（南東から）

6. 周囲組石除去後（南東から）

図版21 2Aトレンチ第3期

1. 2号墓

2. 11号墓

図版22 2Aトレンチ第3期

1. 32号墓

2. 51号墓

図版23 2Aトレンチ第3期

1. 80号墓

2. 143号墓

図版24 2Aトレンチ第3期

1. 147号墓

2. 140号墓

3. 172号墓

図版25 2Aトレンチ第3期

- |                  |           |
|------------------|-----------|
| 1. 3号墓           | 2. 19号墓   |
| 3. 26号墓          | 4. 47号墓   |
| 図版26 2 A トレンチ第3期 |           |
| 1. 59号墓          | 2. 63号墓   |
| 3. 73号墓          | 4. 69号墓   |
| 図版27 2 A トレンチ第3期 |           |
| 1. 92号墓          | 2. 103号墓  |
| 3. 106号墓         | 4. 112号墓  |
| 図版28 2 A トレンチ第3期 |           |
| 1. 113号墓         | 2. 115号墓  |
| 3. 120号墓         | 4. 135号墓  |
| 図版29 2 A トレンチ第3期 |           |
| 1. 5号墓           | 2. 12号墓   |
| 3. 14号墓          | 4. 16号墓   |
| 図版30 2 A トレンチ第3期 |           |
| 1. 20号墓          | 2. 29号墓   |
| 3. 30-A号墓        | 4. 30-B号墓 |
| 図版31 2 A トレンチ第3期 |           |
| 1. 30-C号墓        | 2. 30-D号墓 |
| 3. 30-E号墓        | 4. 33号墓   |
| 図版32 2 A トレンチ第3期 |           |
| 1. 41号墓          | 2. 45号墓   |
| 3. 49号墓          | 4. 50号墓   |
| 図版33 2 A トレンチ第3期 |           |
| 1. 53号墓          | 2. 66号墓   |
| 3. 71号墓          | 4. 72号墓   |
| 図版34 2 A トレンチ第3期 |           |
| 1. 85号墓          | 2. 117号墓  |
| 3. 118号墓         | 4. 119号墓  |
| 図版35 2 A トレンチ第3期 |           |
| 1. 138号墓         | 2. 139号墓  |
| 3. 146号墓         | 4. 148号墓  |
| 図版36 2 A トレンチ第3期 |           |
| 1. 121号墓         | 2. 132号墓  |
| 3. 133号墓         | 4. 136号墓  |
| 図版37 2 A トレンチ第3期 |           |
| 1. 149号墓         | 2. 150号墓  |
| 3. 156号墓         | 4. 157号墓  |

図版38 2 A トレンチ第3期

- |          |          |
|----------|----------|
| 1. 158号墓 | 2. 159号墓 |
| 3. 161号墓 | 4. 162号墓 |

図版39 2 A トレンチ第3期

- |          |          |
|----------|----------|
| 1. 163号墓 | 2. 164号墓 |
| 3. 165号墓 | 4. 166号墓 |

図版40 2 A トレンチ第3期

- |          |          |
|----------|----------|
| 1. 167号墓 | 2. 168号墓 |
| 3. 169号墓 | 4. 170号墓 |

図版41 2 A トレンチ第3期

- |          |          |
|----------|----------|
| 1. 175号墓 | 2. 39号墓  |
| 3. 178号墓 | 4. 182号墓 |

図版42 2 A トレンチ第3期

- |          |          |
|----------|----------|
| 1. 183号墓 | 2. 184号墓 |
| 3. 185号墓 | 4. 188号墓 |

図版43 2 A トレンチ第3期

- |          |          |
|----------|----------|
| 1. 189号墓 | 2. 190号墓 |
| 3. 191号墓 | 4. 192号墓 |

図版44 2 A トレンチ第3期

- |          |          |
|----------|----------|
| 1. 197号墓 | 2. 198号墓 |
| 3. 199号墓 | 4. 200号墓 |

図版45 2 A トレンチ第3期

- |         |         |
|---------|---------|
| 1. 8号墓  | 2. 10号墓 |
| 3. 13号墓 |         |

図版46 2 A トレンチ第3期

- |         |            |
|---------|------------|
| 1. 15号墓 | 2. 17.18号墓 |
| 3. 21号墓 |            |

図版47 2 A トレンチ第3期

- |         |         |
|---------|---------|
| 1. 22号墓 | 2. 24号墓 |
| 3. 25号墓 |         |

図版48 2 A トレンチ第3期

- |         |         |
|---------|---------|
| 1. 27号墓 | 2. 31号墓 |
| 3. 35号墓 |         |

図版49 2 A トレンチ第3期

- |         |         |
|---------|---------|
| 1. 39号墓 | 2. 40号墓 |
| 3. 42号墓 |         |

図版50 2 A トレンチ第3期

- |         |         |
|---------|---------|
| 1. 36号墓 | 2. 37号墓 |
|---------|---------|

3. 38号墓

図版51 2 A トレンチ第3期

1. 43号墓

2. 44号墓

3. 47号墓

図版52 2 A トレンチ第3期

1. 48号墓

2. 55号墓

3. 56号墓

図版53 2 A トレンチ第3期

1. 57号墓

2. 58号墓

3. 60号墓

図版54 2 A トレンチ第3期

1. 61号墓

2. 62号墓

3. 65号墓

図版55 2 A トレンチ第3期

1. 67号墓

2. 68号墓

3. 69号墓

図版56 2 A トレンチ第3期

1. 70号墓

2. 74号墓

3. 75号墓

図版57 2 A トレンチ第3期

1. 77号墓

2. 78号墓

3. 82号墓

図版58 2 A トレンチ第3期

1. 86号墓

2. 87号墓

3. 88号墓

図版59 2 A トレンチ第3期

1. 89号墓

2. 90号墓

3. 91・123号墓

図版60 2 A トレンチ第3期

1. 93号墓

2. 94号墓

3. 95号墓

図版61 2 A トレンチ第3期

1. 96号墓

2. 98号墓

3. 99号墓

図版62 2 A トレンチ第3期

1. 101号墓

2. 104号墓

3. 105号墓

図版63 2 A トレンチ第3期

1. 107号墓  
3. 109号墓

2. 108号墓

図版64 2 A トレンチ第3期

1. 111号墓  
3. 126号墓

2. 114号墓

図版65 2 A トレンチ第3期

1. 127号墓  
3. 130号墓

2. 129号墓

図版66 2 A トレンチ第3期

1. 131号墓  
3. 137号墓

2. 134号墓

図版67 2 A トレンチ第3期

1. 141号墓  
3. 144号墓

2. 142号墓

図版68 2 A トレンチ第3期

1. 145号墓  
3. 152号墓

2. 151号墓

図版69 2 A トレンチ第3期

1. 153号墓  
3. 155号墓

2. 154号墓

図版70 2 A トレンチ第3期

1. 186号墓  
3. 201号墓

2. 187号墓

図版71 2 A トレンチ第3期

1. 7号墓  
3. 17.18号墓  
5. 64号墓  
7. 81号墓

2. 9号墓  
4. 28号墓  
6. 64号墓  
8. 83号墓

図版72 2 A トレンチ第3期

1. 84号墓  
3. 100号墓  
5. 116号墓  
7. 123号墓

2. 97号墓  
4. 102号墓  
6. 122号墓  
8. 125号墓

図版73 2 A トレンチ第3期

1. 128号墓  
3. 173号墓  
5. 180号墓  
7. 52号墓

2. 171号墓  
4. 174号墓  
6. 181号墓  
8. 194号墓

図版74 1 A・2 A トレンチ出土遺物（1）

1. 1 A・2 A トレンチ出土遺物

図版75 1 A・2 A トレンチ出土遺物（2）

1. 1 A トレンチ出土遺物

2. 2 A トレンチ出土遺物

図版76 2 A トレンチ出土遺物（1）

1. 2 A トレンチ11号墓出土短刀

図版77 2 A トレンチ出土遺物（2）

1. 隆起部石積みに転用された五輪塔地輪

2. 2号墓出土五輪塔地輪

図版78 2 A トレンチ出土遺物（3）

1. 石仏No.2

2. 石仏No.11

3. 石仏No.10

4. 石仏No.14

図版79 2 A トレンチ出土遺物（4）

1. 石仏No.9

2. 石仏No.16

3. 石仏No.13

4. 石仏No.1

図版80 2 A トレンチ出土遺物（5）

1. 石仏No.12

2. 石仏No.7

図版81 2 A トレンチ出土遺物（6）

1. 石仏No.6

2. 石仏No.8

3. 石仏No.5

図版82 2 A トレンチ出土遺物（7）

1. 石仏No.4

2. 石仏No.3

図版83 2 A トレンチ出土遺物（8）

1. 石仏No.15

## 付 図 目 次

付図1 2 A トレンチ第1期隆起部平・立面図

付図2 2 A トレンチ第1期から第3期平面図

付図3 2 A トレンチ第3期下面平面図

## 第Ⅰ章 調査に至る経緯と経過

今回、小畠遺跡の発掘調査が実施される契機となったのは、昭和51年度に大阪府が宅地開発公団から水と緑の健康都市開発事業を委託され、箕面北部丘陵地区において宅地開発に係わる調査を開始したことによる。

この後、昭和57年度の大坂府総合計画では、当該地を宅地開発事業促進地域として位置づけ、昭和59年度には建設省、大阪府、箕面市、住宅・都市整備公団の4者により、箕面市北部（止々呂美）地区開発整備推進協議会が設置された。

そして、昭和60年度の第3次箕面市総合計画においては、既成集落との協和を図りながら公共施設や交通体系の整備を実施するものとし、「水と緑の健康文化ゾーン」を形成するとの位置づけがなされた。さらに、平成3年度には大阪府企業局が、開発事業に伴う都市基盤整備の事業主体となることが決定されると共に、余野川ダム基本計画が決定された。

そして、同年度に策定された大阪府新総合計画において、本都市をエイジレスタウンとして整備することが位置づけられた。

続いて、大阪府企業局が主体となって本事業計画の具体化に取り組み、平成7年度には都市計画の決定告示と施行規定が制定され、平成8年度には事業計画の決定がなされた。

そして、翌平成9年度には土地区画整理審議会が発足するとともに、造成工事に先立つ準備工事等に着手するに至った。

このような事業計画の流れの中で、開発地域が明治の森箕面国定公園の西部に位置していることや、古くから交通の要衝として開けた場所であると推定されることから、開発に伴い影響を受ける環境や文化財などに対し、充分な注意を払うことが望ましいとする意見が関係者の中から提出された。

本報告書の主内容となる埋蔵文化財については、『大阪府文化財分布図』や『大阪府文化財地名表』にも遺跡として周知・登録されているものはなかったが、下止々呂美の薬師堂脇には、「止々呂岐庄沙汰人百姓 正平七年二月<sup>11</sup>」という南北朝期、南朝の1346年に相当する年代を含む銘文が刻まれ、大阪府指定有形文化財にも指定されている宝鏡印塔が存在していることをはじめとし、止々呂美城跡推定地<sup>22</sup>、寺社、古道などが所在していることから、細心の注意が払われることを望む声が高まった。

このような状況の中、平成5年2月には箕面市教育委員会を中心とし、大阪府企業局、地元地域整備課、社会教育員、郷土史研究者などを交えた所在確認調査が行われた。

7月には、その結果が箕面市教育委員会より報告され、当該地区には既知の文化財以外存在していないことを再確認すると共に、埋蔵文化財の存否についても顕著な兆候は見られないとの結果を公にした。

しかし、場合によっては、工事に先立っての分布調査や試掘調査を行い、埋蔵文化財に対する保護処置に対し万全を期すと共に、炭窯などや民俗資料についても、その消滅・散逸などを憂慮して記録保存を行うなど充分な対応が必要であり、向後の協議対象とすべきものであるとの意見が提出された。



図1 小畠遺跡の位置

この報告を受けた大阪府企業局は、大阪府教育委員会と埋蔵文化財についての取扱について協議を行った。その結果、平成5年度に開発対象地域内における埋蔵文化財の分布調査を実施することで合意し、さらに、実務は財团法人大阪文化財センターに委託することで対応することとなった。

センターはこの協議結果を受け、平成5年12月24日付で「水と緑の健康都市予定地内における埋蔵文化財分布調査」の委託契約を交わし、この内容に基づき平成6年1月5日から31日まで現地において予定地内各所の踏査を行い、3月25日にその成果を報告書としてまとめ、報告を行った。

その内容は遺構の存在を示すような人工的な地形の改変、また、土器片や石器が採集されるなど埋蔵文化財の存在を示すなど積極的な兆候は認められないが、下止々呂美地区の山中に土壘状の隆起部や井戸状の凹地、そして、各所に石仏の所在が確認できることなどを指摘するものであった。これらは文献に登場するのみで所在の確認できなかった豊楽寺、あるいは承安年間（1171から1175年）に築かれ、戦国末期の天正7（1579）年、中川清秀により攻略された止々呂美（塙山）城に関連する可能性を有することなども考えられ、從前からの指摘により万全を期す必要のあることを周知させるものとなった。

上記報告を受けた大阪府企業局は、平成6年度に大阪府教育委員会文化財保護課と協議を行い、止々呂美東西線建設予定地および、その附近の開発対象地域に関しては、試掘調査を行うことという方向で対処するとの合意に達し、試掘地点ならびにその大枠についての話し合いが行われた。

つづく平成7年度には、試掘調査の必要性などについての各種協議が行われ、同年12月に提出された環境影響評価書の中で「府教育委員会等と協議し、埋蔵文化財の調査など適切な処置を講ずることとする。」との一文を付け加え、埋蔵文化財に対する充分な配慮がなされる結果となった。

翌平成8年度には、先の合意事項を受け文化財保護課と現地において立会を行い、調査方法ならびにその時期などに関して協議した。その結果、年度内後半に止々呂美東西線建設工事区間などで試掘調査を実施することで合意し、11月には文化財保護課に埋蔵文化財の調査が依頼され、実際の調査は財團法人大阪府文化財調査研究センターに委託することとなった。

調査を委託された大阪府文化財調査研究センターは、翌年1月から3月にかけて地形や周辺の環境や立地条件を充分に考慮しながら各地点に試掘トレンチを設定した。

その結果、No.2トレンチでは中世に属するとみられる土器片などを検出すると共に、石仏が集中していた地点に設定したNo.7トレンチにおいても東播系須恵器の破片と共に焼骨、石組遺構が多数検出されたことによって、附近に中世段階の墓地群が存在することを明らかにした。

この試掘結果を受け、平成9年度には文化財保護課より大阪府企業局に対し、試掘調査結果についての回答が寄せられた。その内容をうけて協議を行った結果、現状保存が困難なため、発掘調査も止むを得ないという結論に至り、発掘調査を行う時期・範囲について話し合いが行われた。

その結果、現地調査は平成9年12月から橋梁下部工事とあわせて実施すること、実際の発掘調査は財團法人大阪府文化財調査研究センターに委託して行うことで合意し、10月20日付けて企業局より大阪府教育委員会へ調査の依頼があり、その翌日の21日付けて同教育委員会からの回答が寄せられた。

現地での調査は平成9年12月25日より機械掘削に着手し、平成10年3月25日を以て完了した。厳寒期における山間部の発掘調査という悪条件の下での作業であったが、この冬は幸いにも暖冬で、積雪・凍結などの影響も例年よりは軽微であり、心配された遺構などへの損傷には至らなかった。

調査の成果は後述するところであるが、200余基にも及ぶ中世墳墓群の検出など、数量・内容共に斯界に多大な資料を供する大変有意義なものとなり、あまたの貴重な資料が得られる結果となった。

## 第II章 調査の方法

発掘調査は地表面から層ごとに順次掘り下げながら各層準の上面において遺構の有無を確認し、観察・記録を行った後、順次下層へと掘り下げる方法を探った。なお、表土および腐植土については一部機械力を使用したが、調査着手前に石造物や河原石が露呈している地点や急斜面では、当初よりすべて人力による掘削作業を行うことで、安全の確保と遺構の保全をはかった。

調査は橋脚建設予定地2ヶ所を対象とし、その呼称は大阪文化財センターの遺跡調査マニュアルに準拠して、調査着手順に丘陵の奥の部分を1Aトレンチ、手前側を2Aトレンチと呼称し、その調査面積はそれぞれ400m<sup>2</sup>、2030m<sup>2</sup>を計る。

それぞれの調査区において使用した各基準については、地区割りは国土座標に基づいて6段階に細分可能な従前のセンター方式を踏襲し、各種実測作業においては凡例にも示す通り、平面図に関しては国土座標の平面直角座標(17座標系)第VI系の座標組織に基づいた。そして、基準高については東京湾平均海水準とし、方位に関しては座標北を使用している。

使用した地区割りの概略は、10,000分の1地形図の地区割図をそのまま使用する第I区画、2,500分の1地形図をそのまま使用する第II区画、第II区画内を100m単位に区分する第III区画、第III区画内を10m単位に区画する第IV区画と順次細分してゆくもので、今回の調査では第IV区画までを使用し、遺物の取り上げや遺構の所在区分を表記した。ちなみに第I・II区画の示す範囲は、第I区画が南北8km・東西6km、第II区画が南北1.5km・東西2.0kmの範囲となる。

以上の基準に基づいて今回の調査区の位置を第I・II区画で表記するならば、第I区画はL-4、第II区画は8となる。

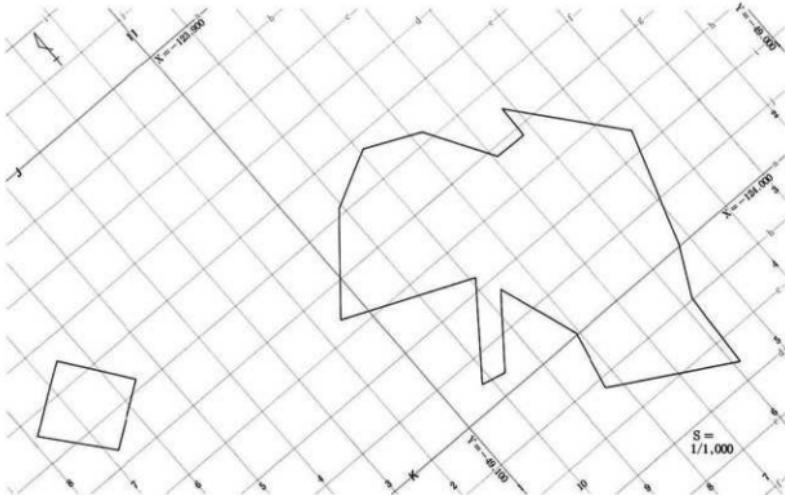


図2 調査区地区割図

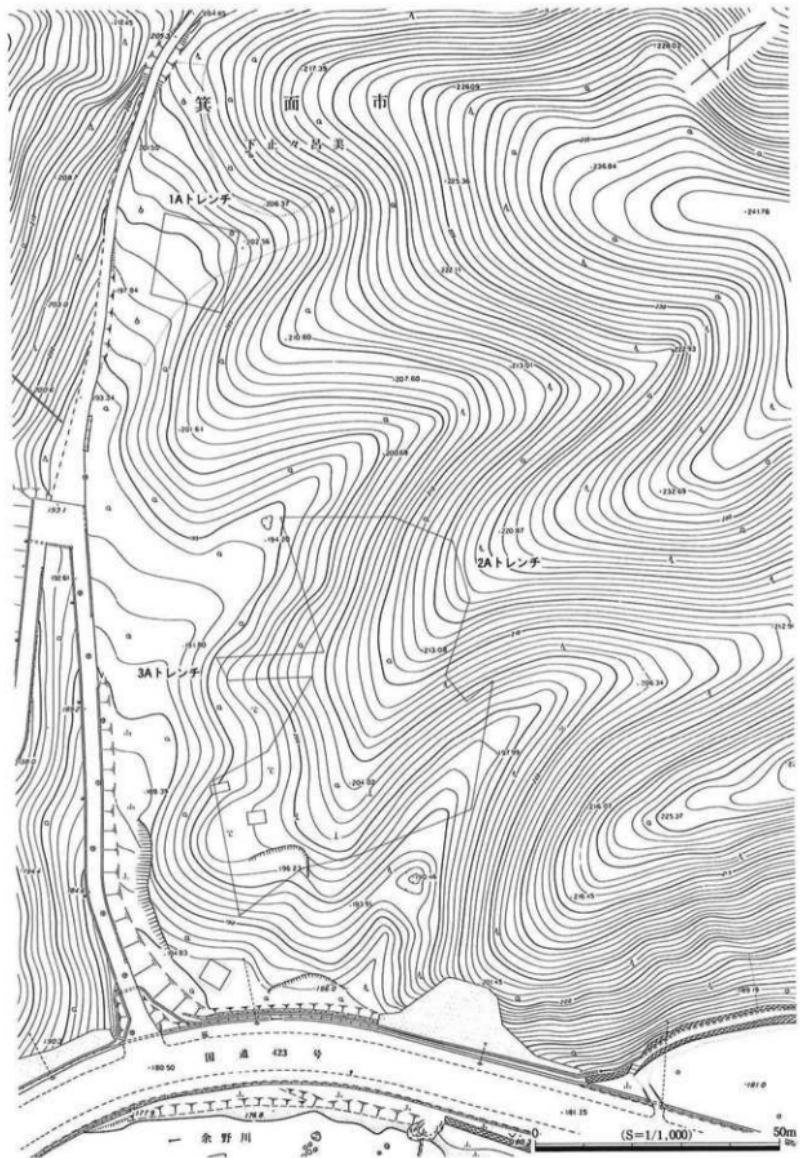


図3 トレンチ配置図

## 第III章 位置と環境

### 第1節 地理的環境

小畠遺跡の所在する箕面市止々呂美地区は、市域の北西端部、北摂山地の一角に位置し、北を豊能郡豊能町、西を兵庫県川西市と接する部分に位置し、その中央部に余野川が流下している。

余野川は豊能郡鴻志山の牧川に源を発し、豊能町余野において諸支流を合わせて南下し、箕面市止々呂美を通り池田市木部町で猪名川に合流する河川である。余野川が流れる北摂山地は、東を京都盆地の西端に、西は中山山塊をして六甲山地まで、南を大阪平野に接し、北は龜岡盆地の南縁部に至る部分の山地を総称するもので、さらには、その中には地質構造線によりいくつかの山塊に分けられている。

止々呂美地区は、この中の牧川から余野川河谷の西側に位置する妙見山山塊と呼称される部分の一角に位置し、この山塊は妙見山から光明山・天台山に至り、さらに、青貝山・長尾山・舍羅林山など標高250mから400m級の山々を経て猪名川へと至る。これらの山塊には北東から南西方向に向かって緩やかに傾斜する平坦面の多い地形が分布し、そこには余野川を始めとする諸河川の下刻作用によって幾多の開析谷が発達している。また、この山塊の東斜面前端部には風化しやすい花崗岩類から構成される起伏量の極めて小さな丘陵地形が展開し、これが下刻され樹枝状に広がる幅広い開析谷が形成されている。また、東側には石堂ヶ丘・戸知山・明ヶ田尾山など標高600m級の山々からなる石堂ヶ丘山塊が、余野川と茨木川の間に高山地区を取り囲むように東西に伸び、さらに、明ヶ田尾山から南西方向に鉢伏山を経て、池田市伏尾町東方に至るまで500m程度の標高を保ちながら横たわるため、止々呂美地区の所在する西側斜面は非常に急傾斜となっている。余野川流域は、以上のような山塊が両岸に迫る場所を流下するため、平坦地を形成しにくい環境にあるが、余野地区において比較的広い面積を持つ河底平野を形成し、さらに、小畠遺跡の所在する止々呂美地区でも例外的に帶状の狭隘な河底平野を作っている。また、これらの山脈は丹波帯中・古生界中に能勢岩帯、妙見岩帯からなる茨木複合花崗岩帯が貫入し、これと共に形成された石英脈に銅・銀が析出して鉱床が形成されている。これらは奈良時代以降採掘が行われており、1973年まで多田鉱山が操業していた。今でも兵庫県川西市、猪名川町を中心に小規模な間歩が各所に群在しており、今回の開発予定地南端部においても坑道らしき地点が存在している。なお、余野川の川原にみられる転石は、現状では花崗岩、斑頹岩などの深成岩類を中心となっている。

現在の集落は、余野川两岸に形成された河岸段丘上に人家が散在する形で存立し、上・下2つの行政単位に別けられて表示されている。平成8年12月末時点での住民基本台帳では、上止々呂美の所帯数は67戸、209人で、同様に下止々呂美の所帯数は142戸、387人となり、これら双方を合わせた人口は596人で、箕面市全人口123,809人に対する割合は0.5%に満たない。今日に至るまで大規模な宅地開発の対象地とならなかつたことや、交通の不便さなどと相まって、山間部の牧歌的な農村風景を遺存させているが、居住域や可耕地の確保などの地理的要因を含めた諸条件を勘案するならば、現在我々が目にする景観は中世以来の原風景とさほど変化のない状況を止めているのものとみて大過ないものと考えられる。しかし、今後この地域で集中的に予定・計画されている余野川ダム、水と緑の健康都市や国道423号線バイパス、第二名神自動車道とそれに伴うジャンクション建設が進めば、長く変化することのなかったこの地域の景観は一挙に大規模な変貌を遂げ、近代的町並が展開してゆくこととなろう。

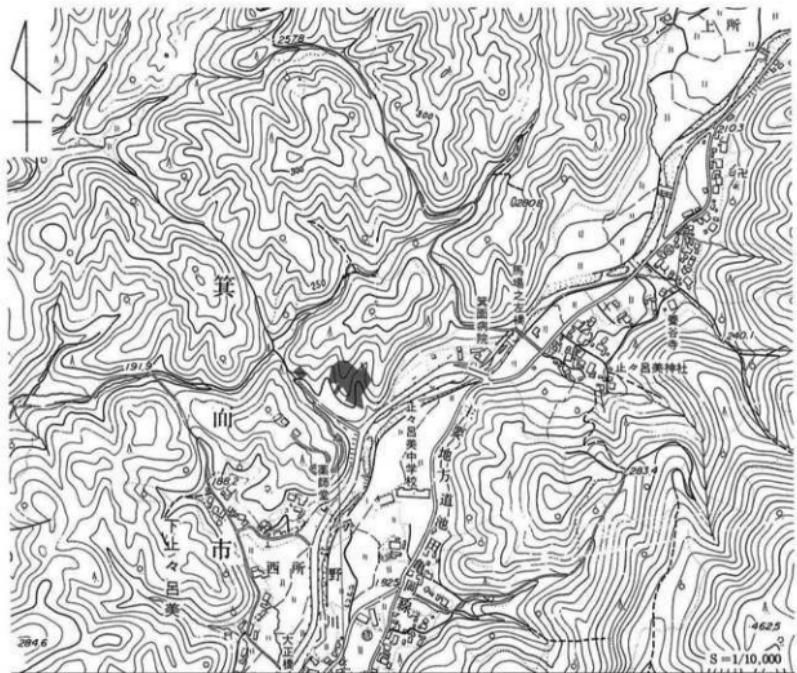
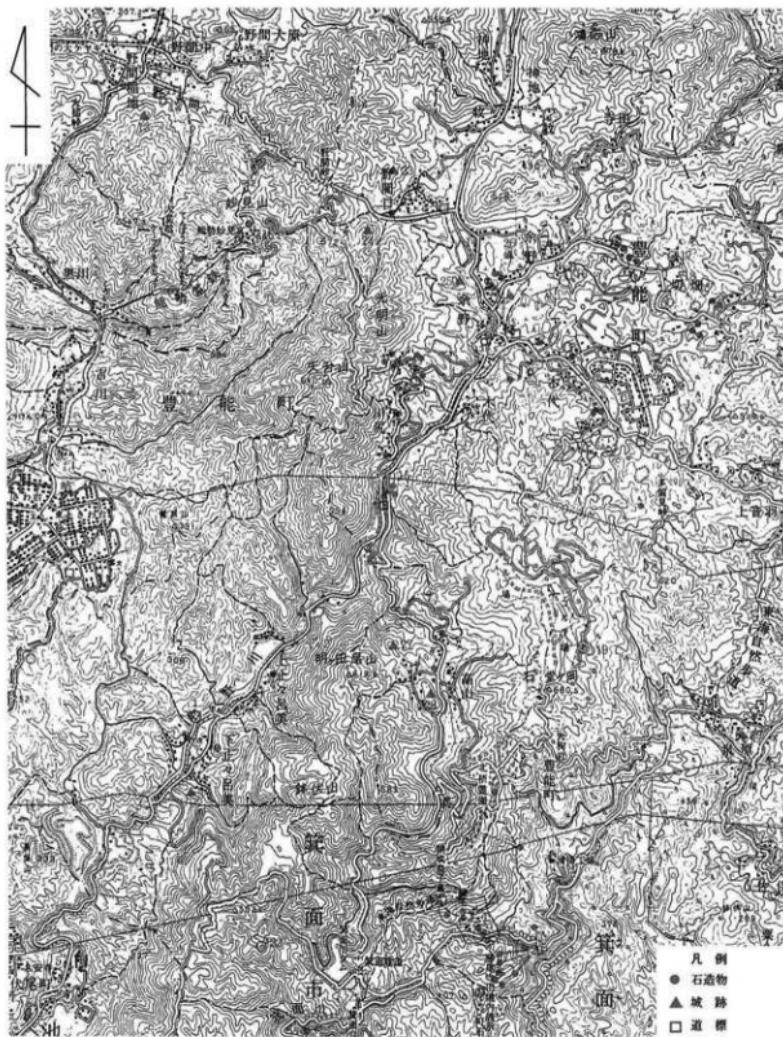


図4 調査地位置図



- 1 小烟遺跡
- 2 下止呂美石造宝鏡印塔
- 3 止々呂美城跡
- 4 一石六地蔵・逆修衆石仏原生庵古仏
- 5 久安寺
- 6 西ヶ久保遺跡
- 7 野間遺跡
- 8 八ヶ坪遺跡
- 9 広子古墳
- 10坂口遺跡
- 11立縄手遺跡
- 12野間氏居館跡
- 13野間城跡
- 14木田遺跡
- 15川尻遺跡
- 16切畑中ノ垣内遺跡
- 17切畑平尾遺跡
- 18切畑室前遺跡
- 19石堂ヶ丘遺跡
- 20勝尾寺旧境内榜示八天石藏および町石
- 21勝尾寺地
- 22天上ヶ岳
- 23野間口鳥坂城跡
- 24余野大平城跡
- 25余野城跡
- 26余野本城跡
- 27高山城跡
- 28高山向山城跡
- 29泉原城跡

図5 周辺遺跡分布図

## 第2節 歴史的環境

箕面市域の遺跡分布をみた場合、市域南部の段丘上と北部の山地に所在する遺跡に大きく二分される。小畠遺跡は後者に含まれ、周辺ではこれまで考古学的調査がほとんど行われていない地域であった。ここでは、箕面市を中心とした遺跡の分布とその内容について、時代を追って概観してゆきたい。

旧石器時代：南部段丘上に立地する遺跡では、粟生間谷遺跡より各種石器類がほぼ原位置を止めた状態で検出された。この中にはチャート製のものを含むことで注目される。また、該期の終末から縄文時代草創期にかけて盛んに製作・使用された有茎尖頭器も4点出土している。

このほか、箕面第3中学校地歴部を始めとする各位の地道な採集作業の結果、新穂遺跡より府下では検出例の少ない二側縁加工を施すナイフ形石器、新穂西遺跡から国府型ナイフ形石器、外院遺跡から国府型ナイフ形石器や角錐状石器、唐池遺跡より小型ナイフ形石器、芝遺跡より角錐状石器、稻遺跡より旧石器と思われる石片、坊島5丁目13番地よりサイドスクレイパー、瀬川遺跡の範囲内瀬川3丁目の西南小学校敷地内では、溝掘削中に盤状剝片石核が採集されている。これらの遺物は採集資料という制約があるものの、この地域において旧石器時代にまで遡るヒトの盛んな活動があったことを傍証しており、今後、より充実した詳細な調査が行われることにより、一層豊かな内容を持つものとなろう。

なお、小畠遺跡の所在する北部山地一帯においては、この段階の遺物は確認されていない。

縄文時代：前段階同様、南部地区丘陵・段丘上において各時期にわたる土器・石器が確認されている。

発掘調査で得られた資料には、粟生間谷遺跡で出土した前記の有茎尖頭器や石匙・突帯紋土器、徳大寺遺跡から検出された船橋・長原式段階の竪穴住居、白島遺跡で確認された後・晚期の竪穴住居がある。この他にも採集資料や二次的状況で検出された資料が相当数報告される。古い時代から順に述べると粟生間谷西4丁目の粟生奥では有茎尖頭器が採集され、瀬川遺跡からは前期の北白川下層2a・2b・2c、大歳山、鷹島式の土器、中期の北白川C式、後期の北白川上層、一乗寺K、元住吉山I・II、宮滝式、晚期の滋賀里III・IV式土器と共に各種石器類が採集され、一部では80cmにも及ぶ包含層と遺構が確認されている。また、該期に属するとみられる石器類が散布する遺跡として、新穂遺跡・新穂西遺跡・外院・唐池・芝が周知されているほか、粟生間谷大日遺跡でも後世の遺構埋土からではあるが、同時代の遺跡が存在する可能性を示唆する遺物が出土している。この中には瀬川遺跡で採集された「の」字状石製品や、新穂遺跡で採集されたバステル形石製品など、全国的にみても類例の少ない資料が含まれていることで特筆に値しよう。前者は蛇紋岩を素材とするもので、国内の前期末から中期の遺跡で10数例のみが確認されているという非常に希有なものである。後者は本例以外、大阪府下で確認されていないばかりではなく、現状では日本最西端での出土例として重要な位置を占めている。

以上のように当該地には各形式長期間にわたる縄文土器の出土や、全国的にも希少な資料が採集される遺跡が集中している。今後の調査の進展如何によってはさらに新たな知見が得られる可能性も充分考えられ、将来にわたって綿密な対応が必要となる目の離せない地域ということができよう。

この時期、小畠遺跡周辺の北部山間地域においては土器などは知られてはいないが、余野川をさらに遡った豊能町川尻遺跡からは、この時代のものとみられる石鏃が出土し、今回的小畠遺跡の調査でも同時代の特徴を持つ石鏃が検出された。これらの石器の存在から、縄文人たちがこの地に足を踏み入れていたことは窺えるが、地形から勘案した場合、居住領域として利用した人々が存在した可能性は僅少で、むしろ狩猟活動の場として利用されていたとみなすほうがより理解しやすいものと考えられる。

**弥生時代**：南部丘陵地区でも遺跡数は少ない。前期の遺物は確認されておらず、活動がみられるのは中期以降の段階からである。池ノ内遺跡では中期から後期の薄い包含層が検出されたほか、新種2丁目14番地の造成工事中に石棺が数点採集されており、特殊なものでは標高600mを越える険しい山間部に立地する後期の石堂ヶ丘遺跡がある。また、山地南側斜面の標高150m前後に位置する如意谷からは、縦高84.8cmを測る新段階の近畿式突線鉢三式六区裂縫繩紋銅鐸が造成工事中に発見された。しかし、幸いなことにその埋納坑の調査が行われ、埋設状況の復原や遺構の切り取り保存などが行われている。

この時代、小畠遺跡や止々呂美地区では遺構・遺物など確認されておらず、空白の時期となっている。

**古墳時代**：立地や遺跡数は前段階と同様の傾向を示す。集落は南部丘陵地区で確認された池ノ内遺跡が知られているのみで、前期から後期の遺物や中期の堅穴住居、そして、祭祀遺物が確認されている。

また、萱野5丁目の市立病院附近では須恵器窯跡が確認されているが、詳細については不明である。

古墳には直径20mの円墳で両袖式横穴式石室を主体部とし、須恵器蓋杯や耳環が出土した新稻古墳、円墳で両袖式横穴式石室から須恵器などが出土した桜古墳、両袖式横穴式石室を内部主体とし、須恵器蓋杯・高杯・壺・耳環が出土した円墳の可能性が高い中尾塚古墳、墳丘の一部が遺存し、無袖式横穴式石室を南部主体とする稻荷社古墳、横穴式石室が確認された山口古墳、石室あるいは石棺の構築材とおぼしき石材が散乱し、須恵器提瓶が採集された髪切塚古墳が確認されている。

これらの古墳は後期に造営されたもので、前・中期にまで遡る例はない。また、稻荷社古墳は7世紀代の追葬が行われていることや、無袖式という石室の構造からみて、終末期にまで下る可能性がある。

なお、これらの古墳や窯跡はすべて南部丘陵・平野地区に分布し、小畠遺跡周辺には存在しない。

**奈良時代**：律令期に入ると現在の箕面市域にも山陽道（西国街道の一部）が整備されると共に、国郡里制により攝津国豊島郡と呼ばれることとなった。

考古学的調査によって得られた該期の遺跡には、南部丘陵・平野部に位置する庄田遺跡や粟生間谷遺跡があり、双方とも掘立柱建物で構成される集落域が検出され、特に後者では全国で2例目となったガラス玉を封入する奈良三彩の小壺を埋納した地鎮土坑が検出されたことで注目されることとなった。

北部山間地域では神亀四（727）年、山麓部で2兄弟が草庵を結び、つづく、天平神護元（765）年には光仁天皇の皇子がそこで授戒して開成と称し、弥勒寺を建立したといい、これが現在みられる勝尾寺の創始であるという寺伝がある。また、止々呂美から余野川を下った細郷谷八幡城（現・池田市伏尾町）には神亀二（725）年、行基によって久安寺が開創されたといい、この地より北方一里に靈泉の湧出する場所があり、光明皇后の命によりその場所に豊楽寺が建立されたという伝承が残っている。

人々はこの靈泉と光明皇后の徳を讃え豊楽寺周辺に移住したといい、これが現在の止々呂美地区成立の契機となったとされる。そして、この豊楽寺が現在の下止々呂美地区、小畠遺跡と尾根一つ隔てた南側にある薬師堂の前身であるとされ、その背後の山には現在も「堂山」という小字名が残っている。

**平安時代**：南部丘陵・平野部の発掘調査では粟生間谷遺跡よりこの時期の集落域が検出され、徳大寺遺跡では梵鐘鋳造遺構が検出されている。また、粟生間大日遺跡では後期の集落が検出され、白島遺跡では須恵器壺口縁を黒色土器で覆い、中に焼骨を納めた藏骨器が出土したとされる。

北部山間地域では今回の小畠遺跡1Aトレンチより黒色土器・須恵器を伴って該期の面が検出され、新たに考古学的知見が加わったほか、勝尾寺にはこの時代の中期（9世紀末）に製作されたと推定される薬師如来及び両脇侍や千手観音立像、貞觀様式を伝える男神立像など該期の彫刻作品が伝わっている。

また、山間部の天上ヶ岳頂上には役の行者の墳墓とされる地点が所在し、江戸時代の石碑が見られる。

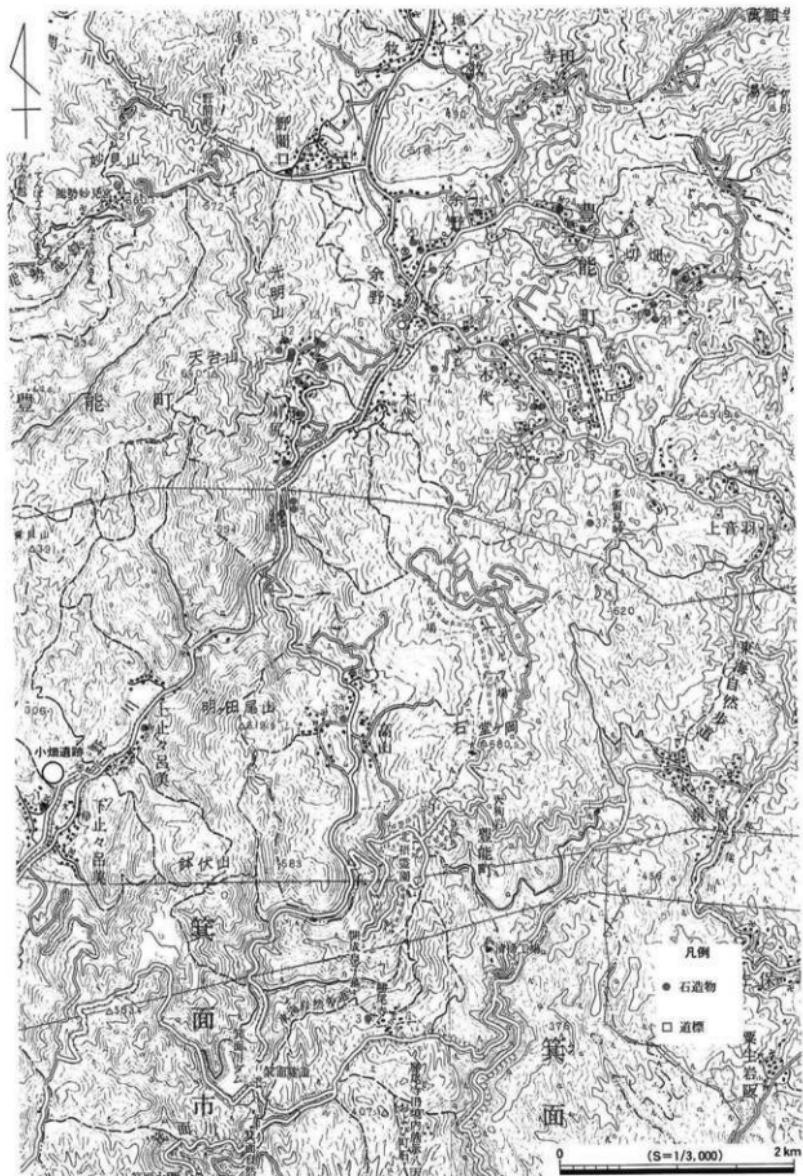


図6 周辺石造物・道標分布図

表1 石造物・道標一覧表

No.	種類	名 称	時 代	備 考
1	建造物	下止止呂美石造宝鏡印塔	正平七 (1352)	府指定有形文化財
2	〃	一石六丸藏・逆巻末石仏、厚生庵石仏	天正十三 (1585)	市指定有形文化財
3	〃	勝尾寺石造五輪塔	鎌倉期	府指定有形文化財
4	石 碑	小車利助の碑		
5	石 仏	川尻井山地蔵石仏	正和三 (1314)	
6	建造物	〃 宝鏡印塔	享保七 (1722)	
7	石 碑	殿方の庚申塔婆	享保七 (1722)	
8	石 仏	打越阿弥陀三尊石仏	正平七 (1352)	
9	〃	中の阿弥陀三尊	天正元 (1573)	
10	石 碑	〃 光明真言板碑	寛文十二 (1762)	
11	建造物	法輪寺殿の塔	文和四 (1355)	
12	〃	〃 宝鏡印塔	南北朝期	
13	石 碑	北の石不動明王板碑	天正十六 (1588)	
14	建造物	〃 大峰供塔	享保九 (1724)	
15	石 仏	〃 双体地蔵石仏		
16	〃	〃 多尊石仏	天正八 (1580)	
17	〃	〃 府崖仏	天文十七 (1548)	
18	〃	野間口灰井地蔵石仏	文政十一 (1818)	
19	石 碑	牧役の行者の石像		
20	墓 碑	余野遊仙寄せ墓	文和四 (1355)	
21	建造物	〃 一石五輪塔	応永六 (1373)	
22	石 仏	十三仏	永禄七 (1580)	
23	〃	切畠西野多尊石仏	天正三 (1575)	
24	〃	法性寺地蔵石仏	正和三 (1314)	
25	考 古	旧走湯天王社の石槽	鎌倉期	府指定有形文化財
26	石 仏	切畠中の西多尊石仏	正和三 (1314)	
27	石造物	大円假迦室阿弥陀三尊笠塔婆	乾元二 (1303)	
28	〃	〃 の宝鏡印塔		
29	石 仏	下所地蔵石仏	正和三 (1314)	
30	〃	〃 阿弥陀磨崖仏		
31	〃	〃 多尊磨崖仏	天正二 (1574)	
32	建造物	木代走落神社の石灯籠	正徳元 (1711)	
33	石 仏	たぬきやぶ多尊磨崖仏	天正二 (1574)	
34	〃	三位塚の地蔵磨崖仏	正和三 (1314)	
35	〃	朝川寺地蔵石仏	文政七 (1824)	
36	石造物	〃 〃 無縫塔	室町期	
37	考 古	旧頭応寺の石槽	府指定有形文化財	
38	墓 碑	高山マリアの墓	元文元～宝暦元 1736～1751年	
39	石 仏	高山高札の石仏	中世末～明治三 1870年	
40	石道標	川尻田中街道道標	正徳四 (1714)	
41	〃	野間口妙見山道標		
42	〃	余野の旧田龜岡街道妙見参道道標	嘉永二 (1849)	
43	〃	木代街道(龜岡街道)道標	明治一六 (1883)	

鎌倉時代：周辺に良質の石材を産出する茨木複合花崗岩帯が貫入していることから図6に示すように豊富な石造品が各所に存在し、この地域を特徴づけている。

古いものかその主だったものを見てゆくと、まず、勝尾寺境内に鎌倉時代にまで遡る五輪塔が存在する。また、同寺には旧境内傍示八天石石藏及町石が存在し、このうち、前者の傍示八天石石藏は、寛喜二(1230)年『右馬寮下文』に記載される「八天之石藏」に相当するものとされる。その実際は、勝尾寺の四至境界約1kmから2kmの範囲の八方に土坑を穿ち、その中に勝尾寺の方角に顔を向けた四天王・四大明王いずれかの銅像を収めた陶製容器を埋納し、その上位に自然石を用いて方形三段の石積を高さ1m程築成するものである。そして、後者は参道に存在する花崗岩製五輪塔町石塔婆を指すもので、このうちの8基は鎌倉時代中期以前の特徴を持っており、現在知られている同種のものでは、わが国最古の遺例となっている。なお、これらは双方とも現在、国の史跡に指定されている。

また、記年銘を持つ石造物では豊能町所在の切畠大円假迦室阿弥陀三尊笠塔婆が最も古く、乾元二〔嘉元元〕(1303)年銘を記している。これに続いて正和三(1314)年記を持つ資料に豊能町川尻向井山地蔵石仏、同町切畠法性寺地蔵石仏、切畠大円下所地蔵石仏、中の西多尊石仏、そして、木代三位塚の地蔵磨崖仏の5つの資料が確認されている。

考古資料では豊能町切畠に所在する旧走湯天王社の石槽や、同じく豊能町の木代に所在する旧頭応寺の石槽があり、周辺部に存在する同種のものを含めて府の有形文化財に指定されている。

**南北朝期**：前時代と同様、豊能町を中心として盛んに石造物が造立されており、年記を持つ例も多い。その代表的なものに小畠跡に隣接した薬師堂の横に位置し、大阪府の有形文化財にも指定されている下止止呂美花崗岩製宝篋印塔があり、南朝の正平七（1352）年銘などを記す。なお、ここから余野川を約4km遡った川尻打越の阿弥陀三尊石仏にも南朝の同年記が刻まれている。

つづいて、3年後の文和四（1355）年記を持つ例が、さきほどの川尻にある法輪寺境内の鉢の塔と約1.5km上流の余野遊仙寺寄せ墓の墓標の一つにおいて確認されているが、こちらの2例は北朝年記となっている。北朝の記年銘を持つ例は、同じく余野の遊仙寺の一石五輪塔においても確認されており、これには文和四年から遅れること18年の応安六（1373）年の年号が刻まれている。

なお、小畠跡から余野川を約1.5km流した久安寺においては文和二（1353）年、足利尊氏が池田荘内的一部を寺領として寄進したとの記録が同寺の文書に残されており、この狭隘な河川に点在する村落や寺院にも南北朝動乱の波が押し寄せ、その渦中にあったことが窺い知れる。

止々呂美的地名は、この南北朝段階において始めて確認される。その初見は、『師守記』康永四〔北朝〕（1342）年八月十一日条の「摂津国止々呂岐庄界事・・・（中略）・・・今日御前評定」と記される一文である。『莊園志料』ではこれを現在の豊中市轟木に比定しているが、双方の年代に10年の隔たりしかない正平七（1352）年記を持つ下止止呂美宝篋印塔の銘文と荘名において全く同様の表記法を採ることから、これが止々呂美的地を指すものであるとする方により高い妥当性をみいだしたい。

つづいて、これより7年遅れる史料がある。勝尾寺文書の中に見られる『島居立造立条々注文』なる文書がそれであり、北朝の貞和五（1349）年11月日の年記が記されている。その文章中には「一、散在賦紙袋米錢上帳事・・・（中略）・・・一斗六升七合」、「二百五十文」などの記述と共に「止々呂美上下」という表記がみられ、この逸文により、その中に記される「止々呂美上下」が現在の上・下の止々呂美地区を指すものであるということ、当時、勝尾寺の島居造立に際し、荘内の住民や田畠にも紙袋米錢という賦役が課せられたこと、この段階からすでに止々呂美地区が上・下の2区分に分けて取り扱われていたことを知ることができる。なお、上下2地区に明確に分けて記述されていることに注目し、これを、さきほどの『師守記』に記される境界裁定の結果を反映した表現法と評価するならば、その裁定がこの地を舞台とすることにより積極的な評価を与える根拠の一つともなる。

この3年後には先述の正平七（1352）年記を持つ下止止呂美宝篋印塔が造立される。の中には判読しづらいが「止々呂岐荘」という銘文が刻まれており、この地がそう呼称されていたことを実見できる。

**室町時代**：応永十五（1408）年を記す『勝尾寺僧等申条案』の中に、高山荘との相論に際し「隣莊止々呂岐上莊公文金屋」なる人物が乱入したとの記述があり、また、寛正五（1664）年の『勝尾寺領散在田畠目録』に「轟見之庄」の名がみえ、大永二（1522）年『勝尾寺田畠目録』にもこの地区が記される。

石造物では川尻北の谷磨崖仏に天文十七（1548）年、余野十三仏に永禄七（1580）年の銘がみられるほか、天正元（1573）年から十六（1588）年記を持つ石仏・磨崖仏・板碑などが7例確認されている。

また、ルイス・フロイスの『日本史』の中にも止々呂美的名が記されており、それによると修道士ダミアンという人物が、この地で黒田家の家臣60から70人に対し、説教・洗礼を行ったと記載されている。

**江戸時代**：慶長十（1605）年の『摂津国絵図』では上下「ト、口水村」、元和元（1615）年の『摂津一国高御改帳』では「止々呂水村」のみ、寛永から正保期（1624～48）の『摂津石高帳』では上下「止々呂美村」などと記載され、各時期によって幕府直轄、摂津国麻田藩・高槻藩、備中岡田藩、神田除地などと領主が変化し幕末に至った。その間、柴草採取、鉱石採掘をめぐって度々山論が起こっている。

## 第Ⅳ章 発掘調査の成果

### 第1節 1Aトレントの調査

#### 第1項 基本層序と遺構面

橋脚建設予定地に長辺17m、短辺15mを測る長方形の調査区を設定した。調査地点は谷地形の末端部に位置するもので、近代から平安時代にかけての計4面の遺構面を検出した。

調査着手前の調査地は栗をはじめとする果樹栽培が行われており、畠地造成などによる搅乱が予測されたが、抜根などある程度の改変は認められたものの、大きな搅乱・削平までには至るものではなかった。このため層位は比較的安定しており、地形に沿う形での均質的な堆積状況を示していた。

層序は、北側が上層より腐植物混じり耕作土、上層からの土壤化を受けた2.5Y7/4浅黄色小礫混じり粘質シルト、中世の遺物包含層である2.5Y7/3浅黄色小礫混じりシルト、瓦器・黒色土器などを包含する10YR6/2灰褐色小礫混じり砂質シルト、炭・黒色土器などを含む10YR5/1灰褐色小礫混じり砂質シルト、10YR6/3にぶい黄褐色小礫混じりシルト、2.5Y7/3浅黄色シルトとなる。また、中央部山寄りでは2層目を除去した段階で直ちに基盤層が露呈し、さらに山側へ移ると完全に岩盤となる。

南側では1から5層までは北壁と同様であるが、それ以下が7.5Y7/2明褐色小・中礫混じり粘質シルト、2.5Y7/4浅黄色小・中礫混じり粘質シルトとなり、前者が北壁の6層に相当する層準となる。

遺構面は各層準の上面において検出され、第2面のみが上層からの影響により局所的にしか確認できなかったが、その他の面の確認については比較的良好な状況で検出することができた。

第1面は腐葉土や樹木小枝などの混じった現代の耕作土を除去した段階で検出されるもので、遺構は2.5Y7/4浅黄色小礫混じり粘質シルトを基層として形成されている。しかし、この基層は表面の土壤化の影響を強く受けおり、非常に脆弱で不安定な構造を持つ堆積層から成り立っている。

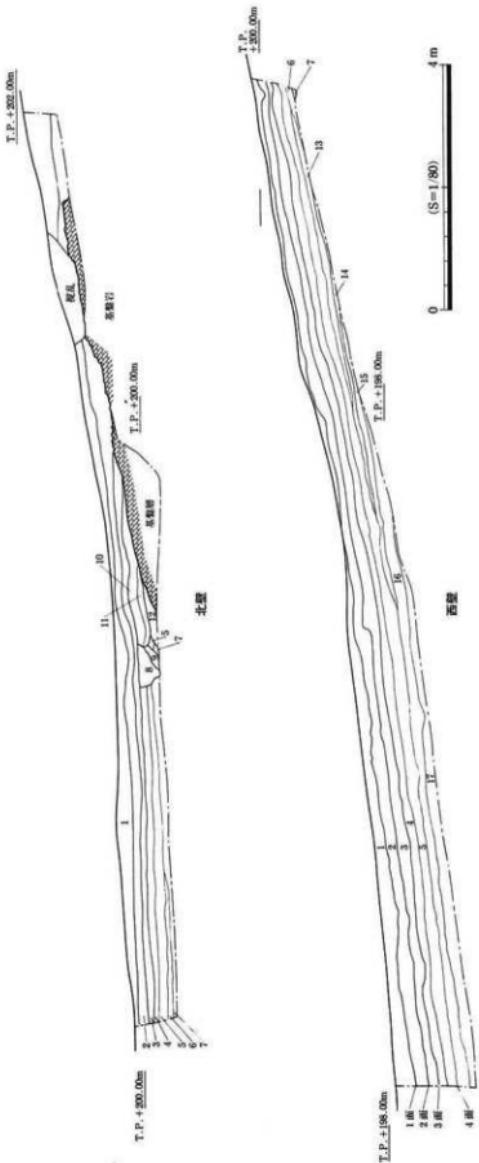
検出された遺構には窓状遺構と炭溜まりなどがあり、双方とも試掘調査段階でその一部が確認されていたものである。出土遺物には近代の貨幣がみられたのみで、その他のものは検出されなかった。

第2面は上面の基層となる2.5Y7/4浅黄色小礫混じり粘質シルトを除去した段階で確認されるもので、調査区西隅において土坑1基を検出した。掘削途上においてこれを確認したため、直ちに遺構面の精査を行ったが、上層との分離に苦慮する部分も多く、この遺構のみを確認するに止まり、遺物もなかった。このような状況のため、時期を決定する根拠に乏しいが、基層となる2.5Y7/3浅黄色小礫混じりシルトには鎌倉時代以降の土器が含まれていることから、これ以降近代までの時間幅の中に収められよう。

第3面は上面の基層となる土層を除去した段階で検出されるもので、調査区北部において石積1ヶ所を検出した。出土遺物には石積前面から出土した黒色土器・瓦器、裏込土から出土した瓦器などがあり、その時期が13世紀前半代頃に納まるため、おおむねその頃に構築されたものと考えられる。

第4面は第3面の基層および、10Y5/1褐色小礫混じりシルトを除去した段階で検出されるもので、南側が7.5Y7/2明褐色小・中礫混じり粘質シルト、北側は10YR6/3にぶい黄褐色小礫混じりシルトを基層とする。確認できた遺構には土坑、小溝、小穴があるが、いずれも浅いものであった。

第4面以下、さらに下層に対し、遺物の包含の有無、遺構面の検出を試みたが、それらしき兆候はみられず、最終的に本体工事時に法面の観察を行ったが、開析谷とその堆積土を確認するに止まった。



9. 2.3Y 6.2 淡褐色小・中等量泥じりシルト(と河床で漂浮を多量に含む)  
 10. 2.3Y 6.3 に近い淡褐色小等量泥じりシルト(河床の泥を多く含む、漂ふる)  
 11. 10TR 6.3 に近い淡褐色小等量泥じりシルト(河床の泥を多く含む)  
 12. 10TR 6.3 に近い淡褐色小等量泥じりシルト(河床の泥を多く含む)  
 13. 10TR 6.1 淡褐色泥質砂泥じり砂質シルト(漂浮泥質)  
 14. 10TR 7.3 に近い淡褐色泥質砂泥じり砂質シルト(漂浮泥質)  
 15. 10TR 6.1 淡褐色泥質砂泥じり砂質シルト  
 16. 7.3Y 7.2 淡褐色小・中等量泥じり砂質シルト(漂浮泥質)  
 17. 2.3Y 7.4 淡褐色小等量泥じりシルト(漂浮泥質)

E: 2.3Y 7.4 淡褐色小等量泥じりシルト(漂浮泥質)

図7 IAトレーナー北壁・西壁断面図

## 第2項 第1面

検出された遺構には土坑2基とピット1基がある。土坑は双方とも試掘調査段階で確認されていたもので、今回の調査によりその全容を確認することができた。なお、各遺構からの出土遺物は皆無であったため時期を決定する根拠に乏しいが、遺構面直上より大正九（1920）年記を持つ桐一銭青銅貨が出土していることからこれを上限とすことができ、また、この貨幣が昭和十三（1938）年には製造が中止されていることにより、この年代からやや遅れた時期にかけて形成された遺構であると考えられる。

土坑1は長径1.6m、短径1.1m、深さ0.4m程度を測り、主軸は等高線に直交する形で南北にある。平面形態は卵形を呈し、その頂部は低位側となる南部に向けられている。この部分は一段深くピット状に掘り込まれており、壁は被熱により赤変し、一部固化した部分も観察された。反対側すなわち北側はこの方向に向かって登り勾配の緩斜面となっており、その中央部上位には小さな段を有する。

埋土は最下層に炭や焼けた小礫を大量に含む2.5Y2/1青黒色粘質シルトが観察され、それより上位に小礫や粗砂を含んだ褐灰色や浅黄色などを呈する砂質・粘質シルトが堆積している。なお、各層位とも土器類などの出土遺物はみられなかった。

この遺構の性格であるが、斜面下側部分に火熱を受けた掘り込みがあること、上位に炭や焼石を多量に含む土層が堆積していることなどからみて、前者を焚口、後者を燃焼室とする小型の窯状の機能を有する遺構とすることが最もふさわしいものと考えたい。

土坑2は試掘調査時の資料を合わせると長径2.5m、幅1.7m、深さ0.1mを測るもので、主軸は東西方向にある。埋土は5BP1/2あるいは、1/3の青黒色を呈する炭化物を多量に含む土層で充たされていた。また、坑底中央附近では部分的に淡い変色部が観察され、軽微ではあるが熱にさらされるような状況にあったことを窺わせているが、全体的な印象としては浅い落込状の窪みに炭化物を多量に含む土層を充填しているような状況であった。

先述の土坑1との位置関係を含めて考えた場合、焚口と想定される部分から南へ約3.0m離れた場所に位置していること、その位置が谷地形の最も低い場所にあることから、小型窯である土坑1が操業していた段階の作業場あるいは廃棄物の集積場などという性格を付与できるものと考えておきたい。

ピット1は調査区中央西より検出された椭円形を呈するピットで、南東側に小段を設ける2段掘状の掘方を持つ。規模は長径0.5m、短径0.35m、深さ0.2mを測り、埋土は2.5Y5/1黄褐色小礫混じりシルト、5Y7/3浅黄色シルト、2.5Y7/2灰黄色小礫混じり砂質シルトの3層に分層される。

本遺構面の年代については、基本層序の項でも述べたように、近代でも新しい段階、すなわち、大正期後半から、昭和初期にかけて形成されたものである可能性が高い。

## 第3項 第2面

調査区西端部において土坑1基を検出した。基本層序の項でも述べたが、上層との層界が明瞭ではなく、土坑を確認した段階で面的な精査を実施したが、これ以外の遺構を検出することはできなかった。

規模は長径0.9m、短径0.8m、深さ0.25mを測り、平面形態は円形に近い隅丸方形状を呈する。土坑内の南西には拳大の円礫が1点含まれていた。

埋土は上位より2.5Y7/3浅黄色小礫混じり粘質シルト、2.5Y7/4浅黄色小礫混じり粘質シルト、5YR 6/3にぶい黄橙色粘質シルトと3層に分層され、最下層は著しい被熱痕跡を止め固化している。あるいは基層そのものが被熱により変質また変色して異なる層と見紛う状況になっている可能性も高い。

この面の時期については出土遺物もなく、先述のような状況のため不確定要素を多分に残している。

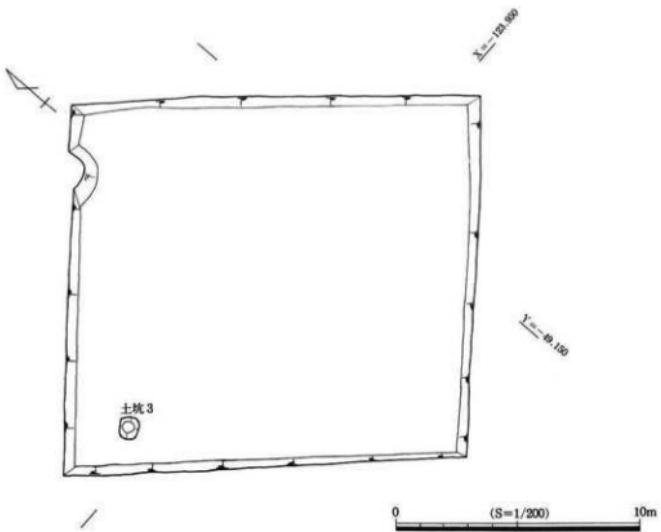
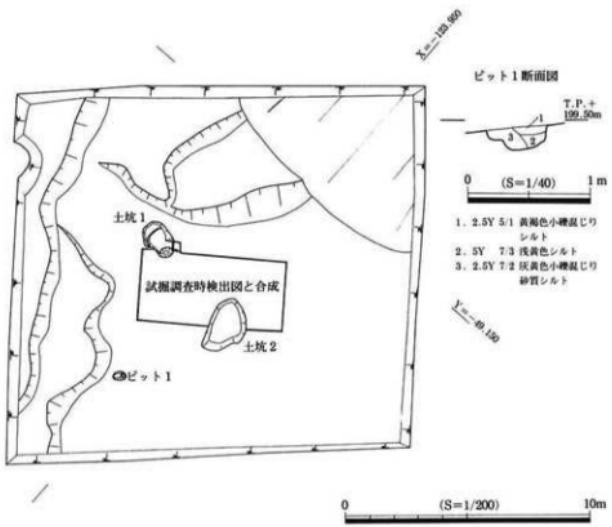


図8 1A トレンチ第1面・第2面平・断面図

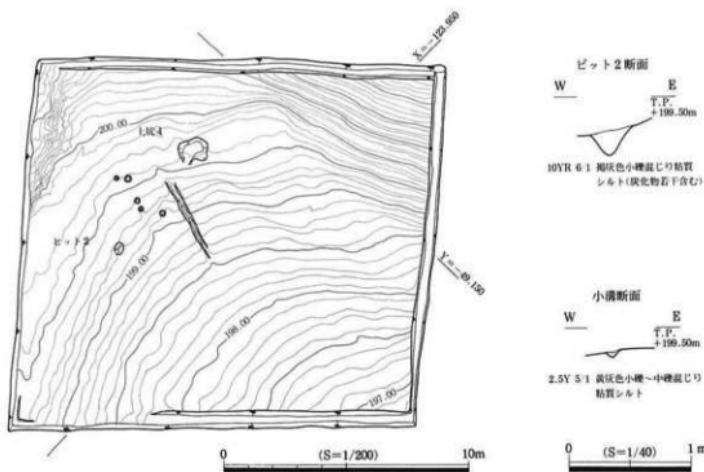
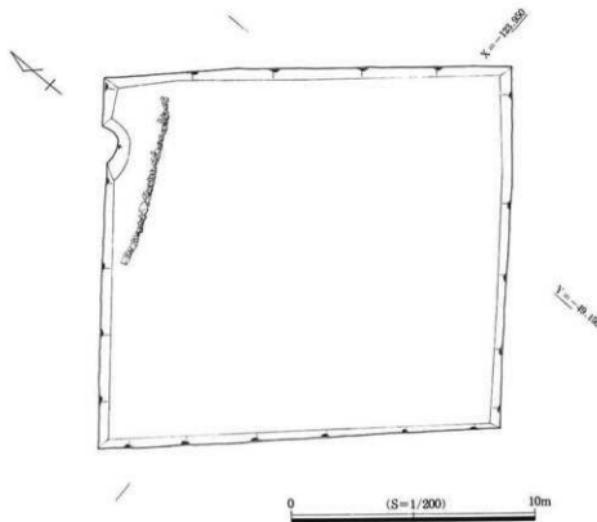


図9 1Aトレンチ第3面・第4面平・断面図

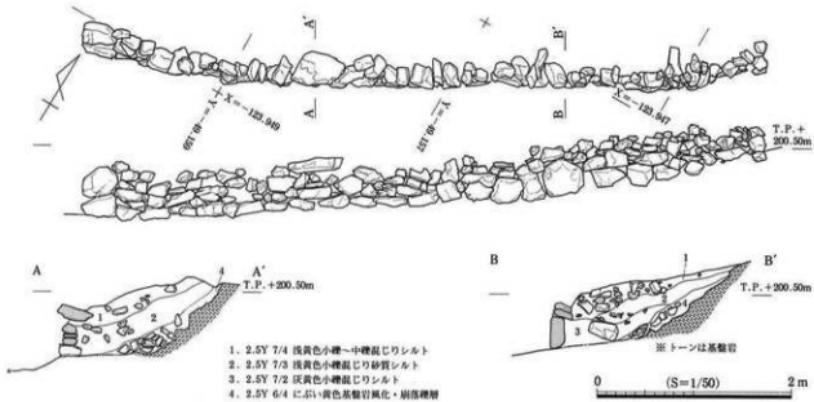


図10 1 A トレンチ第3面石積1平・立・断面図

#### 第4項 第3面

調査区北端部において石積1と呼称する石列を検出した。本遺構は第1面精査時すでに上部が確認でききたが、当初、北側に露呈している基盤岩起源の崩落石の集積であるとの認識であった。しかし、調査を進めるうち、列状をなすこと、南側の面が揃えられていることが判明し、基底部や掘方などの存在を想定して構築面を探る作業を行った。その結果、東西方向に約7m続くこと、もう一層下位の堆積土上面より石積みを行っていることが明らかとなり、該期に帰属させるべき遺構であるとの結論を得た。

この石積は、基盤岩が風化・崩落した礫石を主とする2.5Y6/4にぶい黄色を呈する堆積物の前面および、第3面基盤層上に直接石材を積み上げるもので、掘方などの付帯施設は設られていないかった。

また、石積みの構築法は、図10の断面図A-A'のように下位の石材については面を表に出し石を立て並べるようにして積み上げるのに対し、上位はB-B'のように石を90度回転させ、面を上方に向け、小口を表に出すという手法を探っている。使用される石材は附近の岩盤と同類のものが中心となり、また、その大部分が角礫であることから手近に散布する石材を用いて構築されたものと考えられる。

裏込め土には下層より2.5Y7/2灰黄色小礫混じり砂質シルト、2.5Y7/3浅黄色小礫混じり砂質シルト、2.5Y7/4浅黄色小礫から中礫混じりシルトという礫石を多量に包含する3種類の土層を用いているが、これらは上方に位置する北側の岩盤から得られる土砂を使用したことに由来するものであり、石積み裏面に礫石のみを直接充填するなど、明確に裏込めと考え得ることのできるような配慮はなされていなかった。この遺構を石垣とすることなく、敢えて石積と呼称したのはこの所以である。

出土遺物には前面の堆積物中から得られた少量の瓦器、白磁・青磁、須恵器および、裏込め土から出土した微量の瓦器小片がある。このため、時期的な問題に関しては不確定要素を多分に残すものであるが、輸入陶磁器などの年代を勘案して、13世紀前半代を中心とする時期のものと考えておきたい。

なお、この石積が構築された目的については、平坦面を得る、下方への土砂流出防止に備えるなどの理由が考えられるが、平坦面を得ようとするならば、すぐ北側に岩盤が露呈し、余りにも狭隘なものにしかならないこと、土留を目的とするのであれば、基底部の構築法が簡略化されており、後方からの土圧に対して非常に弱い構造となっていることなど否定的な要素が多く、不明といわざるを得ない。

## 第5項 第4面

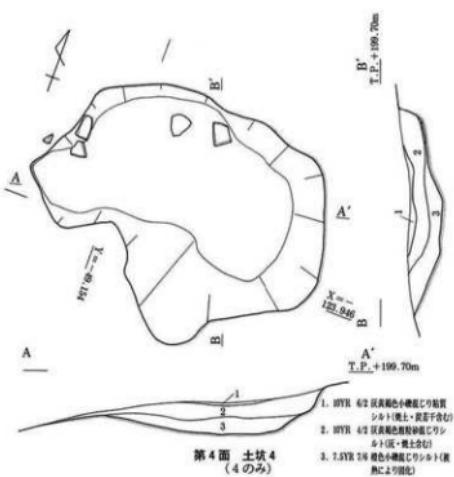
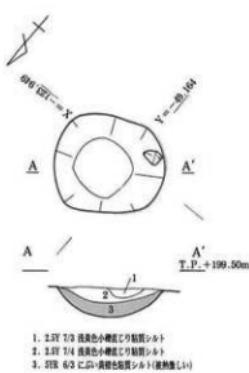
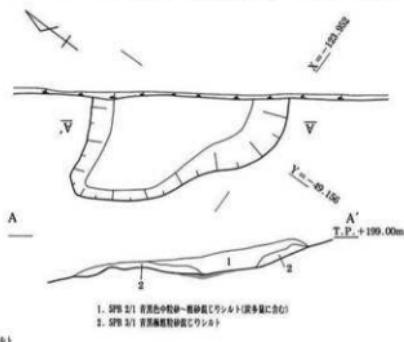
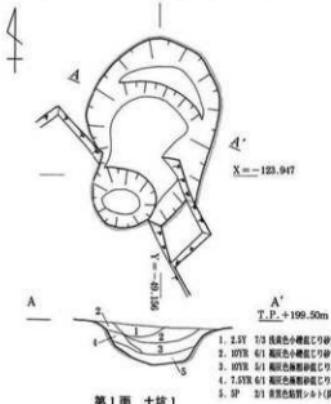
土坑1基、小溝1条、ピット6基を検出したが、土坑を除いては人為的所作に欠けるものとみられる。

土坑は東西1m、南北1.3m、深さ0.15mを測り下底面は被熱による赤化が認められる。

小溝は長さ3.6m、幅0.3m、深さ0.05mを測り、等高線に直交することから自然地形と考えられる。

ピットはやや規模の大きいもの1基、小規模なもの5基を検出したが、性格については不明である。

出土遺物には土師器、須恵器、黒色土器、土釜などがみられ、平安時代中期頃のものが中心となる。



0 (S=1/40) 2 m

0 (S=1/20) 1 m

図11 1 A トレンチ検出遺構平・断面図

## 第6項 出土遺物

第1面出土遺物には図12-24の桐一錢青銅貨があり、基層上位からは15世紀頃のへそ皿が出土した。

第3面出土遺物には図12-2から6の各種土器・陶磁器類がみられる。2は外面に鷲連弁紋を施した青磁碗で、龍泉窯系青磁碗I-5類に分類される。3は二次焼成を受け炭素の吸着が消滅した瓦器碗である。4は土師器の皿で、5は高台部のみが遺存した内黒の黑色土器A類の碗である。6は高台部のみが遺存する白磁碗であるが、その特徴から同安窯系白磁碗IV-1類に分類されるものであろう。この他小片のため図化に堪えない土師器や瓦器、東播系須恵器、写真図版75上段左上の青磁碗などが出土した。

これらの遺物は、図12-4や5など一部平安時代のものもあるが、1-5類の青磁碗が含まれることや、瓦器碗の形態などからみて、概ね13世紀前半を下限とする時期に位置づけられるものであろう。

第4面出土遺物には図12-7から23の各種土器がある。7は須恵器碗片で底部は平底となり、回転糸切り痕が観察される。形態や手法からみて丹波篠窯で生産された製品と考えられる。8・10・11・21から23は土師器で、8は口縁が遺存する杯口縁部片、10・11は屈曲した口縁を持つ皿の破片、21は体部上位から口縁が遺存する壺片、22・23は菅原分類の撰津C型に分類される土釜である。また、9および13から20は黒色土器碗で、すべてが内黒の資料で占められ、両黒のものは小片でも確認できなかった。

なお、これらは図12-22・23の土釜が土坑4より出土した以外、すべてが包含層からの出土である。

以上の遺物の時期的な問題については、須恵器高台部の形態や黒色土器が内黒のみで占められること、また、土師器皿・壺・土釜の口縁部形態などから判断して10世紀後半から末葉のものと考えられる。

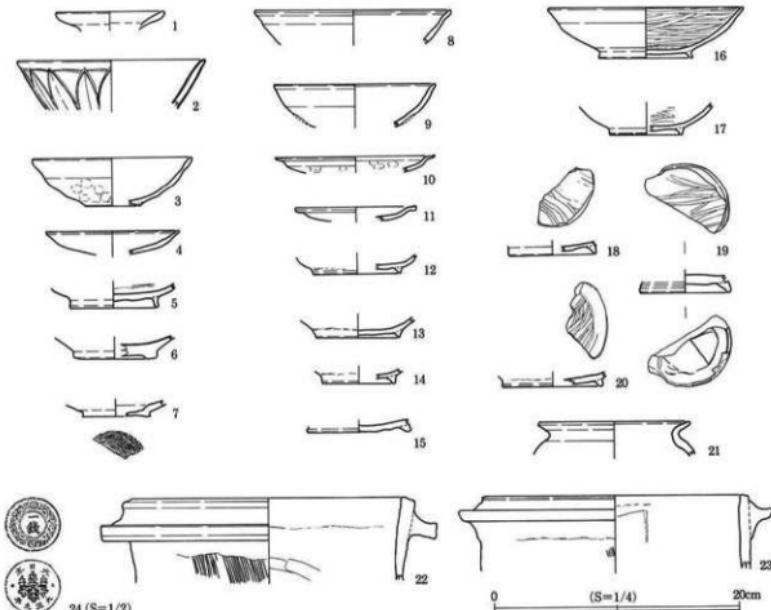


図12 1 A トレンチ出土遺物実測図

## 第2節 2A・3Aトレンチの調査

### 第1項 基本層序と段階区分

2A・3Aトレンチと並列して呼称しているのは、当初2Aトレンチ中央部附近の南西部に位置する尾根の小支脈上において、遺構の存否を確認する意味で3Aトレンチという細長いトレンチを設定したことによる。その結果如何では南東側に調査区を拡張し、鞍部全域に調査区を拡張するという計画であったが、腐葉土を除去した段階で直ちに地山が露呈するという状況で、遺構・遺物などの存在は確認されなかった。このため、トレンチ調査のみで終了することとなり、結果的には2Aトレンチに3Aトレンチという斧柄状の調査区が付け加わる形になり、この両名を併記することとなった次第である。

2Aトレンチの基本層序も3Aトレンチの試掘結果とほぼ同様の態で、大部分が腐葉土からなる表土を除去した段階で直ちに遺構面に至るというものであった。これに含まれないものは調査開始前より地表面に露出していた石仏列・隆起部および、掘削後に検出した落込と東側谷部の埋積土のみであった。

このような状況は山間部の斜面地に所在する遺跡に通有の事象であり、そういう意味において小畠遺跡もこの例に漏れず、堆積土を基準とする遺構面の把握を行うことは不可能であった。このため、遺構の重複状態やその他の要素を加味して、大きく3段階に区分して遺構を報告することとした。

錯綜して多数の遺構が検出されたにも拘らず、大綱的な時期区分しかできないことは、このような遺跡の立地条件的制約に起因するものであることを予めお断りしておきたい。

**第1期：2Aトレンチ中央部を北西から南東方向に貫く尾根の稜線の上を縫うようにして構築された隆起部と、斜面に構築された石積を該期の遺構に相当させることができる。**

隆起部は盛土と石積からなるもので、第3期の石組墓が集中する箇所については石を積み、それが分布しない場所では土盛りを行うという、原材料採取地の条件に呼応した用材の確保を行っている。

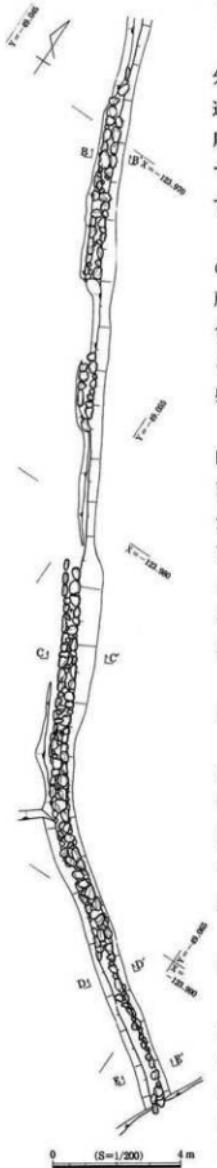
これらは、分布調査時より存在が確認されていたもので、特に前者は今回、小畠遺跡の発掘調査を行う契機となる直接的要因の一つとなった。また、この隆起部は今回の調査区内で完結するものではなく、さらに尾根上方と下方谷部に続いている。なお、どちらの遺構も今回の調査では時期を示すような遺物などは検出されなかったが、3期の石組墓との重複関係、また、隆起部に用いられる石材の一部に石仏や組合式五輪塔の地輪が転用されており、この所作を葬地や礼拝地としての「場」という意識が薄らいでいるものとみなし、該期が最も新しい段階の遺構と考えるに至った。

**第2期：尾根の中腹を造成して構築された長方形区画2ヶ所と、石仏列2基をこの段階に分類した。**このうち2基の石仏列は、隆起部と同様に試掘調査着手前の分布調査時より確認されており、1996年発行の『大阪府文化財分布図』にも「石仏集散地」として登録され、先述の隆起部と同様に今回、発掘調査を行う有力な根拠とされた。出土遺物には、長方形区画附近から出土した江戸時代の貨幣がある。

**3期：墓壙の上に石組を伴う墳墓や落込、埋積谷を検出した。**墳墓は总数203基を数え、そのほとんどが尾根上に位置し、平野部が望める場所に集中して構築されていた。墓壙内の多くには火葬骨を埋納しており、茶毬に付された後、葬られていたことを窺わせている。墓壙を埋戻した後には附近に露頭する角礫や下方に流下する余野川から得られた円礫を持ち運んで一定の区画を設け、領域を明示しているが、余りにも重複が激しいことから、必ずしも長期間に亘り有効性のあったものとは考えられない。

出土遺物には土師器小皿、東播系須恵器、青磁、鉄製品があり、その大部分が副葬品とみなされる。

なお、落込は検出層準から、埋積谷は出土した瓦器碗から考えて該期の遺構に帰属させたものである。



第2項 第1期

隆起部は尾根の稜線上に沿うような形で構築されており、総延長約140m分を調査することができた。また、表面観察や試錐棒による探査から、この遺構の両端はさらに両側に続くことが確認され、それらによると北側である尾根筋上位側では頂部に向かって稜線上に構築されており、反対側の下位側では、調査区からやや下った位置で東に折れ、谷側に向かって等高線に直行するような形で屈曲し、谷底に至る手前で消滅するものと推定される。

使用される用材は前項に述べたとおり、第3期の石組墓集中部では余野川の川原から採取されるような円礫や附近に散布する角礫、それから離れた場所では土砂を使用している。これらは組合式石製五輪塔の地輪や石仏までを含むという石材の組成、盛土に用いられる土砂の質が近隣のものと酷似することから、周辺で最も簡便に入手できる用材を使用したものと考えられ、土盛と石積みを組み合わせて一つの遺構を形成しているという状況であった。

合計5ヶ所に設定した土層観察用断面などから構築法を推定すると、まず、断面1・2・5のように基盤層上面の直上に盛土あるいは両外側に向かって面を揃えながら石積みを行い、その後、両者の間に附近に産出する小振りの角礫や川原石を交えた土砂を充填して裏込めとしながら構築する部分と、断面2・4のようにある程度の整地を行ってから上記と同じ作業を始める部分との2つの方法があったと考えられる。しかし、これら2つの技法は、石積み・土盛りの部分に関係なく双方の技法が用いられていることから、用材の相違によって二つの技法を使い分けていたのではないものと考えられる。

また、どちらの場合においても転圧や掘方掘削という積み石前の工程が行われた状況は確認できず、準備工事なしの状態で直接作業を開始している。

なお、断面2の土層堆積状況をみた場合、石積みを行った後、前面に土砂が堆積し、その上面に表土層が載るという状況が観察され、あたかも石積みを覆う土盛りがあったかのような印象を受ける。しかし、このような作業を行なうのであれば、わざわざ石積みの面を整える必然性はなく、乱石積みを行って心材とすれば充分その機能を果たすことができる。ゆえに、当初より石積みのみで完結させるという計画を以て作業が進められたものとみなしたい。

石積2は2Aトレンチ東側斜面で検出されたもので、適当な石材をただ乱雑に積み重ねただけという印象を受けるものであった。

使用される石材は先程の例と同じく余野川の川原石と角礫であり、尾根上から転落した3期の遺構に帰属する円礫や、谷底に産出する角礫を資材供給源とし、積み上げられたことが考えられる。石積の両端からは尾根と谷それぞれに向かう細い道がのびており、この部分の斜面側のみが一部掘削され、躍場状に広くなっている。このような地形が観察されることから、斜面地に

おいて足場など一定の面積を確保する必要性が生じたため、ここに石積みを構築するなどして矮小な平坦面を造成し、その用に供したとも考えられる。

図13 2Aトレントル起部石積平面図

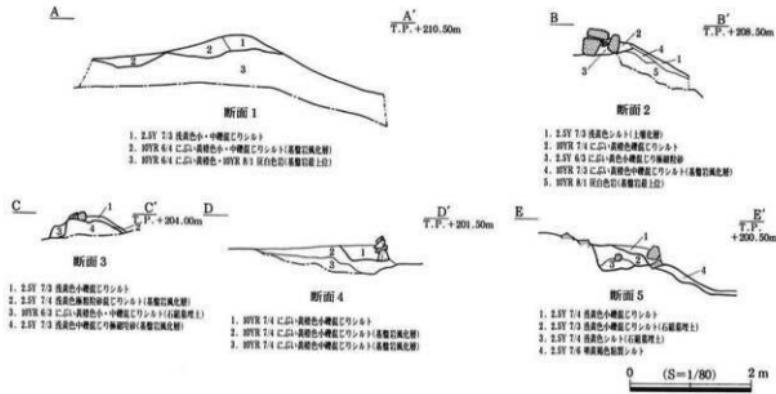


図14 2 A トレンチ隆起部断面図

以上、当該期の2遺構についての報告を行った。両遺構とも土器類など時期を知る手掛かりとなるような遺物の出土がみられなかったため、これらの帰属時期については不明といわざるを得ない。

しかし、隆起部は第3期の石組墓の上位に構築され、かつ、それらに用いられていた石材を転用しているものと考えられることから、これより後となるのは確実である。また、第2期との関係については、遺構同士が重なり合うなど直接的にそれを示すような状況証拠は確認されなかったが、石積を構築する際の使用材料に石仏や組合式五輪塔の地輪までをも用いていることから、この場所が葬地であるとの認識が薄れた段階、すなわち、後出段階のものであるという解釈のもとに言を進めた。

しかし、第1期の遺構が構築された後、荒廃した墓地に散在する石仏を整備したという場合も想定されことから、その前後が入れ代わる可能性も充分考えられることを述べておきたい。

また、この施設の設置目的であるが、結界・境界・猪垣などいくつかの候補が上げられる。しかし、仮に猪垣とすれば高低差が少なすぎるなどの問題があり、未だ明快な答えを持つには至っていない。

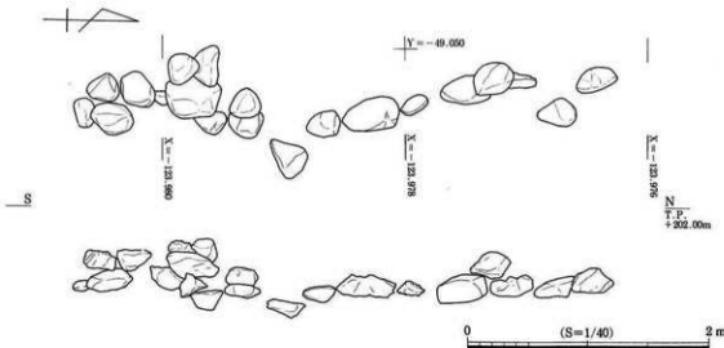


図15 2Aトレンチ石積2平・立面図

### 第3項 第2期

該期に帰属する遺構に石仏列2基、長方形区画2ヶ所がある。このうち2基の石仏列は、先述のように調査着手前からその存在が認知され、「石仏集散地」として周知の遺跡としても登録されていた。

長方形区画は、調査着手前にはこれに伴う石列が腐植土に半ば埋もれるような状態で露出しているのみであったため、当初、どのような遺構になるものかはわからず断じ難い状況であった。

石仏列1は2Aトレンチ南部に位置し、前面には尾根頂部を削平した平坦面が広がる。石仏は東西一直線に5体が並べられ、それら全ての面が眼下に平坦地が望める方向に向けられている。

造立の方法は、まず最初に斜面の等高線に沿うように小規模な段を造成し、その山側に石仏裏面が接するようにして正立させ、前面に偏平な川原石を置いて固定する。続いて10YR5/3に近い黄褐色土を以て裏面を埋戻し、さらにその上面と南西側に石仏裏面と側面が密着するようにして偏平な川原石を敷いて三方から固定するという方法が採られている。刻出された石仏は彫法や用いられる石材に各々相違はあるが、表現される仏像が阿弥陀如来、像容が座像、印相が定印となることで共通している。

石仏列2は2Aトレンチ西南部に位置し、石仏列1が所在する丘陵の西斜面からやや下がった鞍部に立て並べられており、石仏列1と同様、使用される石材・彫法などに統一性のみられないものであった。

しかし、設置方法は前者とは大きく異なり、浅い土坑を穿ってその周囲に石仏と自然石を立てるだけのもので、基部も腐葉土が堆積するのみで固定されたような痕跡は確認されなかった。このような状況から、附近に散在していた石仏を無造作に集積したような状態にあると判断されるに至った。

集められた石仏は4体で、その内3体は先述の例と同様に定印を結んだ阿弥陀如来座像であるが、一体のみは、笠下半部と塔身、基礎が同一化した一石五輪塔の方柱部に阿弥陀如来ではなく、衲衣をまとめて胸前に合唱手を表現する円頂の地蔵菩薩と考えられる座像を刻出している。

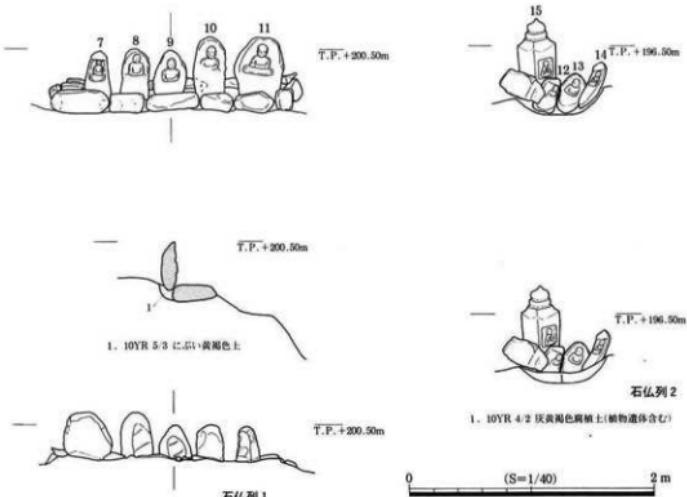


図16 2Aトレンチ石仏列1・2立・断面図

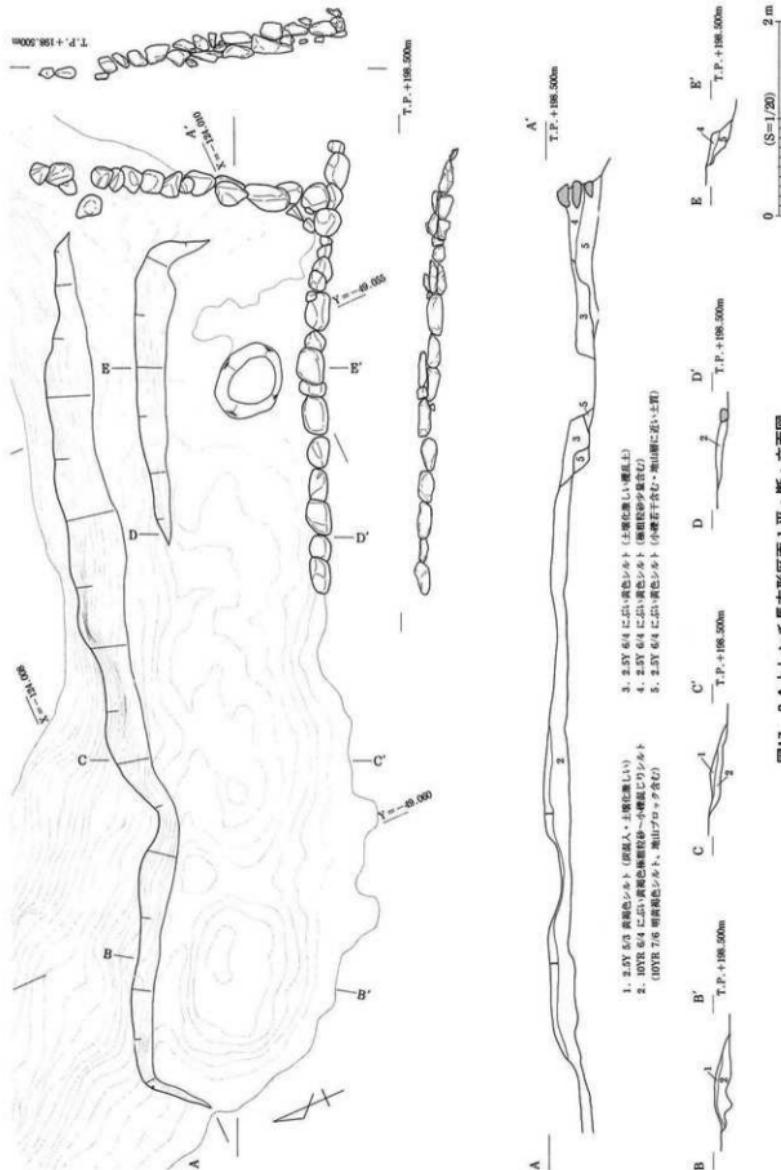


図17 2Aトレーンチ長方形区画1平・断・立面図

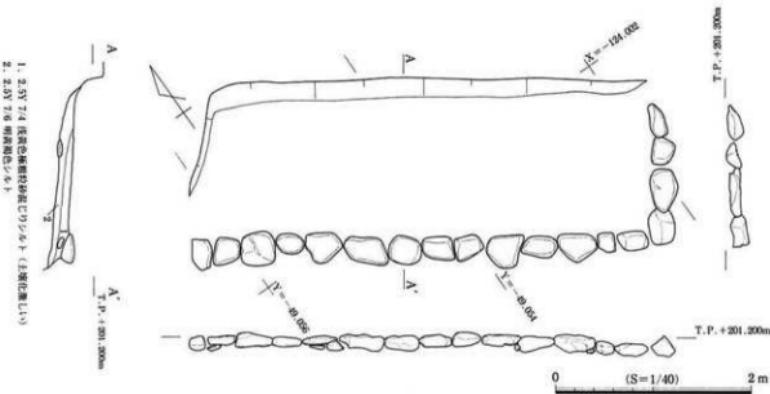


図18 2 A レンチ長方形区画2平・断・立面図

長方形区画1は南西に派生する丘陵支脈を段状に造成した地点の法際に位置するもので、地形的に低くなる南東部と北東部に川原石を「L」字状に積み上げて平坦面を形成している。石積みは1段ないし2段積みを基本とし、その中に土砂を充填することにより高さの平均化を図っている。

当初、伐開が完了した段階で、その区画内に高さ0.2m程度を測る楕円形の隆起部が北西部から南東部に並列して4基並んでいたのが確認されたため、座棺が埋設されていることを想定して調査を開始した。しかし、北西側3基については0.3m程度の盛土を除去した段階で地山が露呈し、第3期に伴う墓壙の検出はみたものの、調査着手前に予測していたこの隆起部に伴うと考えられる埋葬施設を検出するには至らなかった。なお、東端の1基については、ガラス片が出土するなど、ごく最近の段階に搅乱を被っており、盛土もほとんど失っていたが、他の3基と同様、墓壙の存在は否定できた。また、この部分のみ一段下がった部分に地山層と酷似する小礫を若干含んだ2.5Y6/4にぶい黄色シルトが1層加わるが、平面的な分布範囲からみて、これは区画1造成時に準拠がなされた段階の整地土と考えられるものであり、埋葬施設などに係わるものではないことが確認できた。

長方形区画2は石仏列1の背後に位置するもので、その造成法は先の例とほとんど同様の方法が採られている。しかし、「L」字形の区画列石については、一列一段の川原石を並べるのみで石積とはなっていない。また、造成面上には何の施設もなく、平坦面が形成されるのみであり、先述のごとき隆起部も存在しなかった。なお、腐植土を除去した段階で南西面を区画する石列南東隅より2個目の石の表面から図51-10に示す寛永通寶銭一文銭、そして、そこからやや北東へむかった地点より11の銅四文銭が出土した。これらの鋳造開始年代は、銅四文銭が明和六(1769)年、銭一文銭が元文四(1789)年であることから、この遺構が少なくとも18世紀末葉以前には造営されていたことが理解される。

以上、第2期の遺構についての報告を行った。これらの時期に関しては、長方形区画2から出土した銭貨が参考となる。この資料は18世紀末葉を上限とするもので、これを定点として考えるならば、ほぼ同じ平面形態・構築法となる長方形区画1を同時期とみて大過ない。また、石仏列1も两者間に所在するという位置関係や、ほぼ同じ方向軸を持つということで、これらに近似する時期のものとすることができよう。しかし、石仏列2については、その粗略な扱われ方から後の段階のものとなる可能性が高い。

#### 第4項 第3期

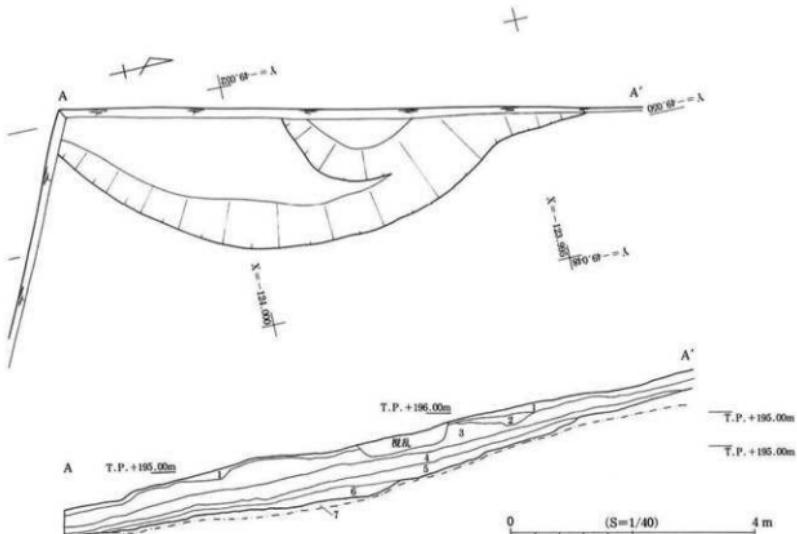
第3期の遺構には落込1ヶ所と石組墓203基がある。このうち石組墓は埋葬の完了した墓壙の上に方形を基本とする石組みを設けるという構造を持ち、これらの調査が今回の主要目的となつた。

調査の結果では、墓壙内より多量の炭化物や人骨が検出された例が非常に多く、また、一部の墓壙の壁面に被熱痕跡が認められることから、この場に葬られたほとんどの死者が、埋葬地でそのものの場所であるか否かは別として、荼毘に付された後、埋葬されたことが窺える。

落込1は2Aトレンチ南西隅において確認されたもので、長さ8.5m以上、幅2.3m以上、深さ0.6mを測る。調査区内ではその一部を検出したにすぎず、南西側にさらに広がるものと考えられる。

両肩部はなだらかに傾斜しながら底部に下がってゆくもので、明瞭な傾斜変換点を持つものではない。埋土は大きく2分され、下層は焼土や炭・風化礫を含んだ10YR4/3にぶい黄褐色土、上層が焼土を含む10YR5/4にぶい黄褐色土となり、さらにこの上位は焼土を含む10YR6/8黄褐色土で覆われている。これらはいずれも自然堆積層とみなされるもので人為的な作所は観察されなかった。このことから、両尾根から鞍部に至る緩斜面のくぼみ状の地形に土砂が流入し、埋積させていった状況が復原される。

出土遺物には微量の土器があるが、すべてが細片化しており、器種の推定もままならない状況であった。このため詳細な時期については不明といわざるを得ないが、埋土中に炭・灰が混入している状況から推察して、石組墓が営まれはじめた段階以降の段階のものとすることに矛盾はない。



1. 10YR 4/2 深黄褐色腐植土(植物遺存含む)
2. 10YR 5/3 にぶい黄褐色土(10YR 6/6 明黄褐色粘土ブロック含む)
3. 10YR 6/6 明黄褐色土(小理・風化混じり)
4. 10YR 6/8 明黄褐色土(焼土・風化混合)
5. 10YR 5/4 にぶい黄褐色土(焼土・風化混合)
6. 10YR 4/3 にぶい黄褐色土(炭・焼土混じり・風化混合)
7. 10YR 6/8 明黄褐色土(風化混合・堆山)

図19 2Aトレンチ落込1平・断面図

石組墓は総数203基が検出された。各々の墓は、当初、等高線に沿った形で雑壇状の造成を行い、埋葬地と礼拝空間、および、墓道を意識して区画していたようであるが、眼下に平野部が望める場所を選地する意識が非常に強く働いたようで、結果的には特定部分に集中し、錯綜するものとなっている。

平野部を望む場所を意識的に選択したと考える理由は、平野部が望めない南西部斜面は、そこから鞍部となり傾斜がゆるやかとなることにも拘かわらず墳墓がほとんど営まれていないこと、また、平野の眺望がきく東側では、かなり急峻な斜面で、風化礫が露呈するという悪条件にも係わらず、多くの墳墓が営まれていること、そして、何よりも最も条件の良い場所においては、先に構築された墳墓をかき分けるようにして累々と墳墓を営み続いている状況が観察されることなどによるものである。

つづいて、これらの石組墓の構造であるが、火葬した人骨を集骨した後墓壇内に収め、これを石で取り囲み埋戻した後、さらに、その上部に石組みを構築するという構造を持つものが基本となっている。

しかし、墓壇の壁が被熱しているものとそうではないもの、さらに、被熱しているものの中でも炭・灰が堆積するものとそうでないものが必ずしも相関関係にはないこと、墓壇内において火葬骨を取り囲む石の組み合わせ方法、埋土内における炭の堆積状況、上部の石組みの形態など、各段階におけるその所作に各々差異があり、細部においては異なる部分も少なくない。

このため、各段階における諸様相について別記するような類別化を行い、一覧表を作成することとした。ゆえに、各々の石組墓については代表的あるいは特徴的な例を除いて個別の報告を省略し、一覧表と、図面・写真図版を以てこれに代えさせて頂くことをご了承願いたい。

また、これらの石組墓が構築された時期については、遺構の数に比して副葬される遺物が余りにも僅少であるため、詳細な時期判断が行えないというのが実際のところである。この問題は同類の墳墓を調査した場合に必ずつきまとうもので、副葬品をほとんどもたないこの種の墳墓群の調査における一種の限界点ともいえるものであろう。なおかつ、この時期決定法はあくまでも遺物の時期のみから墳墓の造営年代を辿ろうとしているものであり、墳墓に伴う遺物が僅少であることとも相まって、不確定要素を多分に有する方法であることを前提として以下の言を進めてゆきたい。

時期決定の参考資料となるのは1号墓から出土した東播系須恵器片口鉢、14・51号墓から出土した瓦器椀、46・94号墓から出土した土師器小皿、76号墓から出土した青磁盤である。

個々の遺物の詳細な時期の検討については次項に譲るが、これらのうち最も時期の遡るものは13世紀後半に位置づけられる瓦器椀、つづいて、14世紀初頭までに位置づけられる東播系須恵器、そして、14世紀前半の青磁、最後に14世紀後葉から15世紀初頭にかけての時期とみられる土師器小皿となる。

固有の墳墓には直接は伴わないが、その周辺から出土した瓦質甕、古瀬戸折縁小皿、東播系須恵器もそれぞれ、14世紀中葉以前、14世紀中葉、14世紀末から15世紀という年代の幅に納まり、石組墓に伴った出土遺物と時期的な齟齬をきたしていないことから、おおむね、鎌倉時代後期から室町時代初期の約150年間にわたって営まれ続けた墓域であると考えておきたい。この年代観は、幸いにもその前後に遺物を伴うような遺構がほとんど形成されていないといふこの遺跡の特性からも首肯されるものと考えている。ただし、最初にも述べたとおり、これは石組墓に伴う遺物からみた時間幅の中で考え得る上限を示すもので、実際に営これを遡る可能性もあり得る。また、下限については15世紀初頭段階までを想定しているが、これは出土遺物からみた時間幅の最小枠を採用した場合によるもので、実際にはこれよりも下降する時期まで営まれていたことも否定できないものである。それでは、次頁以降において、一覧表を作成した際の類別基準を列記し、今回検出された墳墓すべてについての情報を記しておきたい。

I. 墓壙の形状：掘方の形状。

1. 隅丸（長）方形
2. 楕円形
3. 円 形
4. 不整形
5. 不 明

典型例：1 = 56号墓 2 = 69号墓 3 = 12号墓 4 = 133号墓

II. 墓壙壁の被熱の有無：墳壁が被熱しているか否か。

1. 被熱の確認されないもの。
2. 被熱痕跡を止めるもの。
3. 不明

典型例：1 = 108号墓 2 = 201号墓

III. 墓内施設：墓壙内における火葬骨埋納法の相違。

1. 石を方形に組みその中に火葬骨を収納し、組合せた石の上面を他の石で被覆するもの。
2. 石を楕円形に組みその中に火葬骨を収納し、組合せた石の上面を他の石で被覆するもの。
3. 石を円形に組みその中に火葬骨を収納するもの。
4. 複数の石を無造作に設置するもの。
5. 墓底に数個程度の石を置くもの。（石の上面が被熱し、焼台とされたものを含む。）
6. 石を用いないもの
7. 不 明

典型例：1 = 89号墓 2 = 103号墓 3 = 101号墓 4 = 147号墓 5 = 99号墓

IV. 埋土の状況：埋戻土に用いられる炭の有無。その堆積状況。

1. 埋戻土内に炭が混じる程度のもの。
2. 埋戻土に炭が単一層として確認できるもの。
3. 不 明

典型例：1 = 96号墓 2 = 88号墓

V. 表装施設：埋戻し後、その表面に墓域を表示するように設置された石組みの形状。

1. 方 形
2. 楕円形
3. 円 形
4. 不整形
5. 不 明

典型例：1 = 43号墓 2 = 98号墓 3 = 25号墓 4 = 102号墓

それでは、一覧表には記すことのできなかった特殊な例について、その様相を述べておくこととする。

1号墓は楕円形の掘方中央に偏平な川原石を据え、その周囲に細長い石を立て並べて中央に空間を作りだし、さらにその中に川原石を置き、その上に東播系須恵器の片口鉢を逆転させて被覆するという構造を持ち、中に置かれた川原石が経年に置換されたならば、直ちに経塚と判断できるほどその構造は酷似するものである。あるいは川原石と併に有機質のものが認められていた可能性も否定できないが、埋土中にはその痕跡すら認められなかった。また、焼骨も一切検出されておらず、他の石組墓とも構造や形態などが大きく異なっていることから、墳墓以外の遺構となることの可能性も否定できない。

2号墓は五輪塔の地輪が検出されたことから、表装施設に組合式五輪塔が伴っていたと考えられるもので、今回の調査の中においては唯一の例となったものである。地輪は墓壇中央から西側のやや偏った位置に据えられ、上位の一部を残して墓壇内に埋め込まれたような形で検出された。周辺部の谷や斜面の裾部を注意して観察したが、これに組み合わされるような他の部位はみあたらなかった。

11号墓は炭・灰のみを用いて埋戻されており、その中間地点より鞘を取り払い、切先を北に向け、指表を上にして短刀1口を副葬していることで注目された。鞘は検出されなかつたが、柄の部分の外装は比較的旧状を止めた状態で出土し、その形態や塗りの技法に注目すべき点が多かった。

30号墓は形状や構造の酷似する埋葬施設が、東西方向に5基並んで検出されたことで特徴的であった。これらの表装施設は他のものとは異なり、並列する墓壇全体を覆うように拳大以下の円碟を集積させるものであった。これを除去し、遺構検出を行ったところ、同じような規模・形態を持つ墓壇が検出され、ほぼ同形同大の川原石を墓壇北辺に並列して設置していた。さらに、5基とも同じように壁面に被熱痕跡を止めており、埋土の様相も類似していた。以上のような各種状況から、これら5基の墳墓は同時に形成されたものと考えられ、複数の死者を出した災禍があったことが推定されることとなつた。また、他の例と比較して墓壇の規模が小さいことから、5基とも若年を葬ったとも考えられる。

32号墓は墓壇の下層を炭・灰を多量に含む埋土で埋め戻したのち、その北辺部に外装を取り外し、墓尻を北西部に向け、指表を上にした小刀1口を収めていた。小刀が収められていた位置や刃部が向けられていた方向から、北を意識して埋葬が行われていたことが推定される。

48号墓は壇内施設として四角く組まれた石組みを設けて埋め戻した後、表装施設の一部として石仏を造立していた。造立された石仏はNo.1で、前面に倒れ掛かるような状態で、尊面を集落側である南に向いていた。墓壇と表装施設との関係からみて、墳墓造営当時のまま原位置をほとんど動いていないものと考えられ、本例が確認できたことにより、第2期の項で報告を行った石仏列2などの阿弥陀如来座像を表した石仏群も、元来はいずれかの墳墓に伴うものであったことが推定されることとなつた。

51号墓は墓壇の中に瓦器碗を副葬していた。出土した位置は墓壇北辺部の壇底から少し上で、壇内施設として置かれた石の北側に接するようにして正置された状態で置かれていた。墓壇北辺の偏った位置に瓦器碗が埋置されていることから、32号墓と同様に北を意識して埋葬されたれたと考えられる。

76号墓では壇内施設の石組を除去し、壇底検出作業中に青磁盤の口縁部破片が検出された。出土位置は墓壇北辺の壇底附近で、前述の諸例と同様、埋葬に際して北側を意識する傾向のあったことを窺わせた。青磁は破断面に再加工が施されており、破損後も大切に扱われたことを窺わせている。

143号墓からは瓦器碗が出土している。この例はこれまでの例とは異なり、墓壇内に収められていたものではなく、表装施設と同一面から出土したものである。検出された位置は四角く区画された表装施設の北隅であることから、これまでの例と同様、当時の人々が北を意識していた状況が看取される。

表2 石組墓一覧表(1)

No.	擁方形態	長	径	短	径	深	さ	表装施設	境内施設	檻面被熱	埋土内炭	焼骨有無	出土遺物	備考
1	椭円形	160		130		60		円形	立石			○	東播系須恵器	特殊構造
2	隅丸方形	(85)	70		30	不明		数個						五輪塔地輪
3	不明	60		30		10		不明						
4	なし					方形		不明						墓ではない?
5	椭円形	100		50		30		なし						
6	不明	—		—		20		直線状						墓ではない?
7	不明	—		—		5		不明						
8	椭円形	90		55		10		なし						
9	椭円形	115	(75)		10	不明		数個						
10	椭円形	125		80		20		不明						
11	不明	80	(50)		25	不明		数個						
12	不明	(105)	(60)		20	方形		複数個	○			○	短刀	
13	椭円形	140	(110)		30	不明		方形	○					
14	椭円形	105	(60)		55	不明		数個						
15	椭円形	85		55		55		不明	数個	○				
16	隅丸方形	90		80		20		方形	複数個					
17	隅丸方形	125		85		40		不明	複数個					
18	不明	(100)	(50)		—	不明		複数個				○		
19	不定形	110		90		20		不明				○		
20	不定形	80	(65)		25	椭円形		方形						
21	椭円形	105		65		30		不明	数個					
22	円形	75		70		35		方形	数個	○				
23	なし	30		15		5		不明						
24	円形	90		80		45		方形	複数個					
25	円形	(170)		160		32		円形	複数個	○				
26	椭円形	95		60		15		不明	複数個					
27	隅丸方形	120		70		20		不明	複数個					
28	椭円形	150	(100)		15	不明		不明						
29	円形	70		65		20		不明	北辺に石					
30-A	不定形	50		50		10		疎数	北辺に石			○		5基同時造営
30-B	不定形	65		60		20		疎数	北辺に石			○		
30-C	不定形	70		40		10		疎数	北辺に石			○		
30-D	不定形	60		40		15		疎数	北辺に石			○		
30-E	不定形	60		50		10		疎数	北辺に石			○		
31	隅丸方形	85		70		25		椭円形	数個					
32	椭円形	115		75		35		椭円形	円形	○		混入	○	小刀
33	不定形	105		85		30		方形	複数個					
34	不定形	95		45	(16)	不明		複数個						
35	隅丸方形	120		120		50		方形	方形					墓標状の立石
36	不定形	140		140		30		方形	円形			○		
37	不定形	115		100		30		不明	椭円形					
38	椭円形	85		70		25		不明	数個					
39	椭円形	160	(120)		30	方形		複数個						
40	隅丸方形	75		50	(15)	不明		複数個						
41	椭円形	80		60		15		不明	なし					
42	隅丸方形	(90)		50		—		不明	数個					表面小磚集積
43	椭円形	120		95		35		方形	方形	○		单層	○	
44	不定形	110		90	(40)	方形		方形	方形	○		单層	○	
45	隅丸方形	90		80		50		不明	複数個					
46	不定形	90		(70)		—		方形	複数個					
47	椭円形	150		80		40		方形	椭円形	○				土師器小皿
48	隅丸方形	110		95		30		方形	方形	○		单層	○	

表3 石組墓一覧表(2)

No.	平面形態	長	径	短	徑	深	古	表装施設	境内施設	壁面被熱	埋土内炭	焼骨有無	出土遺物	備考
49	椭円形	130	(85)	30		不明		数個	○			○		
50	不定形	115	100	(30)		不明		複数個				○		
51	不明	70	(50)	(15)		不明		数個						瓦器焼
52	—	—	—	—		—		—		—	—	—		調査不可能
53	不定形	115	100	(30)		不明		方形				○		
54	椭円形	85	70	30		円形		なし						鉄釘
55	不定形形	70	45	10		方形		複数個						
56	隅丸方形	140	90	50		方形		数個				○		表面小磚集積
57	椭円形	(95)	70	(20)		方形		複数個				○		
58	隅丸方形	(105)	90	65		方形		数個	○			○		表面小磚集積
59	椭円形	70	55			方形		数個						
60	椭円形	95	50	45		方形		数個						
61	不定形	130	90	60		椭円形		複数個						
62	椭円形	120	75	30		方形		複数個						瓦器焼
63	椭円形	110	65	20		方形		複数個						
64	隅丸方形	80	60	25		不明		数個				○		
65	椭円形	80	(40)	15		方形		数個				○		
66	円形	60	50	30		不明		数個				○		
67	椭円形	100	(90)	25		不明		方形				○		
68	椭円形	90	80	35		不明		複数個				○		土師器小皿
69	隅丸方形	120	60	24		不明		数個	○			○		
70	椭円形	85	65	30		不明		数個						
71	不定形	65	50	30		不明		なし						
72	椭円形	150	(100)	35		不明		なし						
73	椭円形	145	85	30		方形		方形						
74	椭円形	(110)	90	30		方形		数個						
75	不定形	65	35	20		不明		なし						
76	椭円形	150	110	25		不明		方形				○		青磁盤
77	隅丸方形	145	110	50		方形		複数						
78	不定形	90	(75)	15		不明		方形	○			○		瓦器焼
79	不明	—	—	—		不明		—						
80	隅丸方形	(120)	85	40		方形		円形	○			○		周辺より廻戸
81	不明	—	—	—		不明		—						
82	椭円形	110	80	—		方形		数個						
83	不明	—	—	—		不明		—						
84	椭円形	115	(75)	30		不明		数個	○					
85	不定形	110	100	20		不明		円形	○					
86	不定形	105	100	40		不明		複数個	○					
87	不定形	80	70	15		不明		数個						
88	隅丸方形	90	75	55		不明		数個	○					
89	隅丸方形	110	110	35		不明		方形	○					
90	不定形	105	95	25		方形		方形						
91	不明	(115)	(30)	15		不明		方形	○					
92	不定形	110	95	55		不明		円形						
93	不定形	105	(100)	20		不明		数個						
94	隅丸方形	90	(110)	15		不明		数個	○					
95	椭円形	135	100	20		不明		数個	○					
96	隅丸方形	100	75	20		不明		方形						境内石被熱
97	不明	—	—	10		不明		—						
98	隅丸方形	145	80	30		椭円形		なし						
99	不定形	125	70	15		不明		数個	○					
100	不明	—	—	15		不明		なし						

表4 石組墓一覧表(3)

No.	平面形態	長	径	短	径	深	さ	表後施設	境内施設	壁面被熱	埋土内炭	鏡骨有無	出土遺物	備考
101	不定形	90		70		20		方形	なし			○		
102	不定形	105	(90)			35		円形	椭円形					
103	椭円形	—	—	—	—	—		不明	椭円形	○	混入	○		
104	隅丸方形	95		65		10		方形	数個					
105	椭円形	80		50		20		不明	なし					
106	不定形	105	(95)			20		不明	なし					
107	不定形	130		120		45		不明	円形					
108	不定形	125		110		45		不明	なし					
109	円形	115		105		15		不明	複数個					
110	不明	(60)	(35)			25		不明	数個					
111	隅丸方形	80		70		10		不明	方形					
112	隅丸方形	45	(40)			—		不明	数個					
113	隅丸方形	75		60		25		不明	数個					
114	不定形	80		70		20		不明	数個					
115	不定形	90	(75)			10		不明	円形					
116	椭円形	95	(80)			—		不明	数個					
117	隅丸方形	110		60		45		不明	数個		混入	○		
118	隅丸方形	130		105		30		不明	数個		混入	○		
119	不定形	140		110		30		不明	複数個					
120	椭円形	75		60		10		不明	方形					
121	不明	140	(70)			15		不明	数個		混入	○		
122	不明	—	—	—	—	—		不明						
123	不定形	130		135		55		不明	複数個			○	鉄釘	
124	不定形	135	(95)			60		不明	円形			○		
125	椭円形	105		65		35		不明	複数個			○		
126	不定形	60		60		20		不明	数個					
127	隅丸方形	125		70		20		不明	複数個			○		
128	不明	110	(60)			30		不明	数個					
129	円形	55		55		20		不明	数個		混入			
130	不明	—	—	—	—	—		不明	—			○		
131	円形	90		90		15		不明	数個	○	单層	○		
132	不定形	105		90		20		不明	方形		混入			
133	不定形	120		115		65		不明	複数個		混入			
134	隅丸方形	75	(80)			30		不明	方形		混入			
135	不定形	95	(75)			20		不明	複数個			○		
136	椭円形	90		50		20		方形	不明		混入			
137	不定形	40		35		10		不明	なし					
138	不定形	(70)		80		20		不明	複数個					
139	椭円形	90		60		10		方形	複数個					
140	椭円形	90		70		20		不明	複数個					
141	椭円形	85		50		45		不明	数個	○	混入	○		
142	不定形	115	(105)			20		不明	複数個					
143	隅丸方形	(100)		90		40		方形	不明			○	瓦器類	
144	隅丸方形	65		60		20		不明	なし			○		
145	不明	60	(40)			10		不明	数個					
146	隅丸方形	120		115		10		不明	方形					
147	隅丸方形	135		105		20		不明	複数個				鉄釘	
148	椭円形	(120)		65		20		不明	数個					
149	不定形	115		80	(10)			不明	数個					
150	椭円形	120		80		40		不明	なし					
151	不明	—	—	—	—	—		不明	—					
152	椭円形	130		70		10		不明	数個					

表5 石組墓一覧表(4)

No.	平面形態	長 径	短 径	深 さ	表装施設	境内施設	壁面被熱	埋土内炭	焼骨有無	出土遺物	備考
153	椭円形	90	(60)	25	不明	数個		单層			
154	椭円形	(50)	40	20	不明	数個		○	○		
155	隅丸方形	130	105	35	不明	方形	○	单層	○		
156	不明	(100)	(65)	20	不明	なし		单層	○		
157	椭円形	(110)	(65)	—	不明	数個					
158	隅丸方形	100	85	30	不明	複数個					
159	椭円形	100	85	30	不明	方形					
160	椭円形	90	75	30	不明	数個					
161	隅丸方形	(105)	95	—	不明	複数個					
162	椭円形	85	55	—	不明	複数個					
163	円形	110	30	25	不明	複数個					
164	椭円形	95	(85)	35	不明	数個					
165	隅丸方形	120	60	40	不明	数個					
166	不明	—	—	—	不明	円形					
167	椭円形	(80)	65	15	不明	複数個					
168	隅丸方形	(100)	65	—	不明	数個		混入	○		
169	不明	(80)	(40)	15	不明	数個					
170	椭円形	60	55	10	不明	数個					
171	不定形	(85)	55	25	不明	複数個					
172	不定形	100	90	35	方形	円形					
173	椭円形	130	(80)	10	不明	複数個					
174	椭円形	115	75	(20)	不明	数個					
175	不明	85	(40)	20	不明	不明					
176	—	—	—	—	—	—					
177	—	—	—	—	—	—					
178	隅丸方形	105	50	(20)	不明	数個					
179	—	—	—	—	—	—					
180	不定形	120	80	(20)	不明	方形			○		
181	椭円形	(145)	125	(30)	不明	椭円形					
182	椭円形	95	80	20	不明	複数個					
183	椭円形	85	60	10	不明	なし					
184	隅丸方形	95	85	10	不明	数個					
185	椭円形	80	60	20	不明	数個					
186	不定形	130	80	10	不明	数個		单層	○		
187	不明	80	(58)	10	不明	不明	○	混入	○		
188	円形	60	50	15	不明	なし		混入			
189	円形	55	50	20	不明	なし					
190	円形	130	(115)	20	不明	方形	○	单層	○		
191	椭円形	00	100	10	不明	数個		单層	○		
192	椭円形	110	75	35	不明	数個					
193	不明	(120)	115	65	不明	不明					
194	不明	—	—	45	不明	複数個					
195	不明	—	—	45	不明	複数個		混入	○		
196	椭円形	165	(125)	20	不明	不明					
197	不明	(220)	(50)	55	不明	数個		单層	○		
198	不定形	(130)	110	20	不明	なし					
199	不定形	110	95	25	不明	数個					
200	椭円形	75	50	30	不明	数個	○	混入	○		
201	隅丸方形	125	85	30	不明	数個					

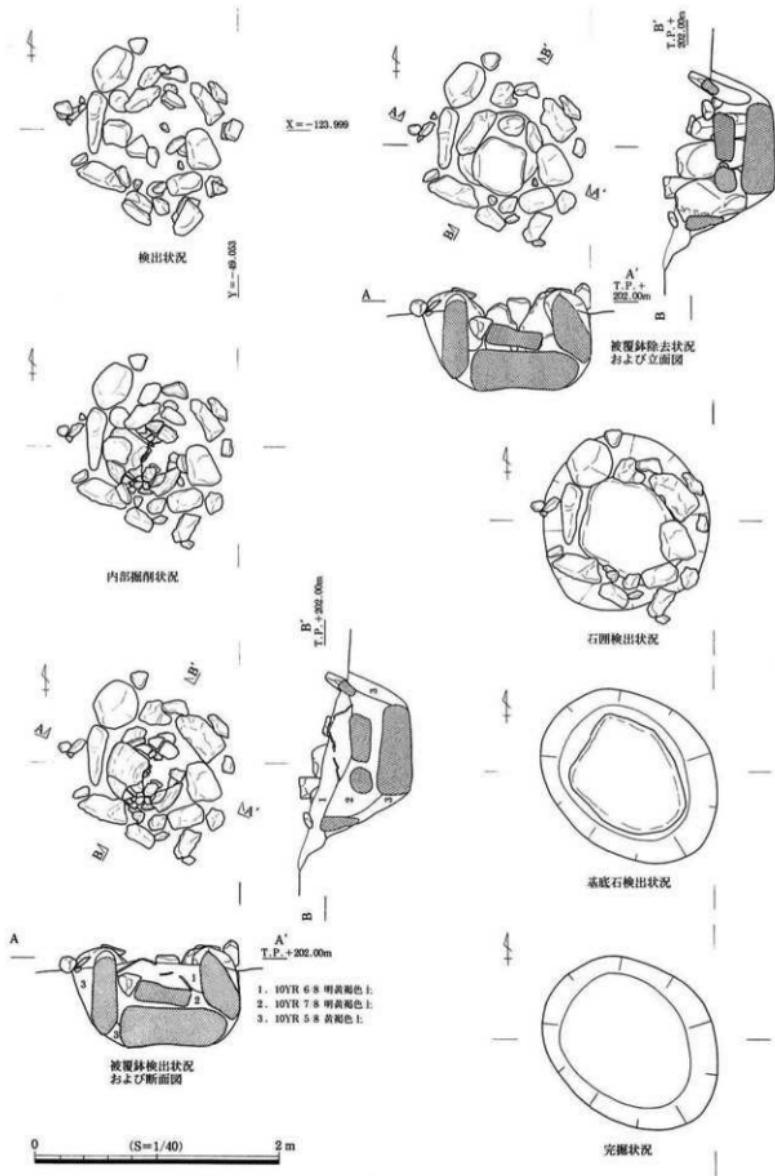


図20 2Aトレンチ1号墓平・断・立・被覆鉢検出状況図

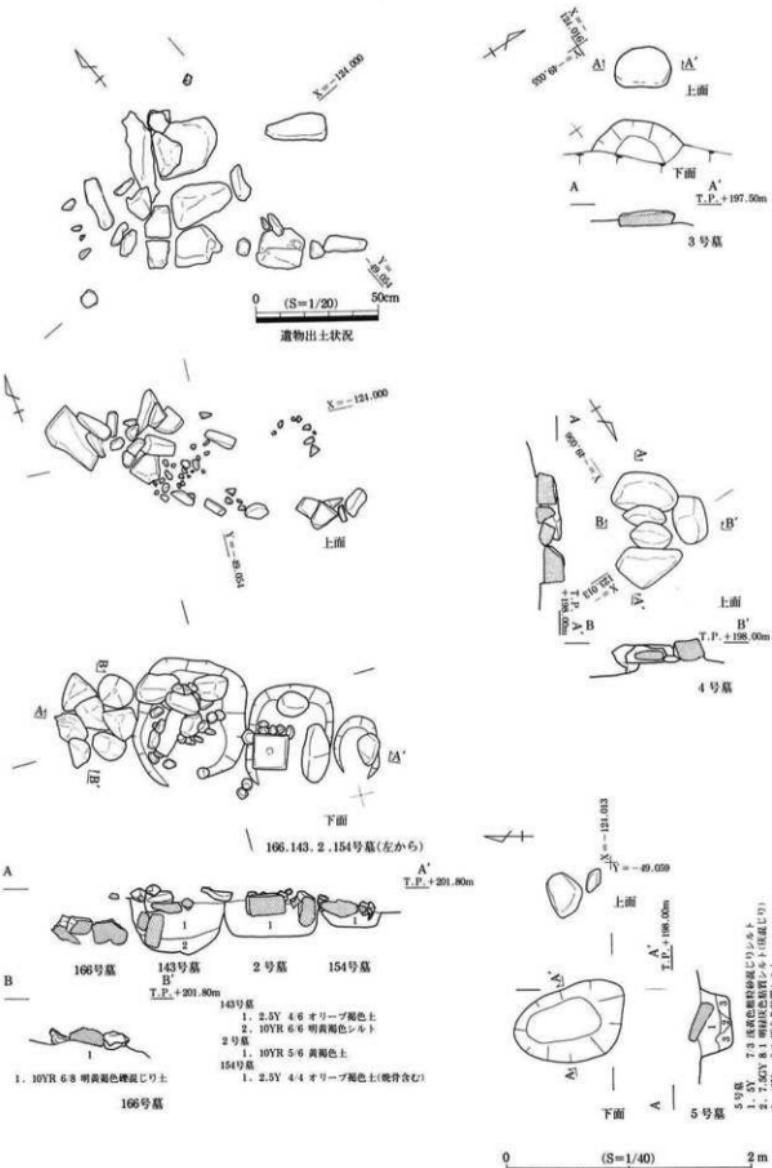


図21 2 A トレンチ2から5・143・154・166号墓平・断面遺物出土状況図

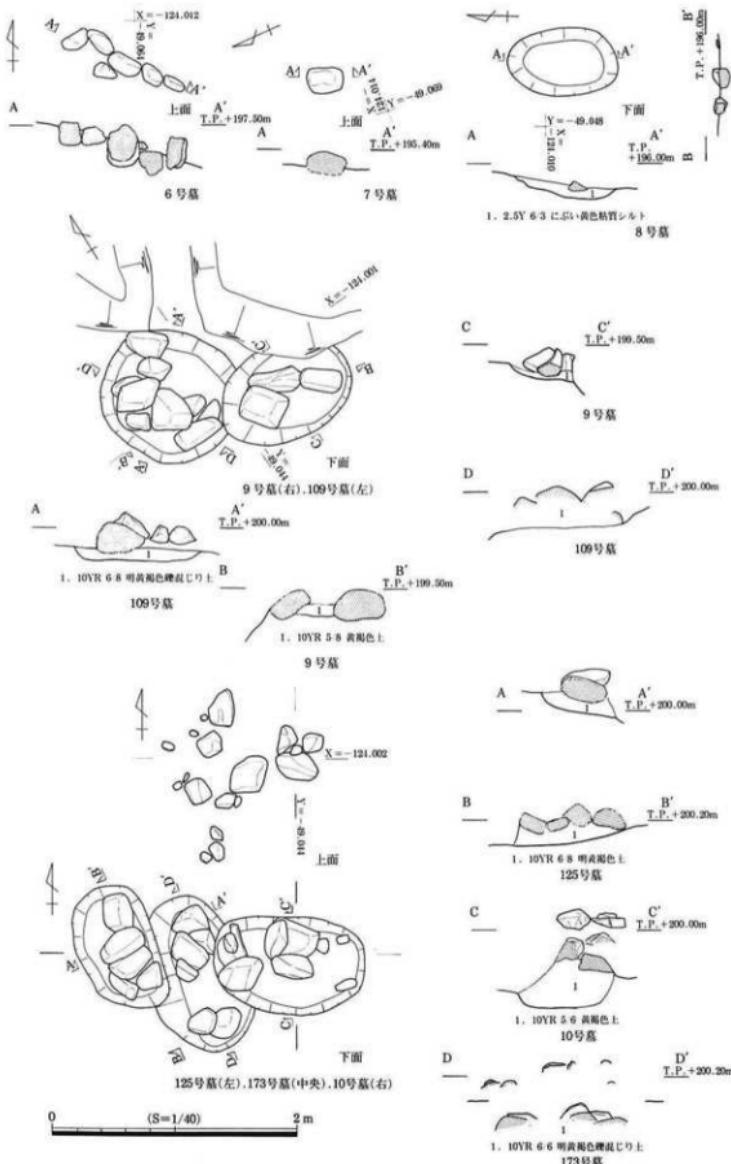


図22 2 A トレンチ 6 から 10・109・125・173号墓 平・断面図

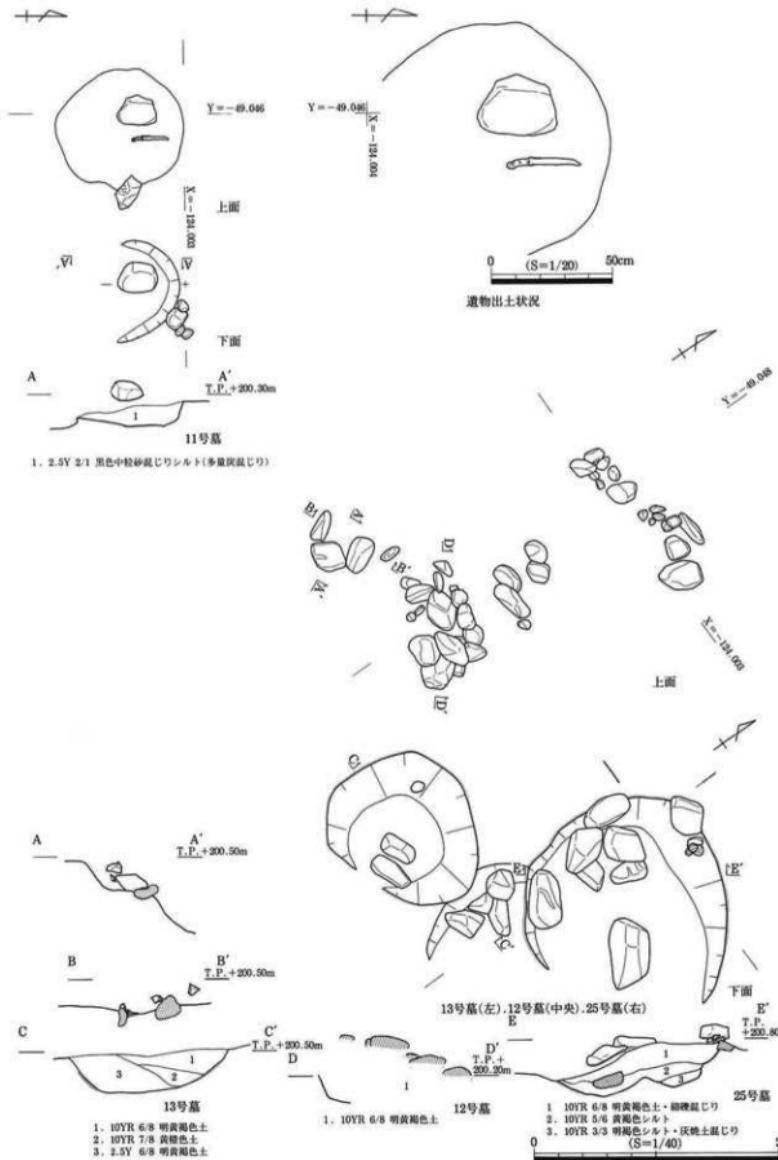


図23 2 A トレンチ11から13・25号墓平・断面遺物出土状況図

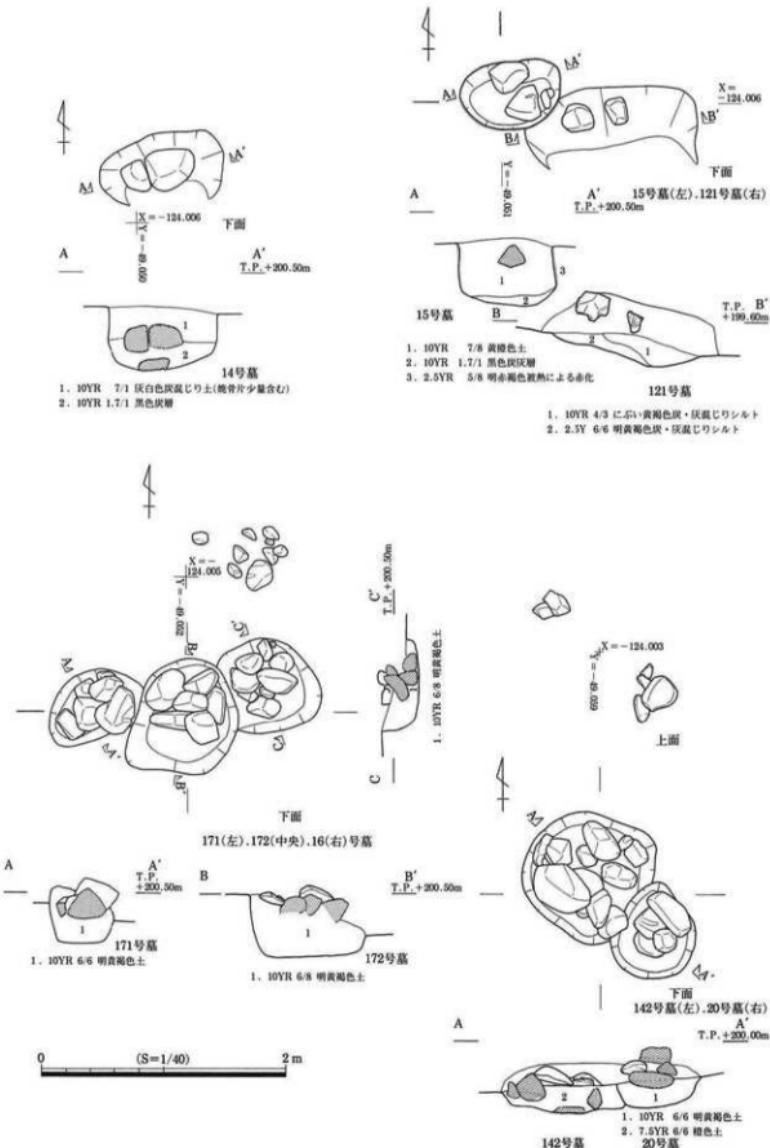


図24 2 A トレンチ14から16・20・121・142・171・172号墓平・断面図

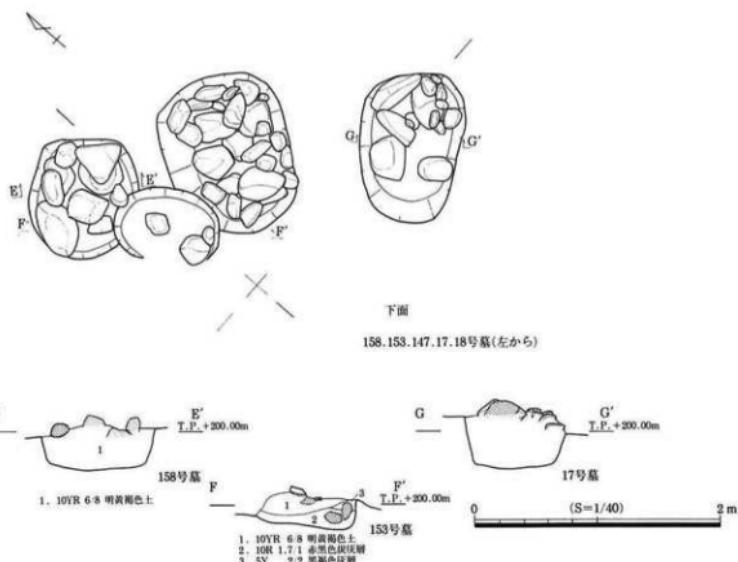
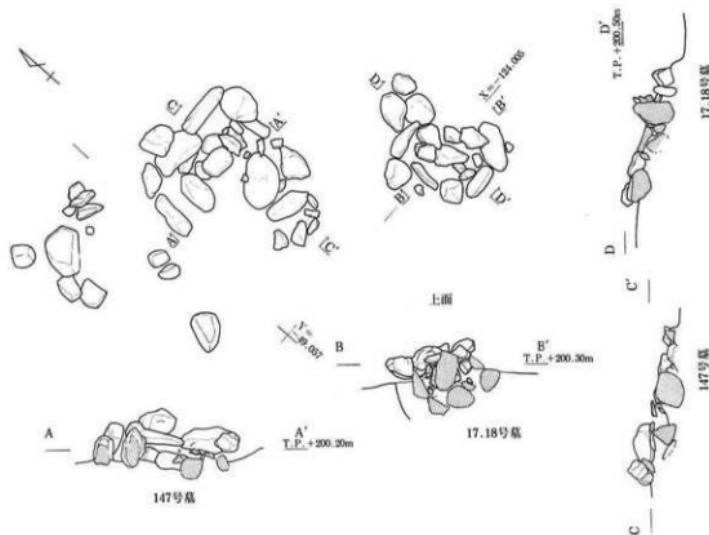


图25 2 A トレンチ17・18・147・153・158号墓平・断面図

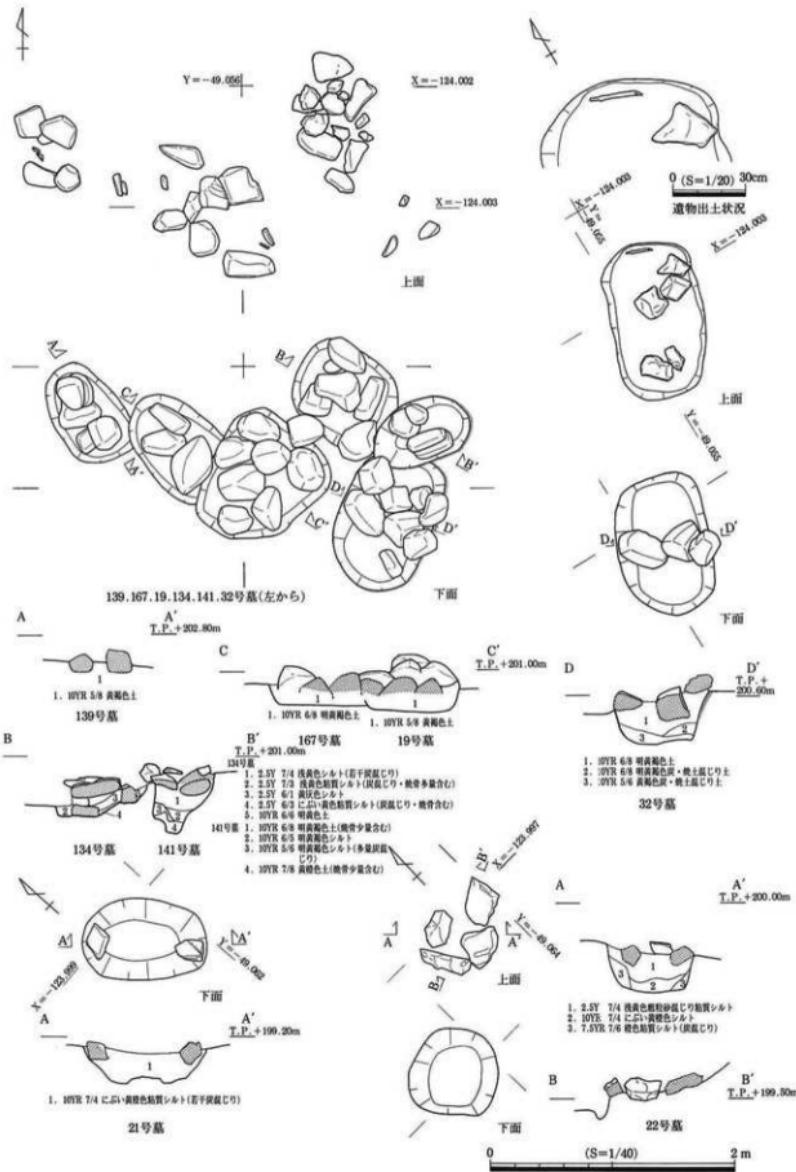


図26 2 A トレンチ19・21・22・32・134・139・141・167号墓平・断面図

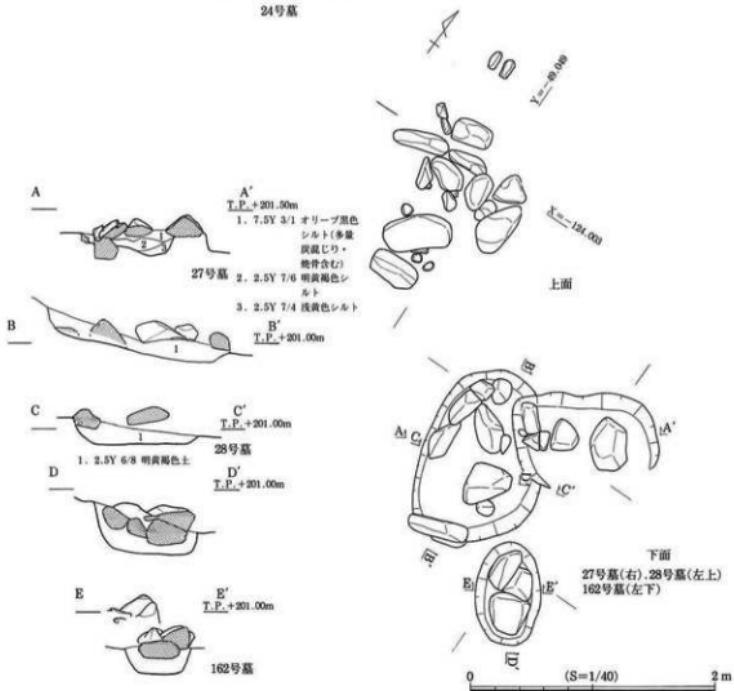
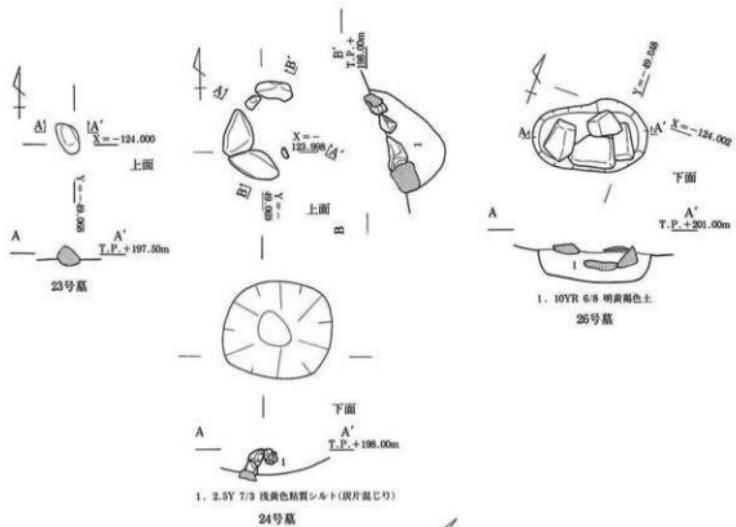


図27 2 A トレンチ23・24・26から28・162号墓平・断面図

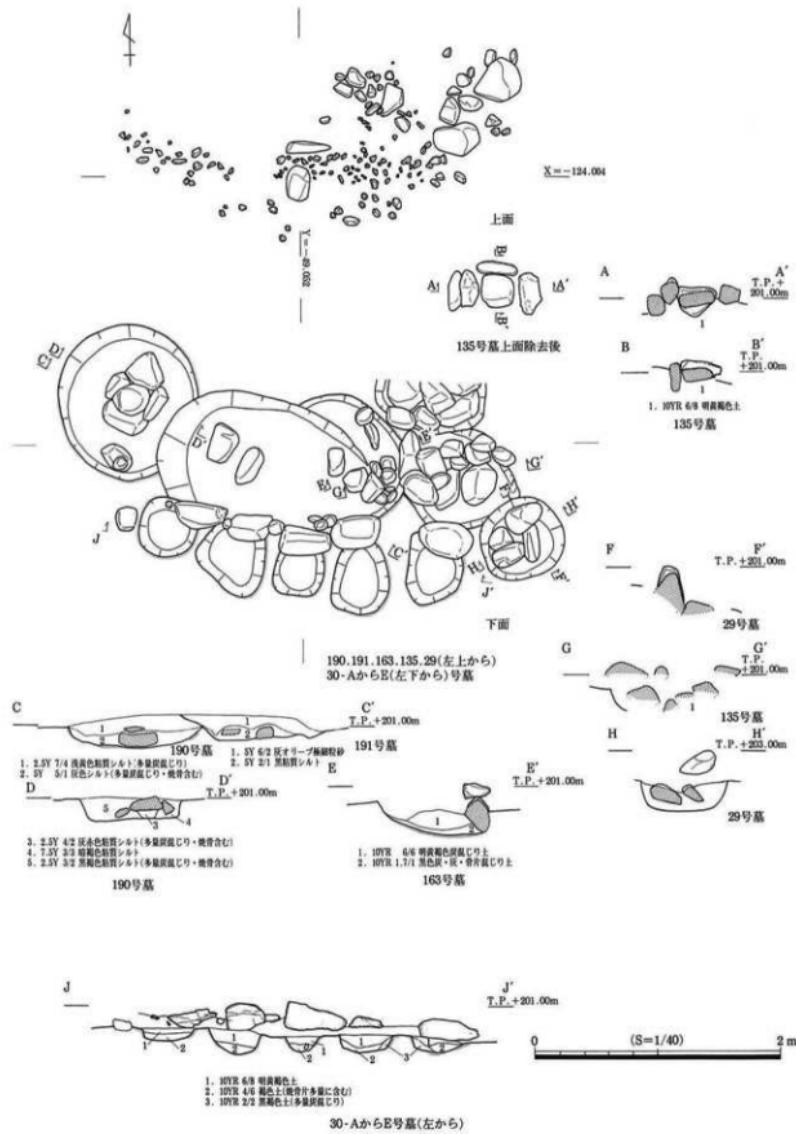


図28 2 A トレンチ29・30-AからE・135・163・190・191号墓平・断面図

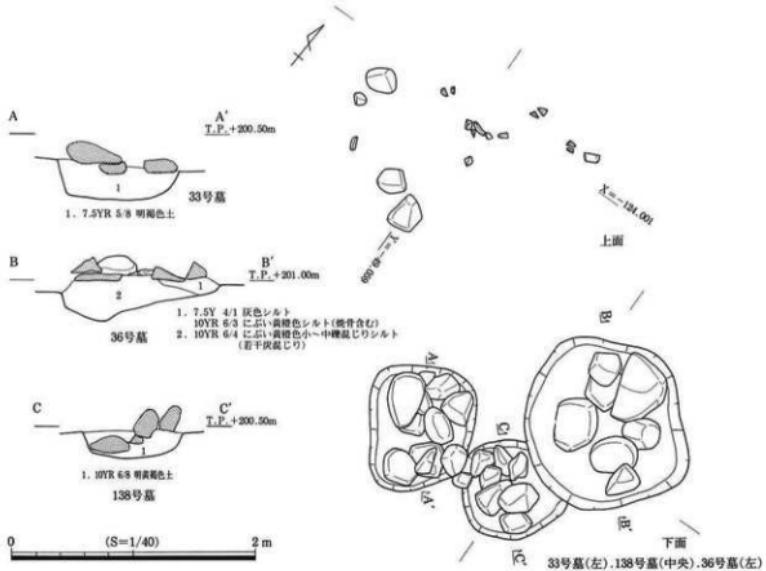
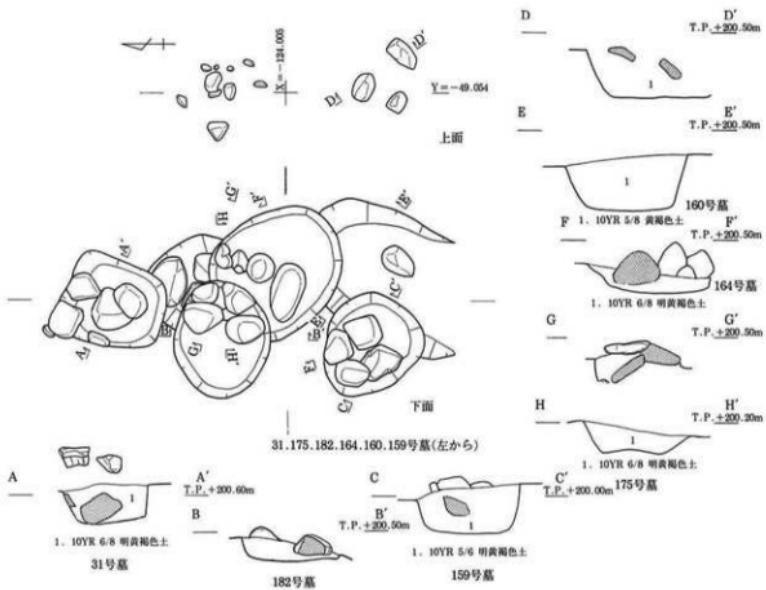


図29 2 A トレンチ31・33・36・138・159・160・164・175・182号墓平・断面図

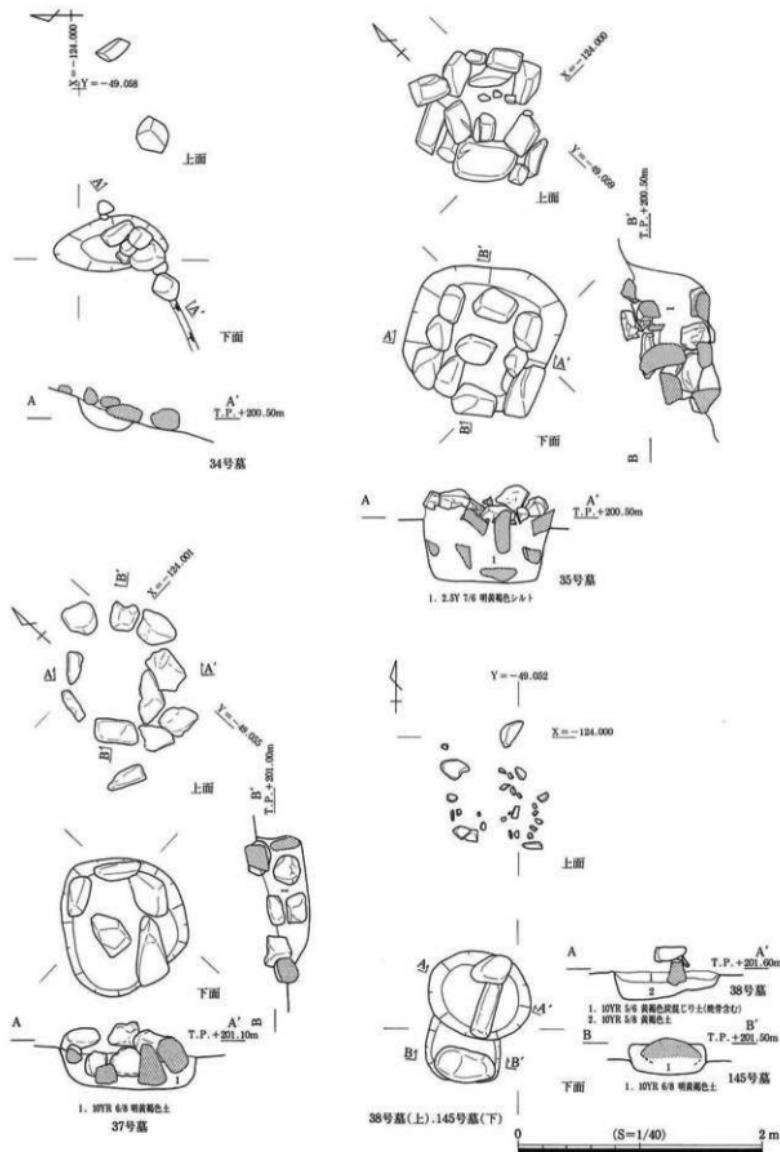


図30-2 Aトレンチ34・35・37・38・145号墓平・断面図

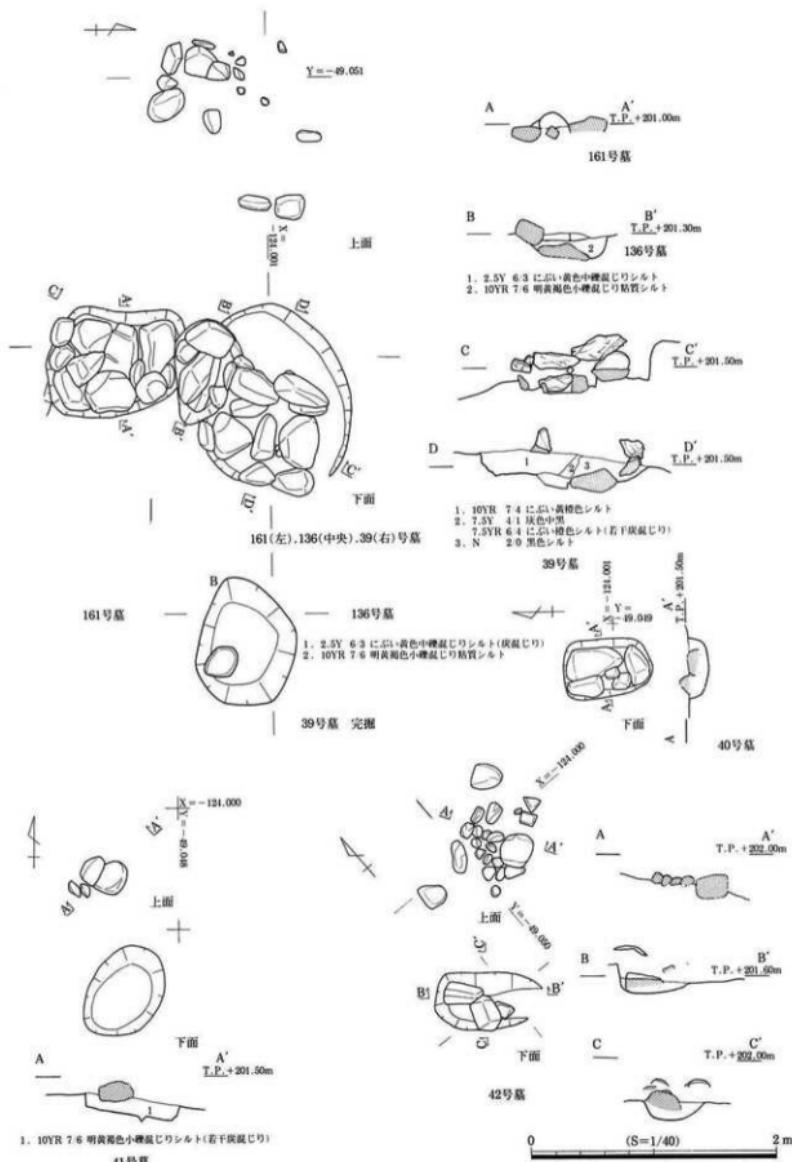


図31 2 A トレンチ39から42・136・161号墓平・断面図

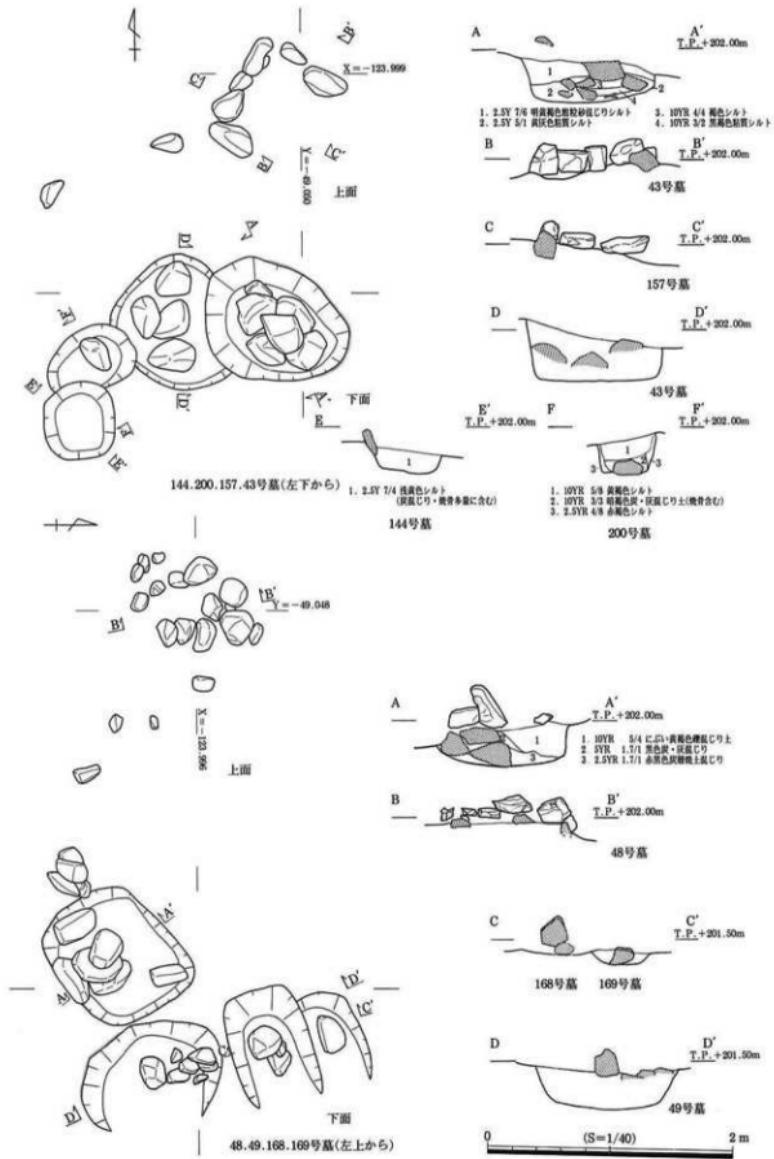


図32 2A トレンチ43・48・49・144・157・168・169・200号墓平・断面図

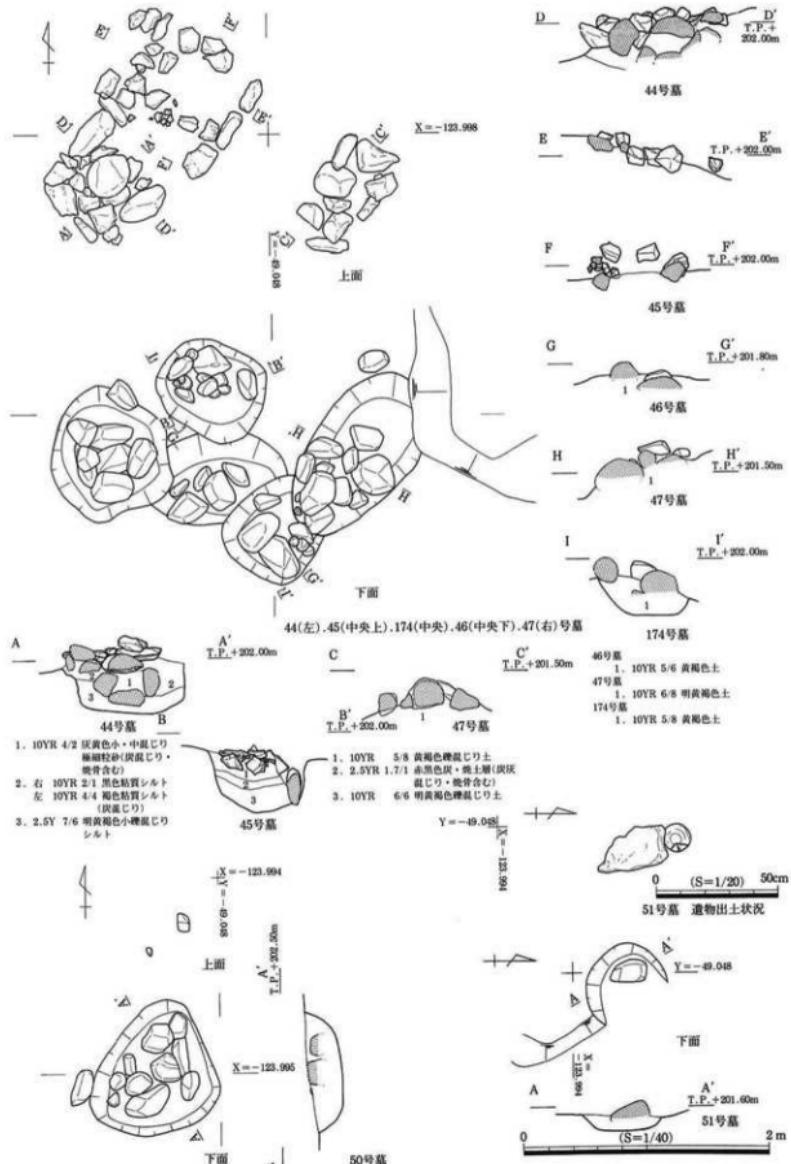


図33 2A トレンチ44から47・50・51・174号墓平・断面遺物出土状況図

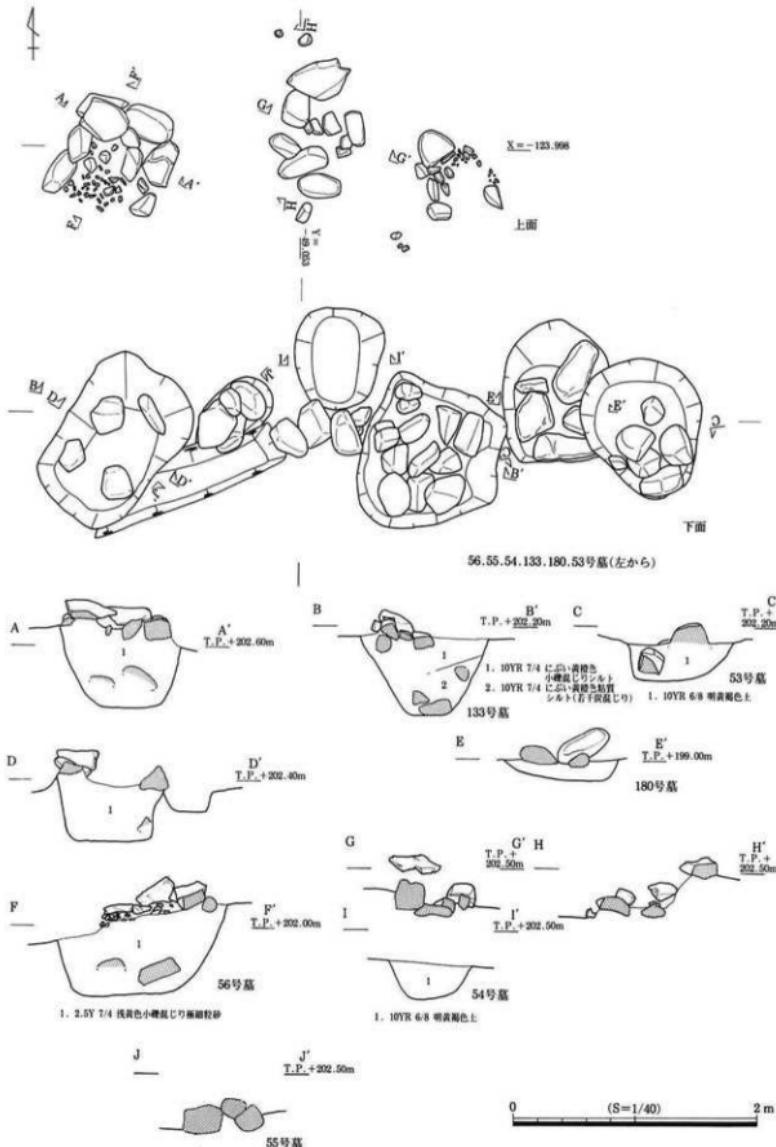
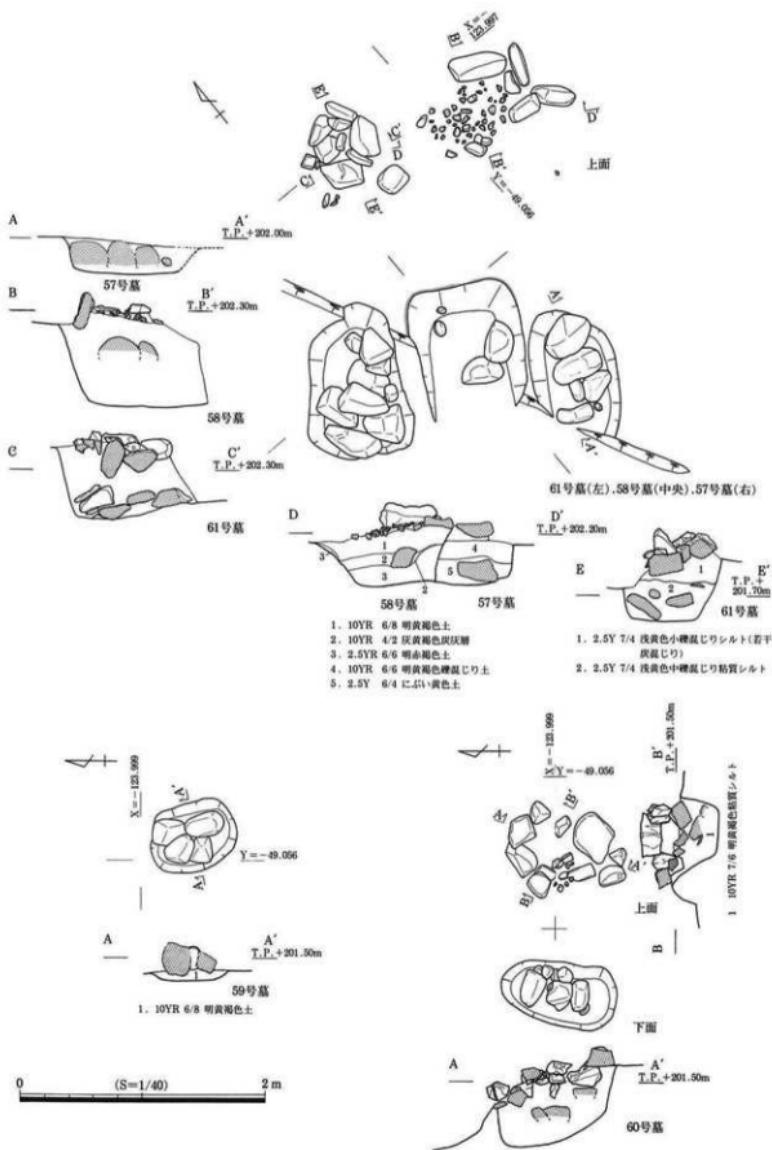


図34 2 Aトレンチ53から56・133・180号墓平・断面図



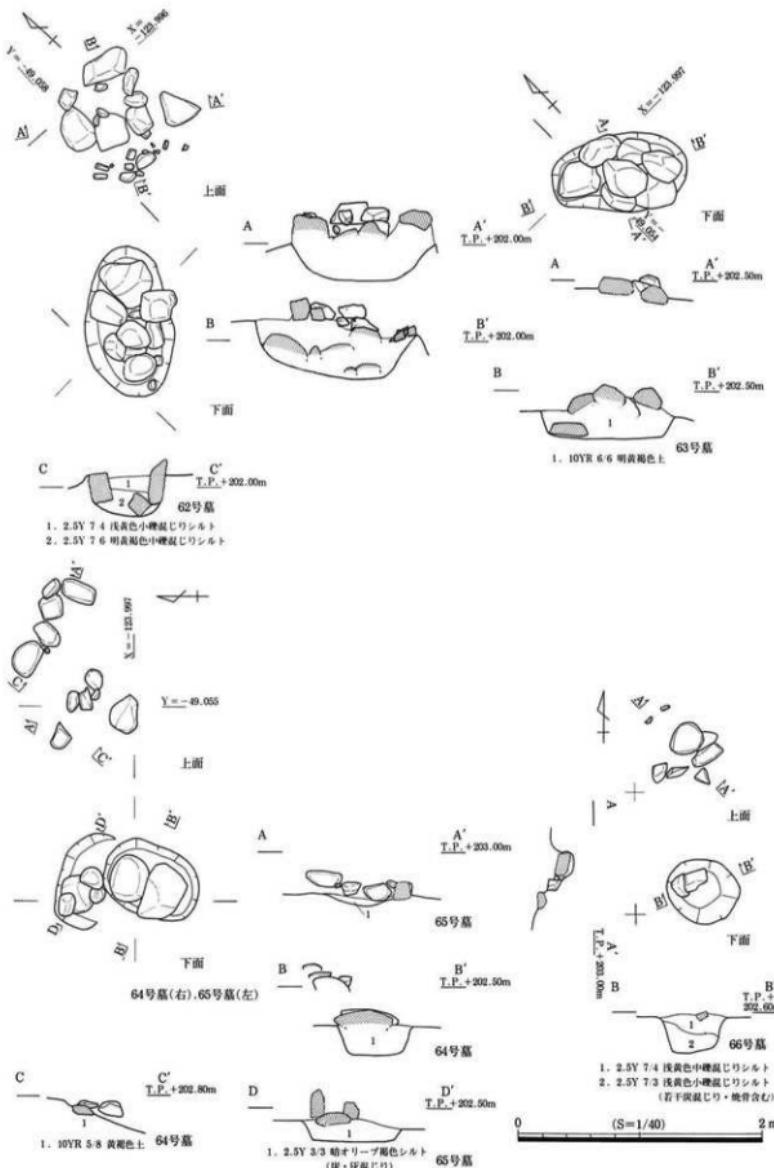


図36 2 A トレンチ62から66号墓平・断面図

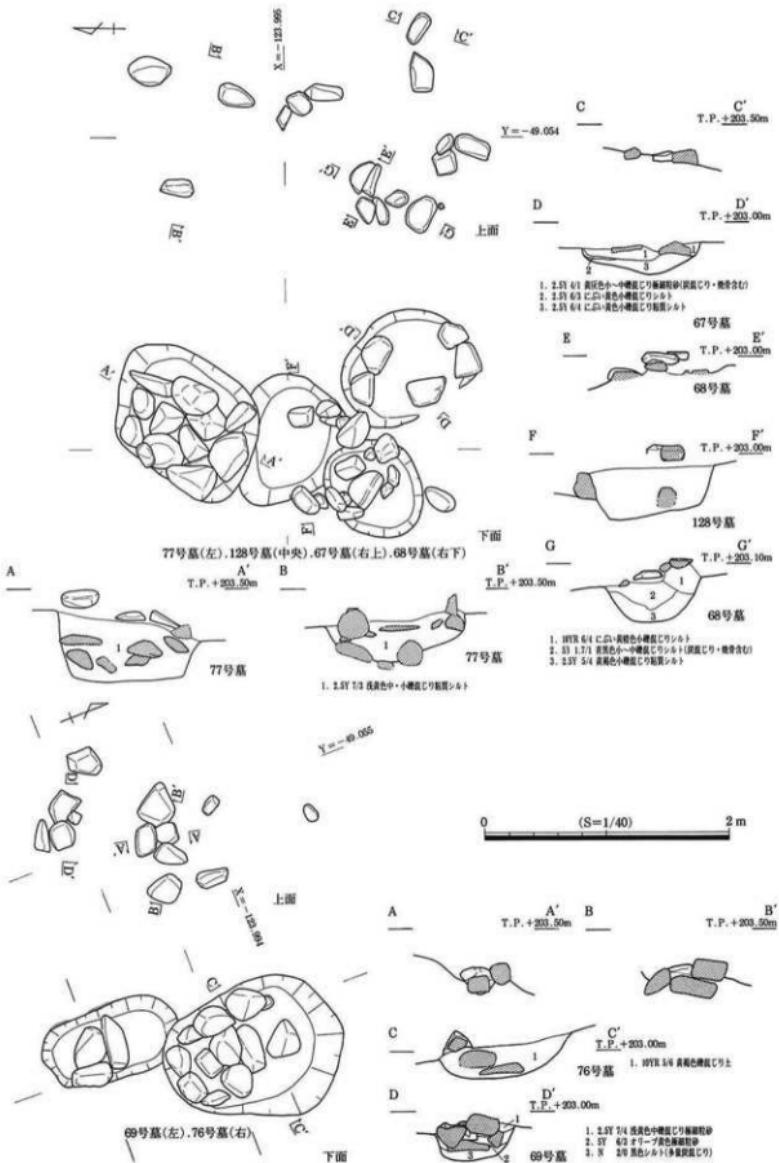


図37 2 A トレンチ67から69・70・71・72・73・74・75・76・77・128号基平・断面図

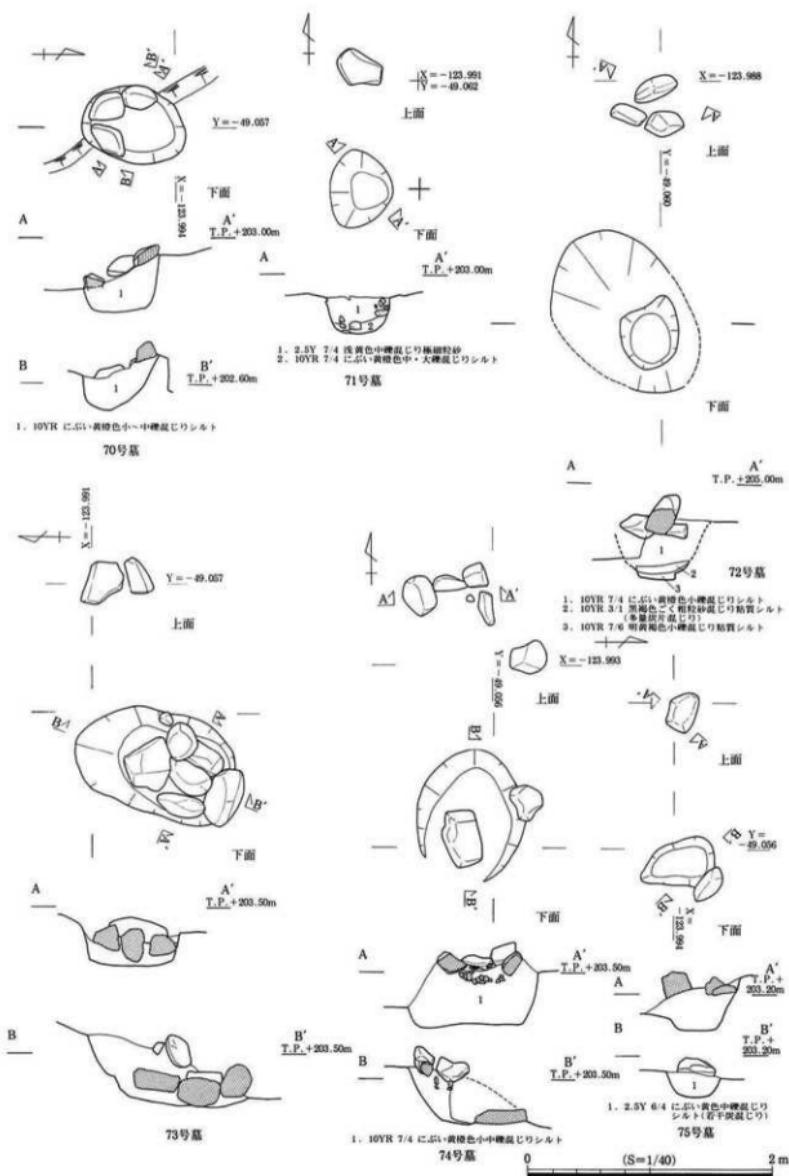


図38 2 Aトレーニチ70から75号墓平・断面図

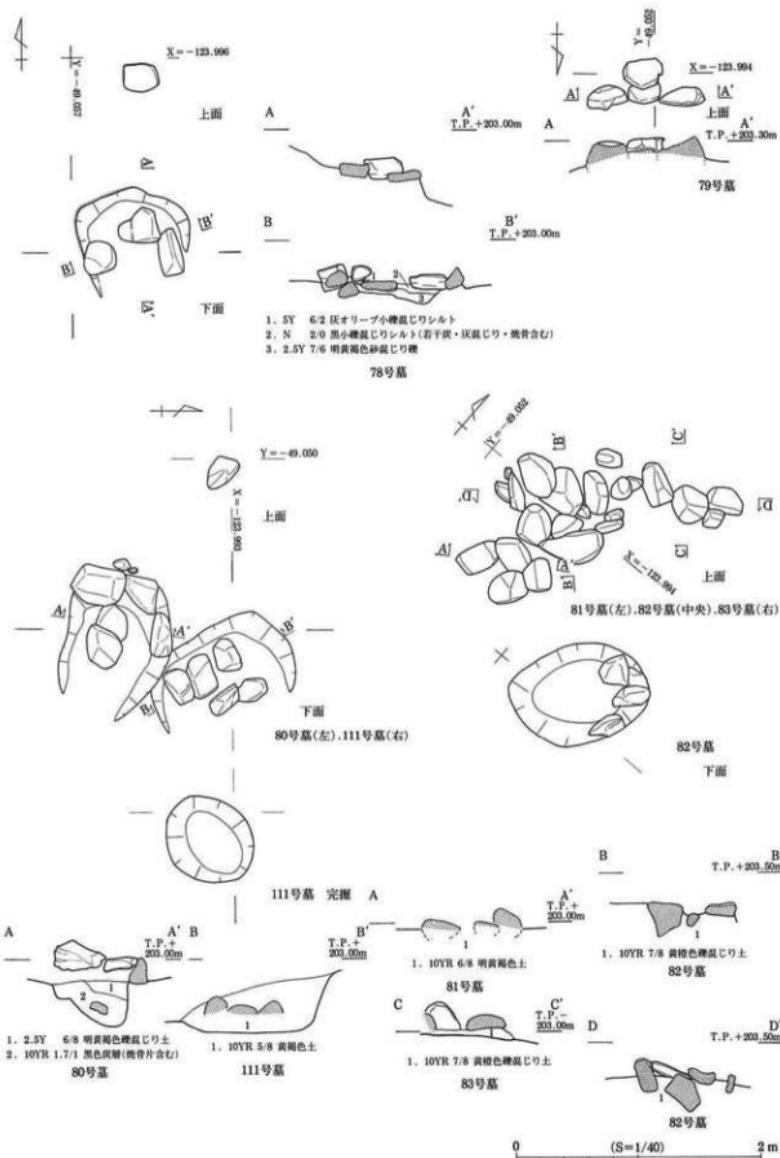


図39 2 A トレンチ78から83・111号墓平・断面図

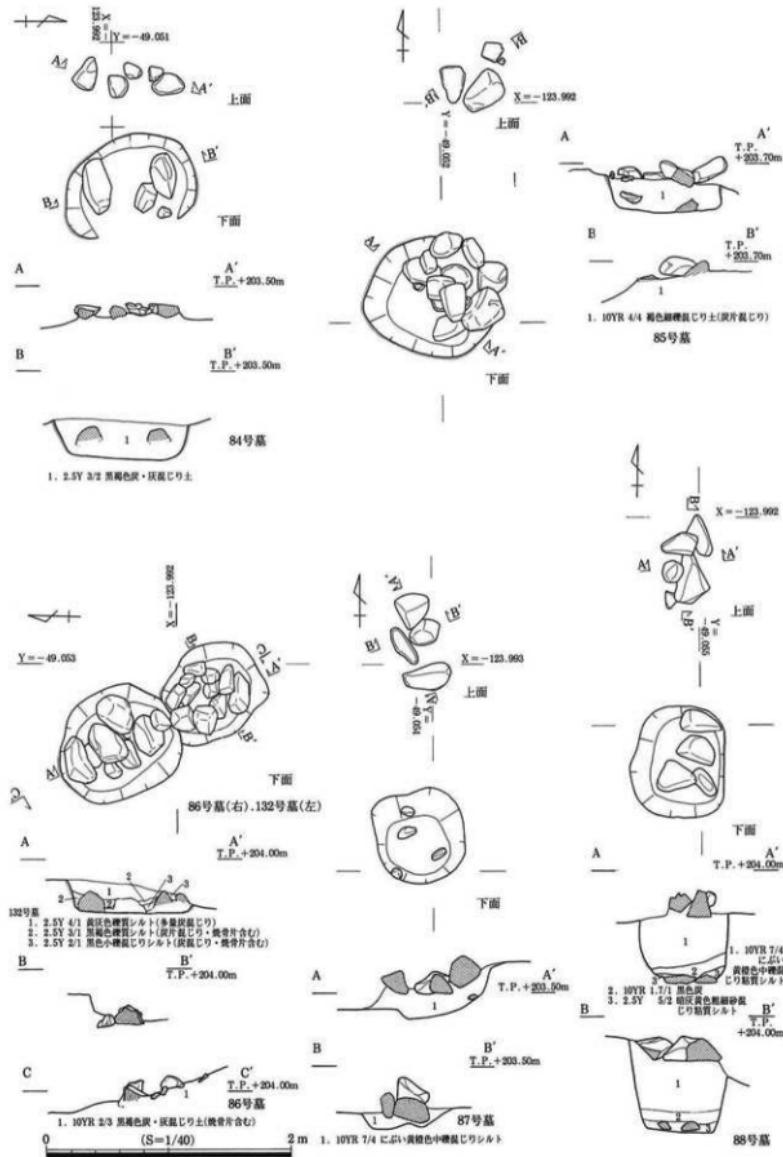


図40 2 A トレンチ84から88・132号墓平・断面図

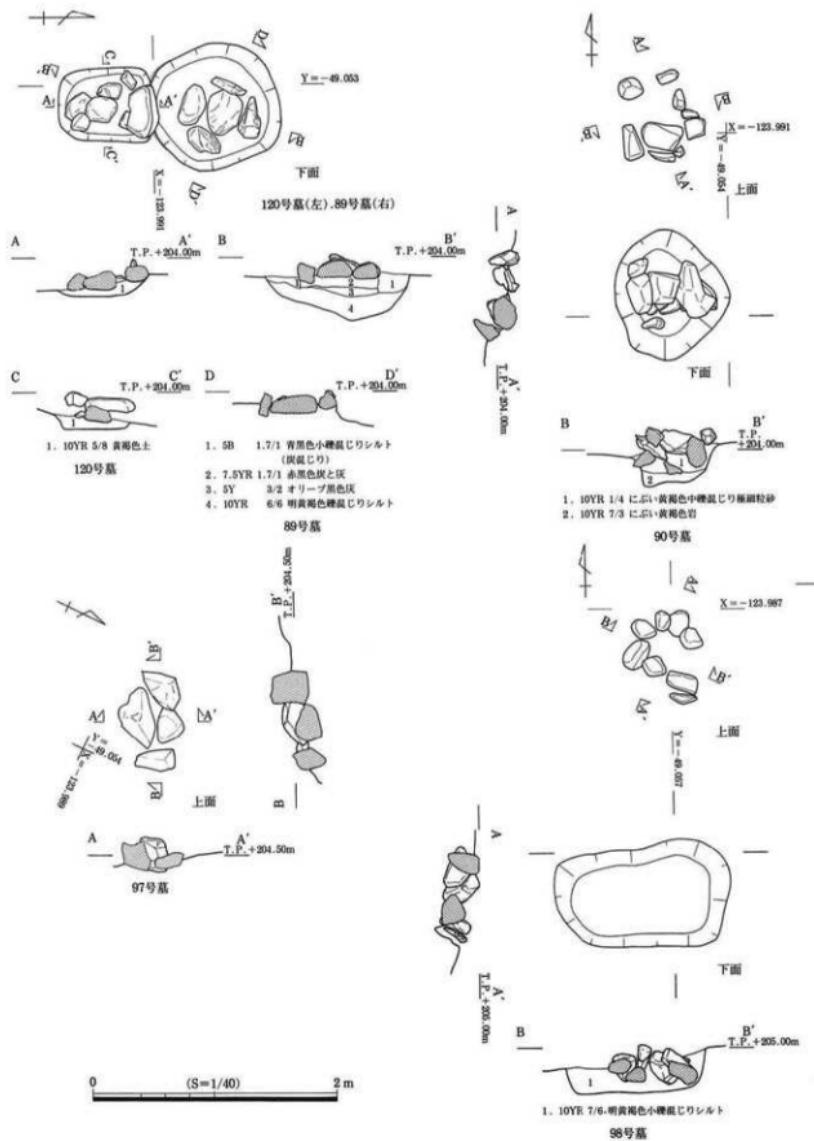


図41 2 A トレンチ89・90・97・98・120号墓平・断面図

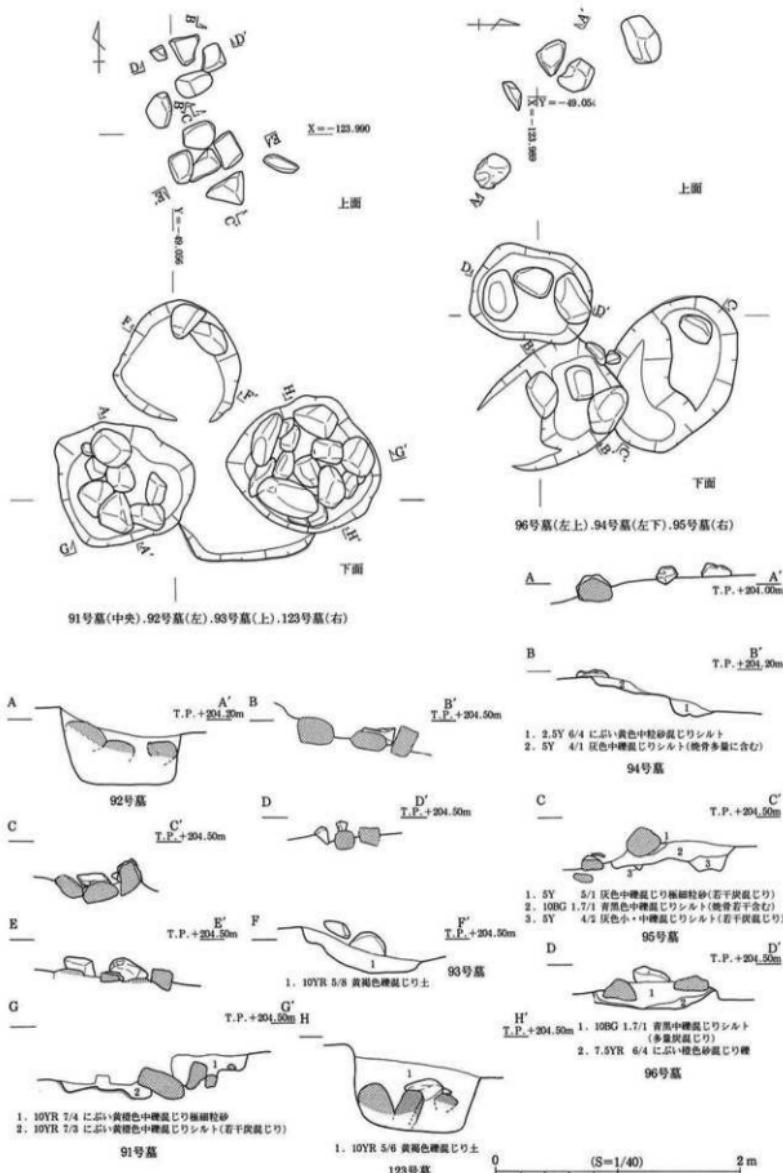


図42 2A トレンチ91から96・123号墓平・断面図

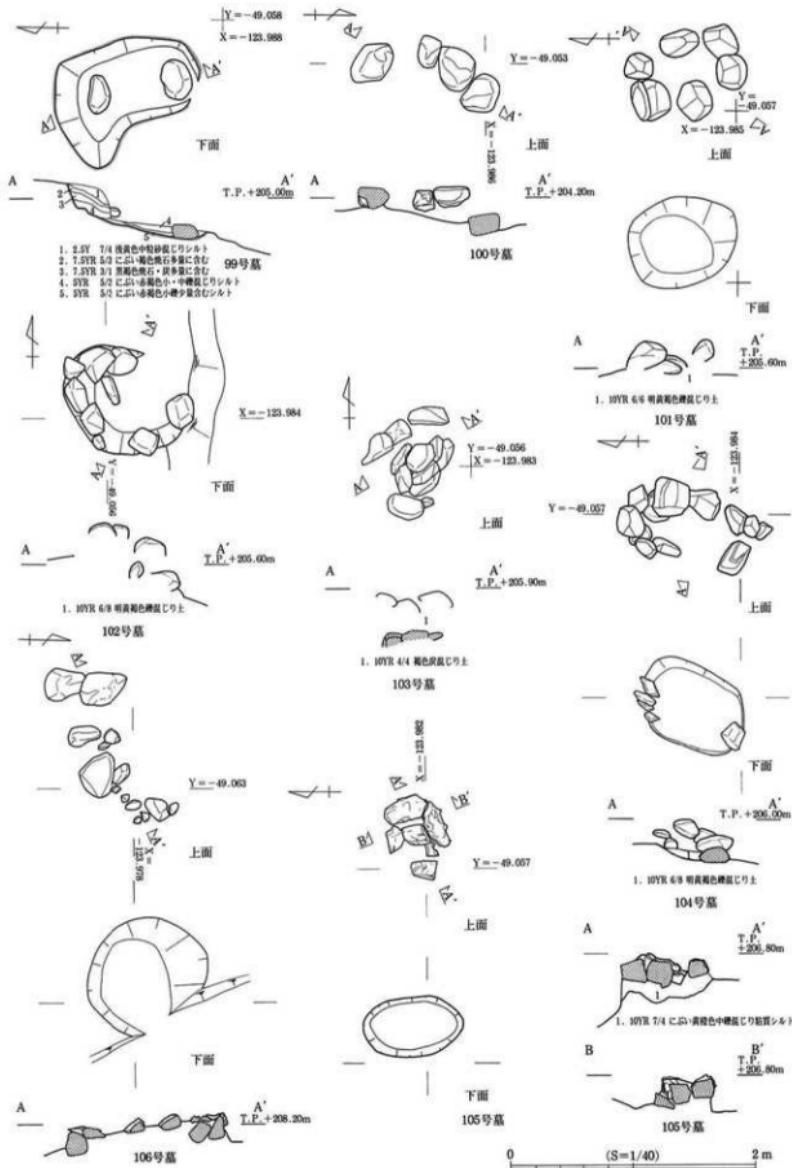


図43 2 A トレンチ99から106号墓・断面図

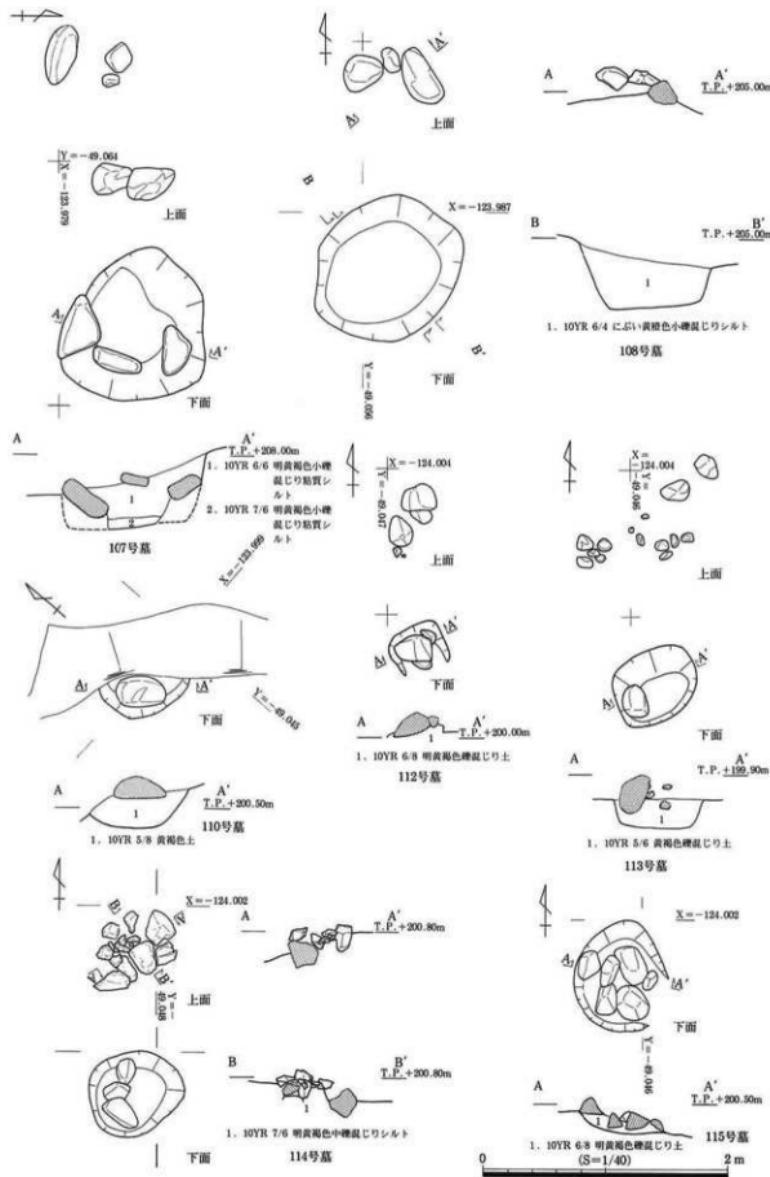


図44 2 A トレンチ107・108・110・112から115号墓平・断面図

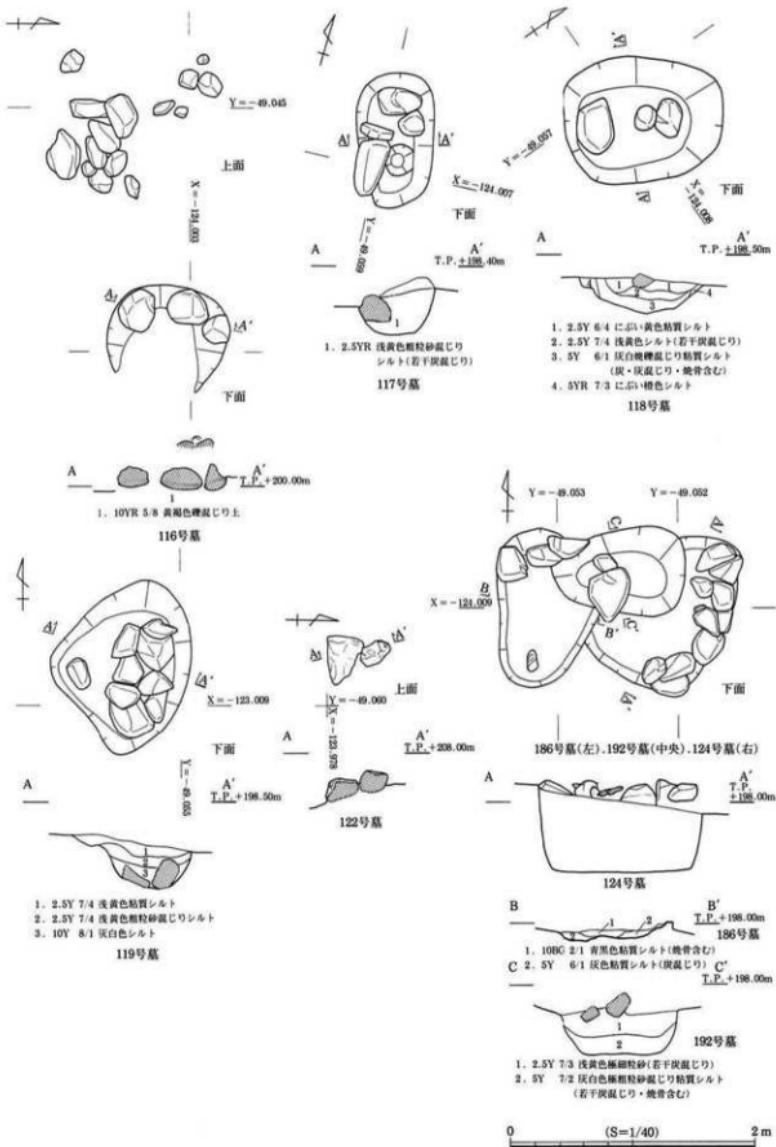


図45 2 A トレンチ116から119・122・124・186・192号墓平・断面図

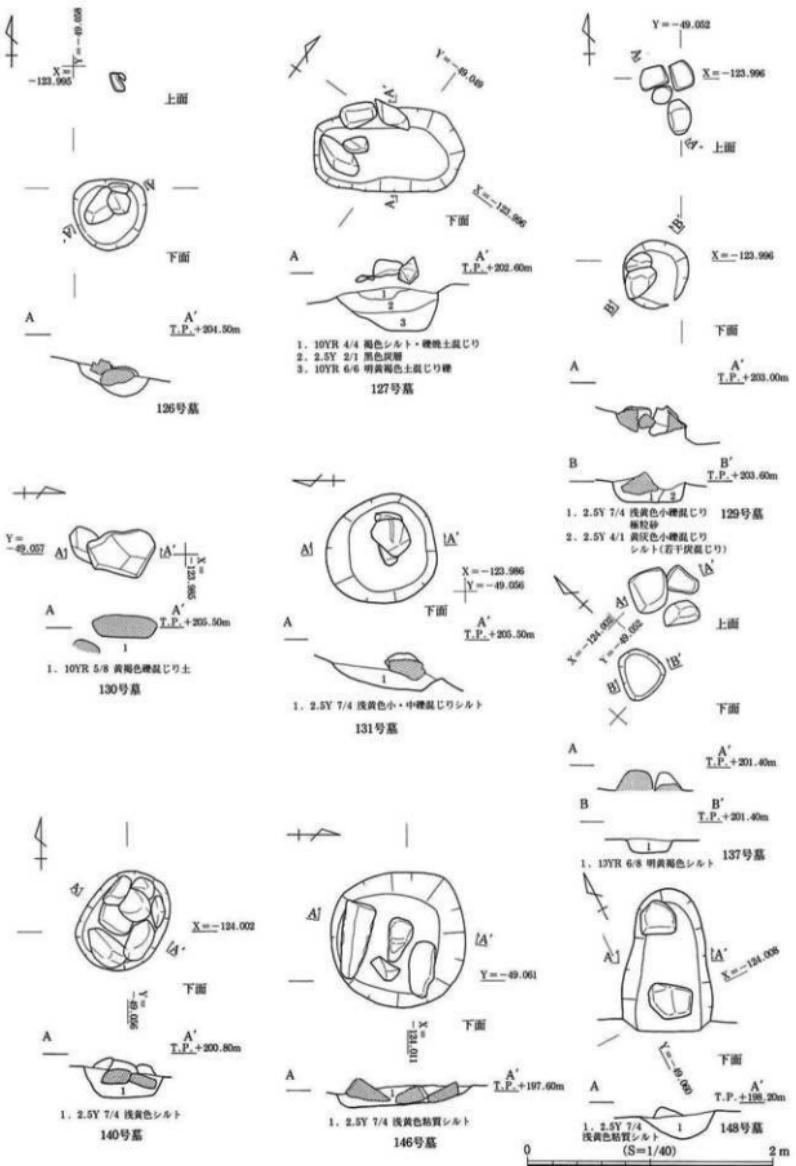


図46 2 A トレンチ126・127・129から131・137・140・146・148号墓平・断面図

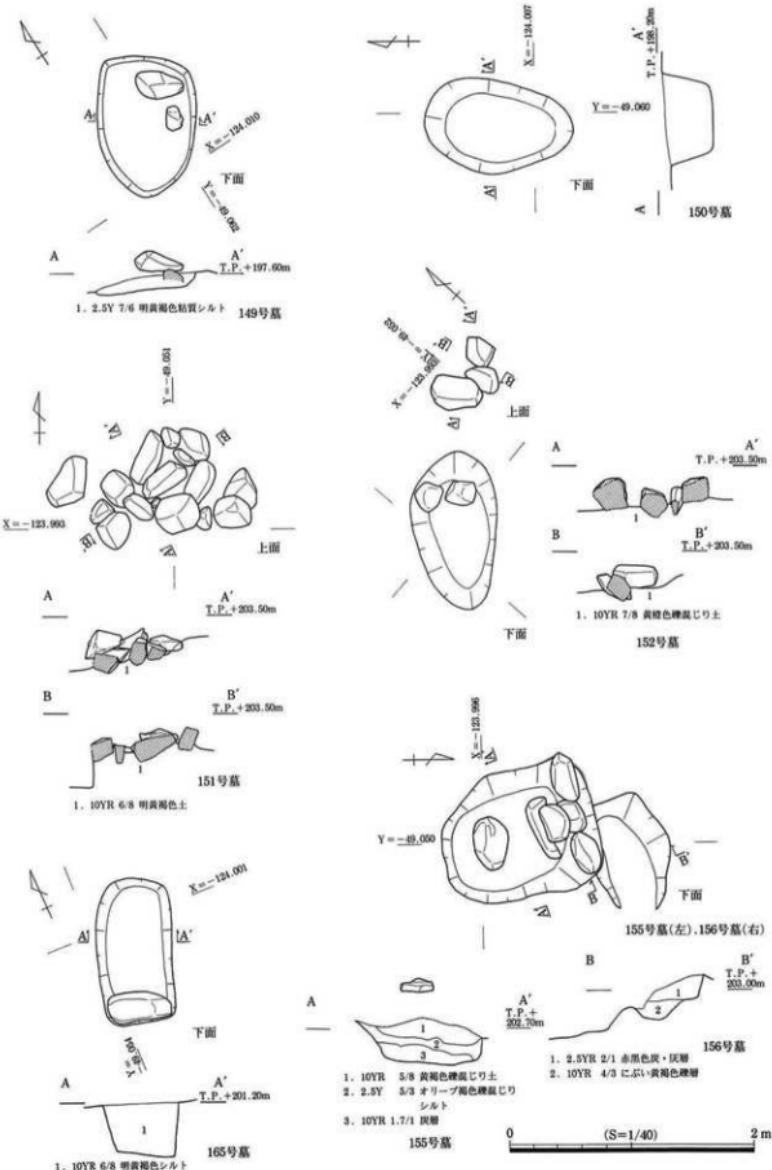


図47 2 A レンチ149から152・155・156・165号墓平・断面図

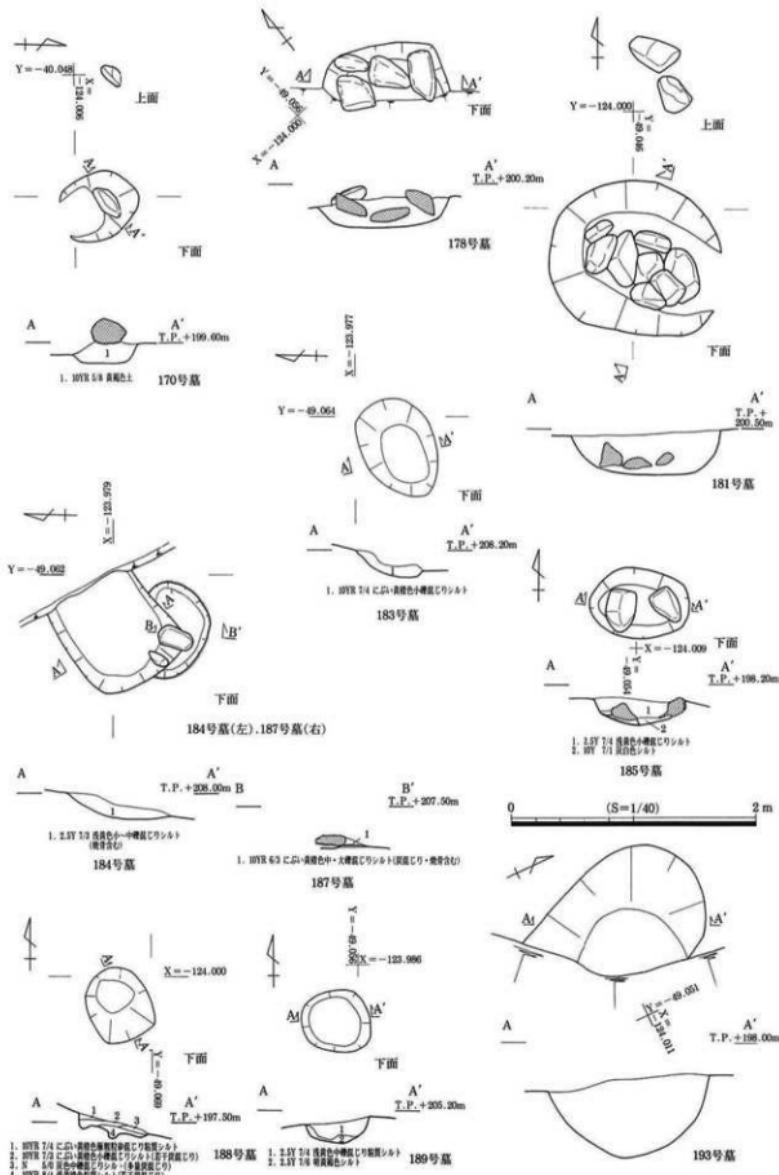


図48 2 Aトレンケ170・178・181・183から185・187から189・193号墓平・断面図

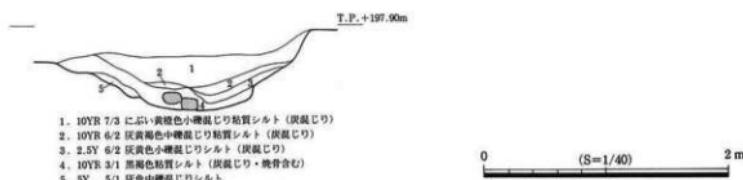
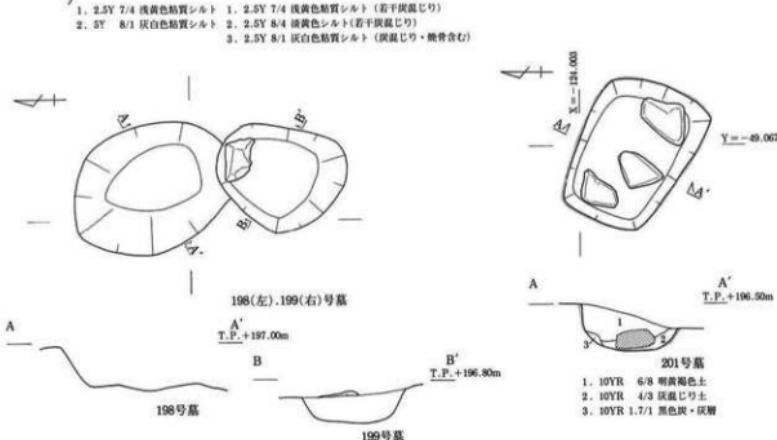
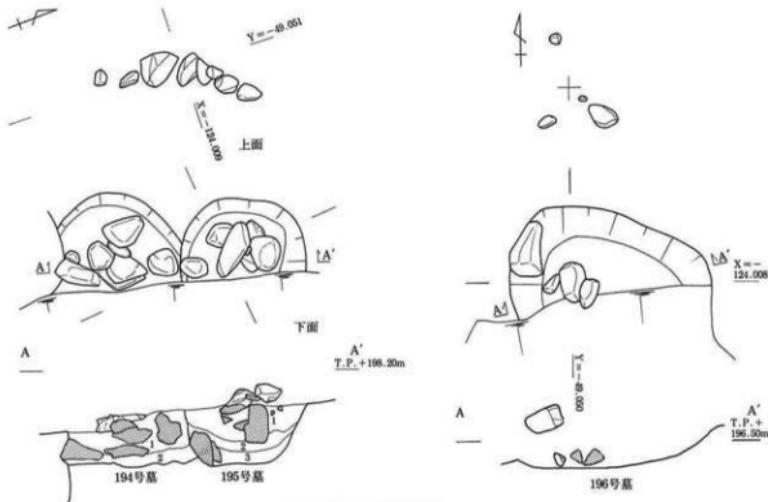


図49 2 A トレンチ194から199・201号墓平・断面図

## 第5項 出土遺物

出土遺物には土師器、須恵器、古瀬戸、輸入陶磁器などのほか、貨幣、刀剣などの金属製品がある。出土位置は北東部の谷を埋積する土層から出土した瓦器椀や鉄製品を除いて、そのほとんどが石組墓および、その上面を覆う腐植土層からの出土であり、元来それらに伴う副葬品などであった可能性が高い。

土師器には所謂へそ皿に分類できるものが2点、その他の小皿1点がある。46号墓から出土した図50-1はそのうち最も遺存状況の良いもので、底部は欠損するものの、やや外反する口縁部、丸く仕上げられた端部、および淡褐色を呈する色調などからみて、伊野分類のGb-2から3の時期に分類できる。<sup>5)</sup>

図50-2は94号墓から出土したもので、形態的には先の例とほぼ同様の特徴を持つが、色調はさらに褐色味が強い。あるいは洛中から派生する模倣系土器の一類型と考えることができるのかも知れない。

図50-3は上記2点より淡褐色を呈するという色調や、器壁の厚みという点においては共通しているが、やや口径が大きくなるということ、また、端部の内湾度も大きくなっているということにおいては異なっていることから、先の分類案Ga-2に充当させ得るとも考えられるものである。

これらの土師器は、形態的には異なるものもあるが、色調や調整法、体部の形態などについては大同小異であることから、概ね14世紀後葉から15世紀にかけての所産にかかるものであろう。

瓦器椀には図50-4から7および19がある。このうち4・5は破片、6・7はほぼ全形の窺えるものという相違はあるが、共に石組墓から出土しているという点では共通し、副葬品とされた可能性が高い。

4は62号墓から出土した底部附近のみの破片で、下端面には断面三角形の小さな高台が付されている。

5は78号墓から出土したものであり、残存状況や形態的特徴など先の例とほぼ共通するものである。

6は51号墓から出土したもので、土圧による毀損以外完形の状態を保って検出された。底部には断面三角形を呈する安定した高台が付され、体部は上外方に直線的にのび、丸く仕上げられた口縁部へと至る。内面には暗文が確認でき、それは、体部には圓線状に、見込み部には反復するように施されている。

7は143号墓から出土した。表土直下に埋もれていたため、小片となるなど遺存状況も不良であるが、元来は51号墓出土資料と同様、完形であったと考えられる。形態は断面三角形の安定した高台を付した底部から、やや内湾して上外方へのびる体部を持ち、口縁端部は丸くおさめられる。内面には口縁から底部に向かって圓線状の暗文が施され、その後は見込み部で反復するようにして終わっている。

これら2点の全形の窺える瓦器椀は、踏ん張りのある高台を持つ器形などの形態的特徴と、内面の暗文の様相から丹波型瓦器椀に分類できるもので、破片となった4・5も高台部の径が大きいことなどの形態的特徴から、これと同じ型式に属する可能性が高い。時期的には、7の体部が内湾することで6よりも古い様相が看取されるとも考えられるが、内面見込み部の暗文に注目した場合においては、後者よりも前者がより退化傾向にあり、ほとんど形骸化していることから、双方ともほぼ同じ段階にあるものとみなし、石井らの分類したII期3段階、およそ13世紀後葉に位置づけられるものと考えておきたい。

なお、高台のみが遺存する4・5については遺存部位が少なく、その時期を保留しなければならないが、石組墓内出土という事実を重視し、51や143号墓と同様の習俗儀礼の中で墓壇に納められたと仮定するならば、これらを相前後する時期のものであるとみなすことが許されよう。

図50-19は上記の例とは異なり、南東側谷埋積土最下位から出土したもので、型式も和泉型の範疇に入るるものである。高台が中心からずれ、それが梢円形となっていることなど製作技法に粗略さが目立つことから在地産の可能性がある。表面の剥離が激しく暗文などは観察できないが、法量や口縁部外面に2段ヨコナデが施されることから、尾上編年のIII-2期、13世紀中葉頃に併行すると考えられる。<sup>7)</sup>

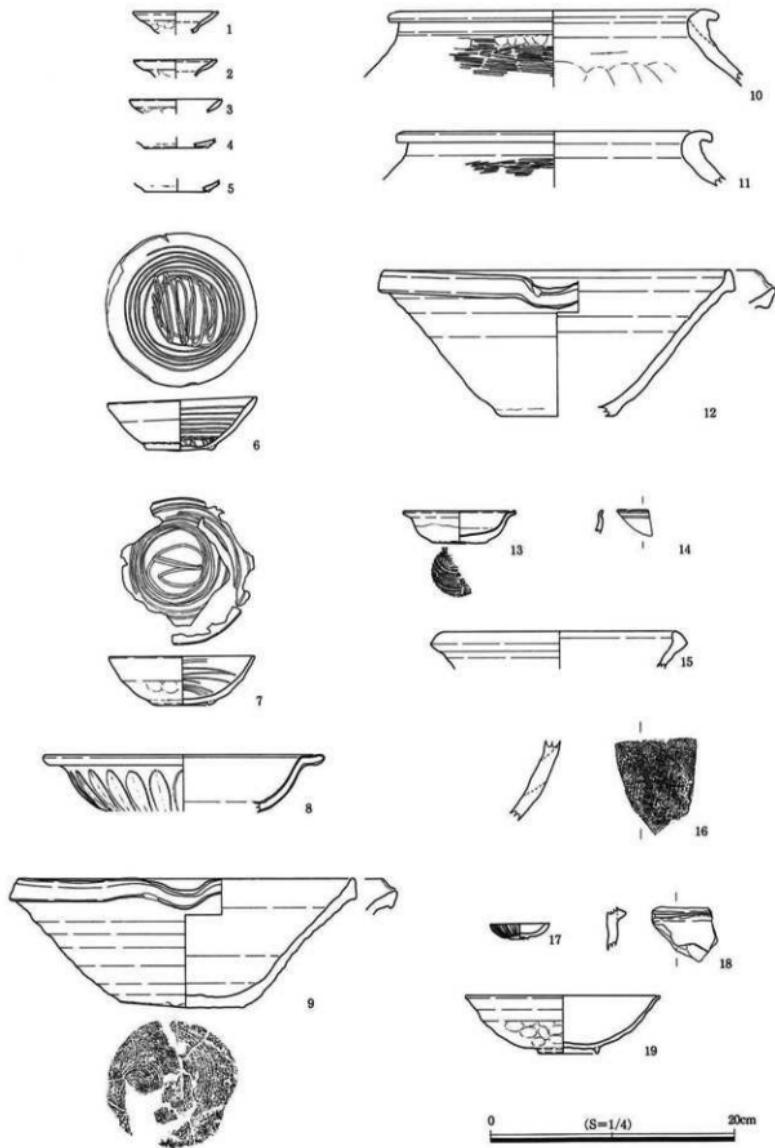


図50 2 A トレンチ出土遺物実測図〔1〕

輸入陶磁器には白磁と青磁があり、共に石組墓から出土した。特に後者はその扱われ方に特徴がある。図50-8は76号墓から出土した青磁の口縁部破片で、内湾しながら上外方に広がる体部から水平に大きく屈曲する口縁部へと続く器形を持ち、外面には先端部のやや丸い鍋連弁紋がめぐらされている。釉の発色はすこぶる良好で、内外面全体に貫入が及んでいる。既往の諸例から類推して14世紀前半代の龍泉窯系青磁の盤に相当するもので、底部内面には双魚紋などが陽出されていたものと推定される。

注目されるのは破断面で、その表裏面稜角部分すべてにわたり研磨様の粗略な加工がなされ、面取が行われているということである。破片の扱われ方としては極めて特殊であるといえ、特筆に値しよう。この加工が品物や身体を傷つけないようにとの配慮から行われたと仮定するならば、破片となった後、断面に加工を加えたこの青磁を、被葬者あるいはその親近者が一定期間大切に保持し、その後、埋葬に際して伴に納めたことなどが想定される。この推論は、頭位は不明ながら破片が埋置されていた位置が墓壇北辺の墳底という意識された場所であること、青磁が副葬される場合、そのほとんどが口縁の一部を欠いた碗であり、その盛行がほぼ1世紀前であったこと、遺跡の状況から考えて偶然に破片が混入する可能性が皆無に等しい状態であることなどから、あながち荒唐無稽なものといい切れないであろう。

輸入陶磁器にはもう1点、94号墓南東端から出土した図50-14の口縁部の破片がある。表裏面には貫入が認めら、碗であることは推定できるが、あまりにも小破片となるためそれ以上のことは分からぬ。

須恵器は3点出土し、いずれも東播系須恵器の片口鉢である。図50-9は1号墓の墓壇上面を被覆していた鉢で、土圧のため破損・欠失している部分がみられるものの、元来は完形であったものと考えられる。底部には回転糸切痕が観察され、体部は外反気味に上外方にのびる。口縁部は上下方にやや内傾しながら拡張される面を持ち、1ヶ所に片口部が設けられている。体部内面に磨滅痕は観察されず、未使用かあまり使用していない段階で蓋に転用されたと考えられる。時期的には口縁部や体部の形態などからみて、森田編年の第III期第1段階から第2段階に相当するものと考えられ、13世紀末から14世紀初頭にかけての年代を与えることができよう。12は試掘調査時にほとんどの部分が出土していたもので、今回の調査で接合できる破片が新たに追加され、底部を除き全形のうかがえる状態にまで復原することができた。破片が出土した地点は試掘調査から南西斜面の下位にまで及び、かなり広範囲に散布するという状況であった。しかし、ほぼ全形の窺える各部位の破片が揃っていることから、上部構造を失ったいすれかの石組墓に伴うもの、あるいは、まったく別の遺構で、1号墓と類似する構造を持つ遺構が存在した可能性が高いと考えられる。この片口鉢は底部の糸切痕、体部の形態など諸特徴は先述の9の例とほぼ一致しているが、口縁端部の形状は9よりもさらに上下方向に拡張される傾向にあることから、第III期第2段階に位置づけられるものと考えられ、およそ14世紀前半代の時期を与えることができよう。

15は南東斜面の腐植土内から出土し、前2者と比較して矮小化が進んでいる。口縁部も形状も単に上方に肥厚するのみとなるため、森田編年の第III期第3ないし第4段階、14世紀末から15世紀となろう。

図50-10・11は腐植土直下より出土した瓦質甕の口頭部片で、同一個体の可能性がある。頸部から短く外反する口縁部へと至り、端部はやや面をなす。口縁部形態から鋤柄分類のI-3段階、14世紀中葉以前に位置づけられよう。また、接合できないが、この個体の体部破片と思われる破片が出土している。

図50-13は80号墓附近の腐植土層より出土した古瀬戸の折沿小皿で、内湾する体部から屈曲する口縁部へと至り、端部は上位にやや肥厚する。形態から藤澤分類の中IV期前後、14世紀中葉頃のものとみられる。

この他、調査区南東部端斜面附近より図50-16の常滑焼甕片、同18の土釜片が、破片となり単独で出土した。また、図50-17は調査区外の南東部谷筋上位より表面採集した江戸時代の磁器製紅皿である。

金属製品には貨幣、刀剣・鉄釘、楔状鉄製品、その他があり、石製品には無茎式石鎧が1点みられる。

図51-1は11号墓から出土した短刀で、鋒化が激しいものであるが、X線写真を参考にして復原すると、長さ七寸弱(21.2厘)、反り六厘(0.2厘)、元幅八厘(2.4厘)、元重ね二分弱(0.6厘)、茎長さ三分強(9.3厘)、茎反り六厘(0.2厘)という法量となる。造込みは平作、庵棟となり、茎は生ぶとみられ、その形状は振り袖となる。また、茎尻は栗尻で、目釘穴は1個を数える。

外装は鞘については取り扱われて不明であるが、柄は比較的良く遺存し、鍔、緑金具などの金属製装飾金具を装着していないことから、簡素な平常指の腰刀の一類型に相当するものと考えられる。

また、柄は基本的に黒塗漆となっているが、目釘穴の上下約2.5cmについては木質が露呈しており、筒金に相当する有機質の装具が存在したか、その造制を止めて漆が施されなかった可能性がある。

漆塗部分は後代の鞘巻または刻鞘と呼ばれるような細い刻目が施されており、その製作技法は凹部には木質が観察されるが、凸部は木質が観察されず空洞となることから、表面に砥粉または木屎状のものを塗布し、これに刻目を入れて漆塗下地としたことが考えられる。そして、区を境にして刀身にかけては表裏面とも薄い半月形の有機物が鋲着していることから、鞘と柄との固定法は鞘口を弧状に削り込み、そこへ半円形に削り出した柄木をはめ込む所謂呑口式となることを示している。しかし、法隆寺西円堂奉納武器の中などに例のある呑口部の柄木と鞘部分がほぼ同じ厚さとなるものではなく、鉢に向かって厚みを減じており、鑓に近いものとなっている。このような形状から呑口式固定法の形状だけが形態化し、鑓の形に影響を及ぼしているもの、すなわち、移行段階の折衷様式であるとの解釈も成り立とう。

なお、目釘穴には柄木に直行する木質が遺存しており、目釘が入れられていたことが理解できる。しかし、これを陽根とする表目貫も出土していないことから、元来、目貫はなかったものと考えられる。

本資料の時期は、墓域内から出土した土器を参考とした場合では、13世紀後葉から15世紀代にかけてという大きな時間幅の中で考えなければならない。しかし、その判別要素として短刀の姿を観察すると、寸法が頃合であること、腰反りの強い振り袖茎となること、また、フクラが枯れていること、やや反りを持つという特徴を見いだすことができる。前2者は時期を鎌倉時代にまで遡らせる古い要素であると言え、後2者は新しい要素の指標で時期を下げる要素となる。しかし、南北朝期後半以降、14世紀中葉以降に盛行する延文・貞治型のような寸が伸び、重ねの薄い、身幅の広い造り込みにはなっていないことから、本例を14世紀前葉、南北朝前期頃のものとするのが妥当であるとの認識に至った。

なお、本例に類似する外装を持つ資料は、京都府愛宕郡所在の花背経塚出土品や、愛知県春日井郡小板村所在経塚出土品など<sup>10)</sup>、平安時代後期以降のものにままみられる。これらは共に今回の出土例と同様、金具を使用しない黒塗刻鞘の腰刀型式となっており、時期は異なるものの、本例もその延長線上に位置づけられる資料として、刀装の変遷を知る上でも興味深い事例を提示することができた。

図51-2は32号墓より出土したもので、1と同様に鋒化が激しいが、X線写真でも木質部は確認できないため、柄、鞘とともに取り外された状態で埋納されたものとみられる。復原される姿は、長さ五寸九分四厘(18.0厘)、反り無し、元重ね二厘弱(0.6厘)、茎長さ二分六厘(7.8厘)、茎反り無しで、茎尻は丸い栗尻となる。また、刃方・棟方の形状は平となり、目釘穴は存在しない。造り込みは平造り、棟は稜が確認できないため不明であるが、凸分を形成していることより、庵棟あるいは丸棟になるものとみられる。形態的には短刀とができるが、その大きさからみて、小刀あるいは刀子の範疇に入るものと考えるほうが理解し易いものと考えられる。時期は鎌倉時代末期から南北朝初期にかけての短刀姿をそのまま縮小させたようなものであることから、これらと同じ時期のものとみなされよう。

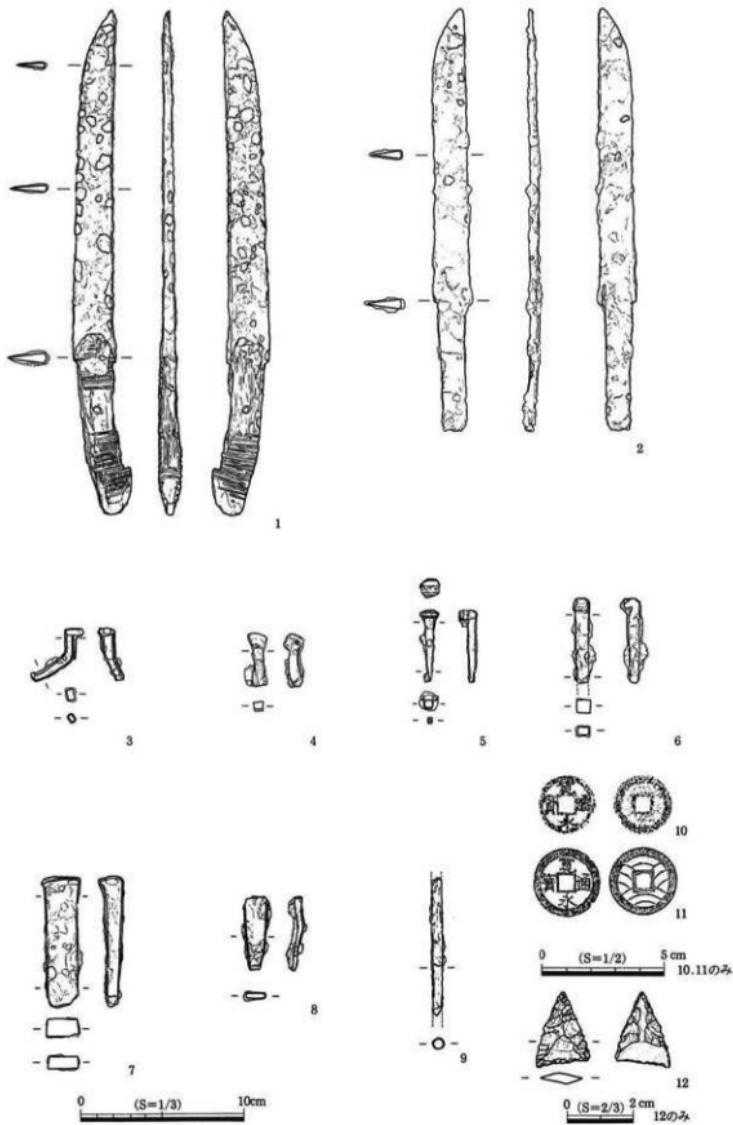


図51 2Aトレンチ出土遺物実測図〔2〕

図51-3から6は鉄釘で、そのすべてが石組墓から出土したものである。それぞれ3が54号墓、4が123号墓、4が147号墓から検出され、6が試掘調査段階で石組墓附近より採集されていたものである。

いずれも断面の形状は方形で、先端を「L」字形に折り曲げて頭部を形成している。なお、これらの資料のすべてが鋳化の激しいものであるが、そのほとんどに木質部が確認できることから、木質部が滅失するまで火にかけられた後、墓壇内に埋められたことなどが考えられる。

図51-7は調査区南西端の尾根部西側斜面から出土した板状の鉄製品で、断面は長方形を呈する。下端部は一部欠失しているようであるが、頭部はやや肥厚しており、これを敲打による変形と考えるならば、楔状の用途に供されたものとも考えられる。同8・9は東側谷部から出土したもので、8はやや湾曲した偏平な板状鉄製品、9は断面円形の棒状鉄製品で、いずれも用途・時期については明らかでない。

図51-10は鉄製の寛永通寶一文銭である。素材に鉄が使用されていることから元文四（1789）年以降に鋳造されたものと推定することができる。同11は銅製の寛永通寶であり、背面に11本からなる波紋様が鋳出されていることから四文銭であること、その鋳造開始が明和六（1769）年であることが判明する。

図51-12は隆起部中央附近の盛土から出土したサヌカイト製石巖である。基部の歪んだ平基式となり、裏面には風化度の異なる剥離面が観察される。その形態や風化状況から縄紋時代のものと考えられよう。

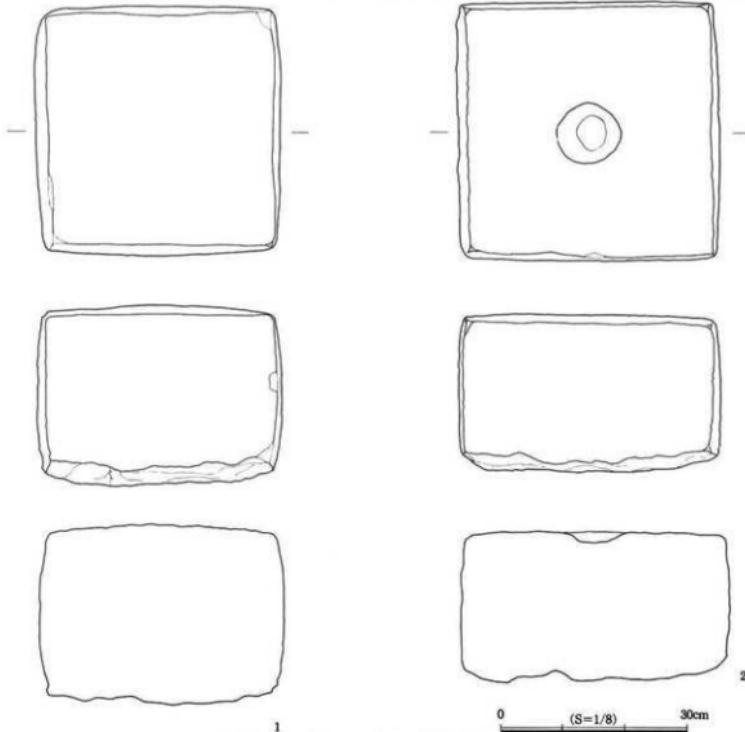


図52 2 A トレンチ出土石製品実測図〔1〕

石製品には組合式五輪塔の地輪 2 基、石仏 16 体がある。そのうち、原位置を保って出土したのは、2 号墓表施設に併用されていた地輪 1 基と、48 号墓表施設の一部として造立されていた石仏 No.1 のみであると考えられ、その他のものは第 1 期の石積に転用され、あるいは転落したまま放置され、そしてまた、再造立された状態で検出されたもので、二次的な出土状況を示すという状況であった。

しかし、先の原位置を保った 2 つの事例が検出されたことにより、これらすべての組合式五輪塔や石仏が、元来はいずれかの石組墓に伴うものであったことが察せらることとなった。

組合式五輪塔に使用される石材は、双方とも領家花崗岩帯から産出する黒雲母花崗岩が使用している。法量は、隆起部に転用されていたものが高さ約 29cm、一辺の長さ約 40cm、2 号墓に据え付けられていた資料が高さ約 25cm、一辺の長さ約 43cm 程度の立方体様の形状となる。双方とも高さにおいては九寸を基本とし、一辺の長さは一尺三寸ないし四寸程度となることで、規格においては大同小異である。しかし、後者の上面には、水輪との結合をより完全とするために設けられた半円形の枘穴が設けられていることで異なる。なお、時期的には双方とも室町時代後期以降のものであろう。これらに組合わされていたであろう他の部材は周辺に散逸しているものとみられるが、今回の調査では検出されなかった。

石仏に使用される石材は表 6 に示すように、粗粒花崗閃綠岩・斑状花崗閃綠岩・閃綠岩そしてそれらが融合状態にあるもので、これらはすべて附近に分布する茨木複合花崗岩帯から産出されるものである。

しかし、石仏に使用される石材のはほとんどが、亜円礫から円礫を素材としていることから、石切場から直接切り出されたものではなく、余野川の川原に転石として流下したものを探取したことが考えられる。なお、No.15のみは、加工痕が全面に及んでいるため、転石を加工したものか否かは不明である。

尊名は第 2 節第 3 項で述べたように No.15 を除いたすべてが阿弥陀如来で、像容は座像、印相は定印を結ぶことで共通する。しかし、細部では異なる部分も多く、周辺部における既往の調査成果を参考とし、周囲や頂部の作出法や彫刻技法の違いに注目しながら、以下のよう 3 類型に分類することとした。

- |   |       |
|---|-------|
| I. 光背と像容を一体で表現する光背石仏 (No.1 から 3・9・10・11・13・14・16) | 計 9 輛 |
| II. 板碑主頭部を表現する板碑形石仏 (No.5 から 8・12)                | 計 5 輹 |
| III. 瘤状掘り込みのない石龕仏の系譜を引くもの (No.4)                  | 計 1 輹 |

なお、光背石仏の像容表現に注目した場合では、蓮台まで表現されるものは皆無で、膝部分までを刻出するものが No.3・11 の 2 輹、膝下半部の表現がなくなるものが No.1・2・9・10・13 の 5 輹、膝全体の表現がなくなったものが No.14・16 の 2 輹である。また、彫刻技法では No.3 において彫込光背内に像容を半肉彫とする技法が用いられ、それ以外は半肉彫のみの単独表現法を探っている。

つづいて、板碑形石仏では主頭部額部条線の掘り込みが明確なものは存在せず、額部が屋根の軒先状表現となるもののみで占められている。なお、このうち 1 輹は頂部の加工も省略され、主頭部とはされず自然面のままである。像容表現では光背石仏同様、蓮台まで表現されるものではなく、No.6・7・12 の 3 輹が膝までを刻出しているのみである。また、No.5・8 の 2 輹については膝を表現する広さはあるが、明確に表現するには至っていない。彫刻技法でも光背石仏と同様、2 者に分類が可能で、彫込光背内に像を半肉彫とする No.7 と、半肉彫のみで表現される No.5・6・8・12 とに分けられる。

そして、石龕仏は瘤状の掘り込みを設けない型式に分類されるもので、頂部に凸形の柄を設けていることから、屋根と軸部を別々に製作し、組み合わせて一つの石仏とする型式のものである。

最後に、No.15 は火輪下半部と水輪、地輪が一体となって方柱部を形成する一石五輪塔で、その部分に一段低く掘り込みを行い、円頂で衲衣をまとい胸前で手を合わせる半肉彫の地蔵菩薩とみられる座像を

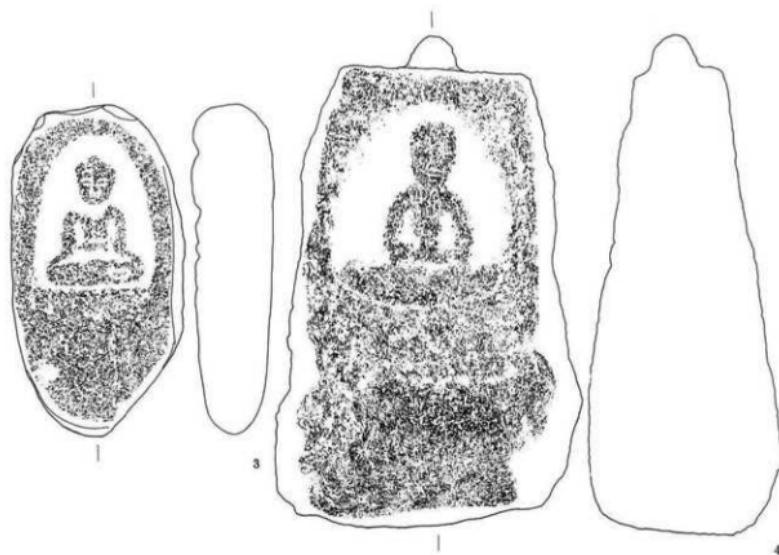
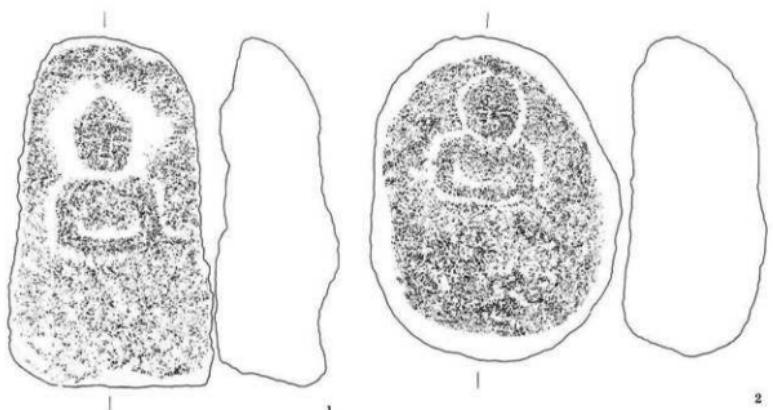
刻出している。一段低く彫り込まれた部分に像を表現するという彫刻技法においては共通性をみいだされるが、表現される尊名では他の例とは異なっている。原位置を離れ石仏列2に集積された状態で検出されたため、どのような意識のもとに造立されたものかは判断することができない。

以上、石造物の報告を行った。使用される石材から看取される様相の一つに、領家花崗岩体から素材を得、組合式五輪塔製作に当たった石工集団と、茨木複合花崗岩体から石材を採取し、石仏製作にあたった2つの石工集団の存在を推定することができるこを述べておきたい。また、後者は粗粒花崗閃綠岩・斑状花崗閃綠岩・閃綠岩を用材としているが、前2者の石材を使用する場合では、作出される像の型式および彫刻技法に差異は認められない。これに対して、閃綠岩を使用する2点の石仏は、双方とも板碑形型式に分類されることで共通し、さらに、圭頭部や像容の作出技法や顔面の表現法など、細部に至るまで共通した技法が認められることで注目される。この様相が製作者個人によるものなのか、周辺地区にまで及び、工人集団に結びつくものなのかは、今回の調査では数の僅少さ故に明確には成し得なかった。しかし、この地域内の特定工人を絞り込める可能性が残されているという点において、今後、充分な調査・研究の対象として採り上げられなければならない課題とされるべきであろう。

表6 石仏一覧表

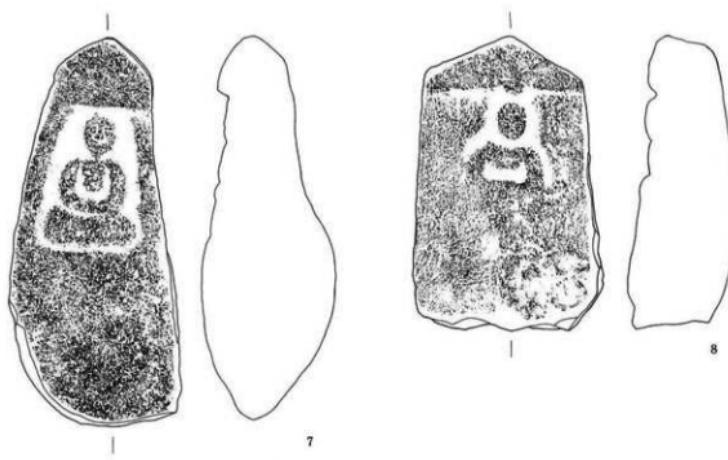
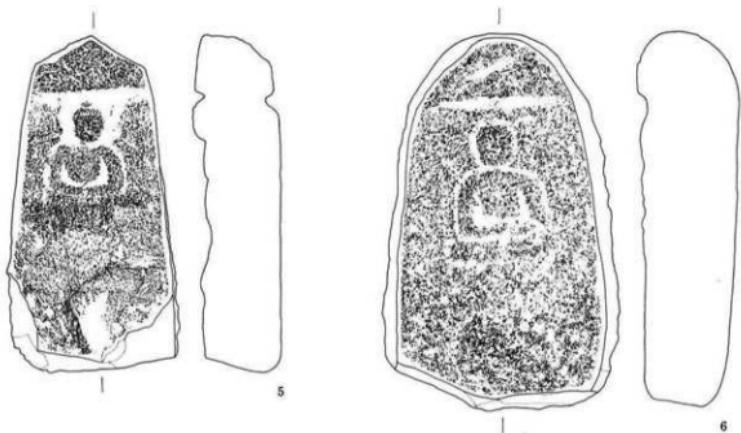
No.	図番号	写真番号	尊名	像容	印相	類別	彫法	膝	岩石の種類
1	53-1	79-4	阿弥陀如来	座像	定印	I	A	膝上	粗粒花崗閃綠岩
2	"-2	78-1	"	"	"	"	"	"	"
3	"-3	82-2	"	"	"	"	B	膝下	"
4	"-4	82-1	"	"	"	III	"	なし	"
5	54-5	81-3	"	"	"	II	A	"	閃緑岩
6	"-6	81-1	"	"	"	"	"	膝上	粗粒花崗閃綠岩
7	"-7	80-2	"	"	"	"	B	"	斑状花崗閃綠岩
8	"-8	81-2	"	"	"	"	A	なし	閃緑岩
9	55-9	79-1	"	"	"	I	"	膝上	粗粒花崗閃綠岩
10	"-10	78-3	"	"	"	"	"	"	"
11	"-11	78-2	"	"	"	"	"	膝下	両花崗岩の混合
12	"-12	80-1	"	"	"	II	"	"	斑状花崗閃綠岩
13	56-13	79-3	"	"	"	I	"	膝上	粗粒花崗閃綠岩
14	"-14	78-4	"	"	"	"	"	なし	斑状花崗閃綠岩
15	"-15	83-1	地蔵菩薩	"	"	五輪	B	膝上	"
16	"-16	79-1	阿弥陀如来	"	"	I	A	なし	粗粒花崗閃綠岩

※彫法におけるAは半肉彫のみで尊像を表現するもの。  
Bは彫込光背に半肉彫で尊像を表現するものを表わす。



0 (S=1/9) 30cm

図53 2 A トレンチ出土石製品実測図〔2〕



0 (S=1/9) 30cm

図54 2 A トレンチ出土石製品実測図〔3〕

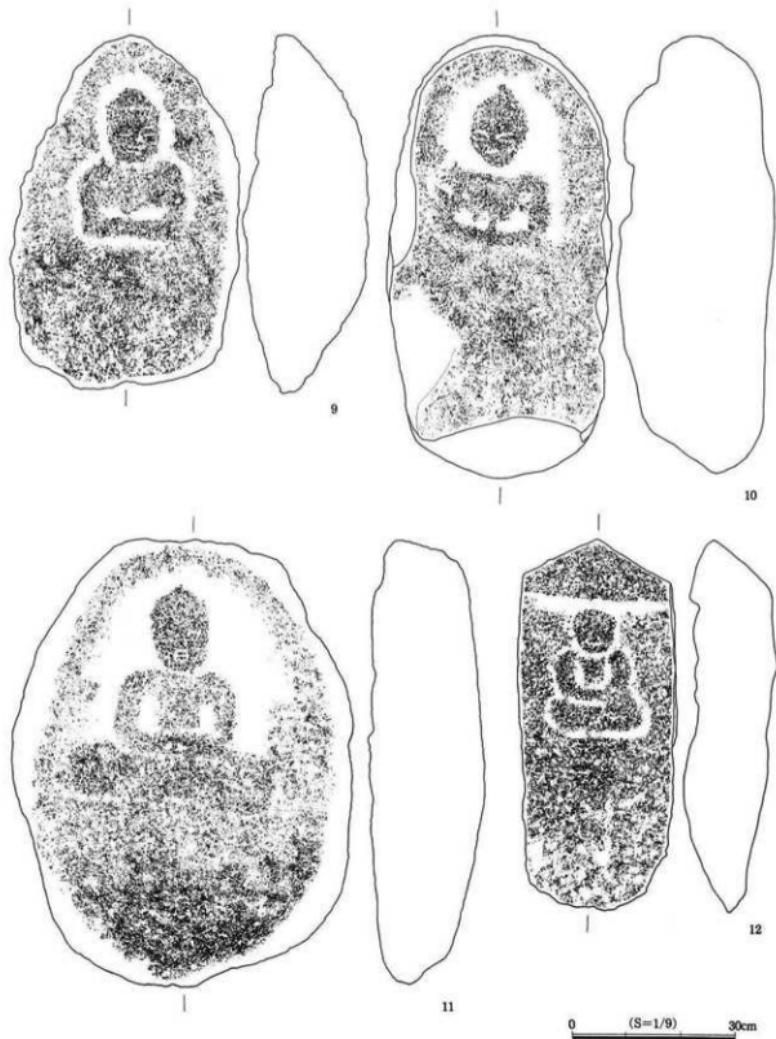
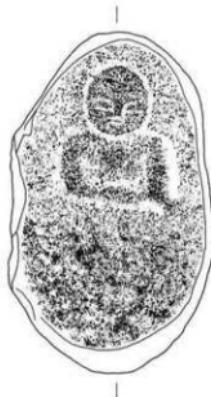
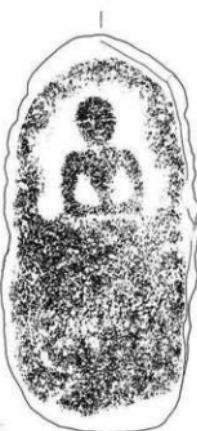


図55 2 A トレンチ出土石製品実測図〔4〕



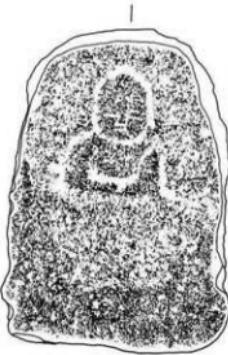
13



14



15



16

0 (S=1/9) 30cm

図56 2 A トレンチ出土石製品実測図〔5〕

## 第V章 自然科学からの分析

### 第1節 小畠遺跡の火葬人骨について

大阪市立大学医学部解剖学第2講座 安倍みき子

鎌倉時代から室町時代までの村の共同墓地であった小畠遺跡の75基の遺構から人骨が出土している。これらの人骨はすべて火葬されているため骨の変形が大きく、残存部位も少なかった。このうち性や年令の判定の手がかりとなる骨片が含まれていたものは9基であった。性の推定ができたもの2体のみで、13号墓からは発達した後頭骨の乳状突起が出土し男性、49号墓は寛骨の大坐骨切痕部が出土しこの角度より女性と推定した。また、130号墓から出土した橈骨の骨幹は成人女性のものより大きく、男性の可能性が高い。

年令は、32号墓から出土した後頭骨底部は蝶形後頭軟骨の存在を示す軟骨結合面をもち、10才前後と推定される。69号墓からは長骨骨端の海綿質が出土し、海綿質内にわずかに骨端線が遺存し、若いと思われる。180号墓からは出土した上頸第2大臼歯の咬耗度は20才前後を示している。163号墓、187号墓と190号墓から出土した骨は、どれも成人のものと比較すると小さく、長骨の緻密質も薄いので幼児骨と思われる。

#### まとめ

1. 小畠遺跡から出土した人骨はすべて火葬され、骨の変形が大きく残存部位も少ないもののが多かった。
2. 性が推定できたものは2体のみであった。
3. 年令が推定できたものは6体で、そのうち3体は幼児と思われる。

表7 出土人骨の性及び年齢の一覧表

遺構番号	年齢または性
13 号墓	男 性
32 号墓	10才前後
49 号墓	女 性
69 号墓	青 年
130 号墓	男 性?
163 号墓	幼 児
180 号墓	20才前後
187 号墓	幼 児
190 号墓	幼 児

表8 小畠遺跡出土の人骨(1)

遺物番号	左 右	出 土 骨 名	出 土 部 位	備 考
2 号墓		骨片		
10 号墓		骨片		
11 号墓	-	第6?頸椎	右の椎弓根	
11 号墓		長骨片		
13 号墓	不 明	上顎骨	体 曲槽部	
13 号墓	右	側頭骨	全体	
13 号墓	左	側頭骨・後頭骨	乳突起から後頭骨の一部	乳突起が発達しているので成人男性?
13 号墓	右	下顎骨	下顎枝 下顎体から下顎管	
13 号墓	左	下顎骨	下顎体 Pm4 ~ M3 の曲槽部	M1・M2・M3はすでに脱落し歯槽閉鎖
13 号墓	-	軸椎	右半分のみ歯突起無し	
13 号墓	左	鎖骨	骨幹地中央部より円錐形帶圧痕まで	
13 号墓	不 明	大顎骨	骨幹 粗線部	
13 号墓	不 明	膝蓋骨		
13 号墓	不 明	胫骨		
13 号墓		頭骨	骨幹 前縁	
13 号墓		長骨片		
14 号墓		長骨片		
15 号墓		骨片		
18 号墓		頭骨片		
19 号墓		長骨片		
25 号墓	右	側頭骨	頸骨突起部	
25 号墓	不 明	大顎骨	骨幹 粗線部	
25 号墓		頭骨片		
25 号墓		長骨片		
25 号墓		頭骨片		
25 号墓		長骨片		
30-A号墓		骨 片		
30-B号墓		骨 片		
30-C号墓		頭骨片		
30-C号墓		長骨片		
30-D号墓		長骨片		
30-D号墓		頭骨片		
30-E号墓	不 明	椎 骨	骨幹	
30-E号墓		長骨片		
30-E号墓		頭骨片		
32 号墓		後頭骨	後頭骨体	
32 号墓	不 明	胫 骨	骨幹 前縁	蝶形骨体と軟骨関節面が未骨化のため10才程度
32 号墓	右	踵 骨	体 立方骨関節面と前関節面	
32 号墓		頭骨片		
32 号墓		長骨片		
36 号墓		頭骨片		
36 号墓		長骨片		
38 号墓		頭骨片		
38 号墓		長骨片		
43 号墓		頭骨片		
43 号墓		長骨片		
44 号墓	左	踵 骨	体の上面 跖骨溝の一部	
44 号墓		長骨片		
45 号墓		長骨片		
46 号墓		頭骨片		
46 号墓	-	胸骨?	体?	
46 号墓		長骨片		
47 号墓		頭骨片		
47 号墓		長骨片		
48 号墓	右	下顎骨	体 M2 の一部と M3 の曲槽部	曲根が浅いのでこれらの歯は脱落していた可能性有り

表9 小畠遺跡出土の人骨（2）

遺構番号	左 右	出 土 骨 名	出 土 部 位	備 考
48	号墓	左 下顎骨	枝 筋突起の基部	
48	号墓	脛骨片		
48	号墓	長骨片		
49	号墓	左 側頭骨	乳突起のみ無い	
49	号墓	右 側頭骨	蝶体	
49	号墓	一 後頭骨	頸部	
49	号墓	左 頸 骨	下縫	
49	号墓	一 下顎骨	下顎体 おとがい部と右のM1 or M2 の歯槽部	
49	号墓	不 明 臼 齒	歯根部	
49	号墓	一 駒 椎		
49	号墓	一 第3? 頸椎	椎体と左上開節突起、右の開節突起	
49	号墓	一 第6 頸椎	棘突起の基部	
49	号墓	一 第7 頸椎	棘突起の基部	
49	号墓	一 胸椎	椎体1、椎弓板1、右の椎弓板2、左の椎弓板3	
49	号墓	一 第1? 頸椎	左の上開節突起から椎体の一部	
49	号墓	一 第4? 頸椎	椎弓板	
49	号墓	一 腹 椎	右の下開節突起1、左の下開節突起1、椎弓板	
49	号墓	一 仙 骨	第4・第5仙骨の椎体	
49	号墓	不 明 肋骨片		
49	号墓	左 脊甲骨	肩甲轉子の基部	
49	号墓	右 頸 骨	頸骨体のみ	細い
49	号墓	左 桡 骨	骨幹	
49	号墓	左 肱 骨	大座骨切痕部	角度から女性
49	号墓	右 宽 骨	骨幹 残筋粗面	
49	号墓	左 大腿骨	骨幹	
49	号墓	左 大腿骨	骨頭の一部、頭部と骨幹2片	
49	号墓	不 明 大腿骨	骨幹	
49	号墓	左 臀 骨	骨頭降起の下面	3片
49	号墓	右 臀 骨	骨頭上面 線骨溝	
49	号墓	腰骨片		
49	号墓	長骨片		
50	号墓	右 下顎骨	体 M2歯槽部内側面	
50	号墓	腰骨片		
50	号墓	骨 片		
53	号墓	腰骨片		
53	号墓	一 駒 骨	椎弓 下開節突起	
53	号墓	長骨片		
56	号墓	腰骨片		細片 数片
57	号墓	長骨片		
58	号墓	骨 片	細片	
64	号墓	骨 片	細片	
65	号墓	不 明 骶蓋骨?		1片
65	号墓	不 明 骶蓋骨		1片
65	号墓	腰骨片		
67	号墓	骨 片		3片
68	号墓	左・右 側頭骨	蝶体	
68	号墓	一 下顎骨?	歯槽部	
68	号墓	不 明 大腿骨	粗筋の一部	
68	号墓	不 明 手の中指骨		
68	号墓	腰骨片		
68	号墓	長骨片		
69	号墓	腰骨片		
69	号墓	一 下顎骨	右下顎枝 筋突起先端	
69	号墓	長骨片	骨壙の開節感と骨幹	骨壙内に骨端線が僅かに残存しているので若い個体と考えられる

表10 小畠遺跡出土の人骨 (3)

遺構番号	左 右	出 土 骨 名	出 土 部 位	備 考
76 号墓	左	側頭骨	顎体	
76 号墓	一	下頬骨	右下頬骨 下頬骨	
76 号墓		頭骨片		
76 号墓		長骨片		
84 号墓		長骨片		
85 号墓	右	側頭骨	顎体と頬骨突起から閉節窓	
85 号墓	左	側頭骨	乳状突起	
85 号墓	左	下頬骨	程から程にかけて 唇突起からM2齒槽溝、下部は下唇管上縁まで	M3の歯槽はないか若しくは閉鎖 成人者は全体として細く小さい
85 号墓	一	頸椎	前弓 衛突起の周囲	
85 号墓	右	肩甲骨	肩甲棘基部の外側部	
85 号墓	右	上腕骨	骨幹の近位部と遠位部（重複しない）	
85 号墓	右	上腕骨	遠位端 内側面と内側上面	
85 号墓	右	尺 骨	骨幹 遠位部	
85 号墓	左	尺 骨	骨幹 近位部	
85 号墓	左	桡 骨	骨幹	
85 号墓	不 明	手の第1基節骨		
85 号墓	不 明	手の第2？中節骨	2個	
85 号墓	右	大腿骨	頭部から小転子にかけての内側部	
85 号墓	不 明	大腿骨	骨幹2片	
85 号墓	左	脛 骨	骨幹中央部	質内に骨端線が僅かに還存しているので若い個体と考えられる
85 号墓	不 明	脛 骨	骨幹	
85 号墓	一	頭骨片		
85 号墓	一	椎骨片		
85 号墓	一	肋骨片		
85 号墓		長骨片		
86 号墓		骨 片		
89 号墓	不 明	大腿骨？	頭骨？	細片
89 号墓		頭骨片		
89 号墓		長骨片		
91 号墓	左	側頭骨	顎体 内耳穴周辺	
91 号墓	一	椎 骨	椎体と閉節突起	
91 号墓		頭骨片		
92 号墓		長骨片		
94 号墓	不 明	肋骨片		1片
94 号墓		頭骨片		
94 号墓		長骨片		
95 号墓		長骨片		
95 号墓	一	環 椎	右の外側塊と後弓の一部	
95 号墓	一	第10or11胸椎	右の閉節突起	
95 号墓		頭骨片		3片
96 号墓		長骨片		
96 号墓		頭骨片		
99 号墓		骨 片		數片
101 号墓	一	前頭骨	眉間上部	細片 8片
103 号墓	左	肩甲骨	肩甲棘の基部	
103 号墓	右	大腿骨	骨幹 小転子の下部の粗線	
103 号墓	不 明	大腿骨	骨頭と遠位端の粗面の一部	
103 号墓	右・左	第1中足骨	遠位部	
103 号墓		長骨片		
103 号墓		人骨以外の思われる骨		
117 号墓		骨 片		1片
118 号墓	右	大腿骨	骨幹 斜窓前面	
118 号墓		長骨片		
121 号墓		頭骨片		
122 号墓	不 明	手の基節骨		3片

表11 小畠遺跡出土の人骨（4）

遺構番号	左 右	出 土 骨 名	出 土 部 位	備 考
125 号墓		長骨片		
125 号墓		頭骨片		
127 号墓		長骨片		
130 号墓 不 明		上型小臼齒	第1 or 第2 小臼齒	
130 号墓 —		下頬骨	体 右のとおがい穴からM3の歯槽の外側部	
130 号墓 右		上頬骨	骨幹1/2から肘頭窓窓の上端	
130 号墓 右		尺 骨	鉤状突起から骨幹中央部	
130 号墓 右		腕 骨	頭部から骨幹中央部	太いので男性？
130 号墓		頭骨片		
130 号墓		長骨片		
132 号墓		長骨片		
134 号墓		長骨片		
141 号墓		頭骨片		數片
141 号墓		長骨片		
143 号墓		長骨片		
154 号墓		長骨片		
155 号墓		長骨片		
156 号墓		頭骨片		1片
156 号墓		骨 片		
162 号墓		骨？		
163 の下		頭骨片		緻密質が薄いので幼児？
163 の下		骨 片		
166 号墓 不 明		大腿骨	股筋粗面	
168 号墓		頭骨片		1片
168 号墓		長骨片		
180 号墓 左		側頭骨	顎体	
180 号墓 左		上顎第2大臼齒	歯冠のみ	煩下径11.73、前後径11.16 歯の咬合度から20才前後
180 号墓		頭骨片		1片
184 号墓		頭骨片		
184 号墓		長骨片		
187 号墓 左		尺 骨	骨 幹	緻密質が薄いので幼児？
187 号墓		長骨片		
190 号墓 左		頭頂骨	側頭骨との鱗状結合部	
190 号墓 左		側頭骨	煩骨突起部	小さいので幼児？
190 号墓		頭骨片		
190 号墓 —		胸椎	椎弓板の一部	
190 号墓		長骨片		
191 号墓 不 明		大腿骨	粗織の一部	
191 号墓		頭骨片		
191 号墓		長骨片		
200 号墓		長骨片		
200 号墓 右		寛 骨	耳状面から弓状線の接点部	數片
200 号墓 不 明		頭 骨		
200 号墓		頭骨片		
200 号墓		長骨片		
不明 1		長骨片		海綿質を含む
不明 2 不 明		大腿骨	股筋粗面	
不明 2		長骨片		
不明 3		長骨片		
不明 4 不 明		肋骨片		10數片
不明 4		長骨片		1片
不明 4		頭骨片		4片

## 第2節 小畠遺跡出土炭化材の樹種鑑定

財団法人 大阪府文化財調査研究センター 山口誠治

樹種鑑定の結果、落葉のQuercus（ミズナラ、コナラ、クヌギ、アベマキなど）類が圧倒的に多く、結果一覧表では種を限定できないのでコナラ亜属として報告している。

また、木炭の結果のみから古環境を想定するには、データ不足であり偏った古環境復元になるが次の点を考えてみた。

すなわち、現代の北摂地域の植生から考えてみると、その特徴として言えることは、大阪府下の地域にくらべて緑が残っていることで、小さな面積で複雑に常緑広葉樹の林と落葉広葉樹の林がいりまじった自然環境を作りだしていると言える。その反面、山林が目的別に利用され、それがごく最近まで続いていたことを物語っている。また、環境庁の緑の国勢調査の結果と比較してみると、全体にマツ林が多いが府下全体に比べて北摂での比率の高い林は、クヌギ・コナラ林と常緑広葉樹林である。反対に少ないのが、スギ・ヒノキ林、果樹園・畑地・裸地である。

これらの少ない情報から当時の古環境を考えるのは早計であるが、出土木炭の樹種の大多数がコナラ亜属であることから、落葉広葉樹が遺跡地周辺の森林を構成していたと考えられる。

表12 木炭の樹種鑑定結果一覧

No.	資料番号	地区名	報告書遺構名	樹種名	備考
1	石組 10	2 A トレンチ	10号墓	マツ科	木炭
2	〃 13	〃	13 〃	コナラ亜属	〃
3	〃 14	〃	14 〃	コナラ亜属	〃
4	〃 18	〃	18 〃	コナラ亜属	〃
5	〃 25	〃	25 〃	コナラ亜属	〃
6	〃 32	〃	32 〃	スギ	〃
7	〃 36	〃	36 〃	コナラ亜属	〃
8	〃 39	〃	39 〃	コナラ亜属	〃
9	〃 42	〃	42 〃	ヤブツバキ	〃
10	〃 46	〃	46 〃	アカガシ亜属	〃
11	〃 68	〃	68 〃	コナラ亜属	〃
12	〃 80	〃	80 〃	コナラ亜属	〃
14	〃 84	〃	84 〃	コナラ亜属	〃
15	〃 88	〃	88 〃	カエデ属	〃
16	〃 89	〃	89 〃	コナラ亜属	〃
17	〃 96	〃	96 〃	コナラ亜属	〃
18	〃 127	〃	127 〃	コナラ亜属	〃
19	〃 134	〃	134 〃	コナラ亜属	〃
20	〃 155	〃	155 〃	ヤブツバキ	〃
21	〃 158	〃	158 〃	ヤブツバキ	〃
22	〃 163	〃	163 〃	コナラ亜属	〃
23	土壤 12	〃	190 〃	コナラ亜属	〃
24	〃 14	〃	192 〃	コナラ亜属	〃
25	〃 19	〃	197 〃	コナラ亜属	〃

## 第VI章 まとめ

以上、今回的小畠遺跡の発掘調査で得られた成果について述べた。ここでは、各項で触ることのできなかった事項について若干の説明を加え、まとめとしたい。

時期的に最も古い段階の遺物には、縄紋時代にまで遡ると考えられるサヌカイト製石鎌が確認された。しかし、土器類が検出されていない現状では、上流の川尻遺跡の石鎌同様、この地が狩猟の場として利用されることがあったことを傍証するものとしか評価できず、今後の資料の増加に委ねる部分が多い。

つづいては、1Aトレンチ第4面において検出された平安時代中期の遺構面をあげておきたい。当該面においては、住居跡など直接居住域に関連する遺構の検出はなかったものの、椀や皿などの供膳具や土釜という煮沸具など、日常的に使用される雑器類が揃って検出されたことで注目される。この中には丹波窯窯系の須恵器碗なども含まれており、古来、丹波から播津への交通の要衝として利用され続けてきたこの場所の地域性を表す特徴的な遺物が存在することを指摘できるという側面がある他、翻って考えるならば、これらの日常雑器が出土したことによって、この下止々呂美地区の歴史が少なくとも平安時代のこの段階までは確実に遡ることが明かとなった。今後、これらの生活痕跡が何に起因するものなのかを追求しなければならないことが大きな課題となろう。

これに関連して、1Aトレンチ周辺で行われた橋脚建設工事に伴う仮設道路の層序断面観察を行った結果、該期の遺物を包含する谷の埋積土が、このトレンチよりもさらに上位に続くことを確認した。この事実は、1Aトレンチからさらに北東側に位置する尾根部上位にこれらの遺物を供給した人々が存在していたことを示しており、そこには当然、これらの日常雑器を使用した人々により形成された何らかの施設なり痕跡なりを検出することができる可能性が非常に高いものと考えられる。

このように、今回の1Aトレンチ第4面の調査成果に積極性を持たせ、さらに、南東側の独立丘陵に「堂山」という小字名が残していることを加味して考えるならば、伝承として語り継がれる豊楽寺の存在にも一步近づける歴史的資料と評価することもあながち無意味ではないといえるであろう。

つづいて、鎌倉時代の13世紀前半では1Aトレンチ第3面より石積が検出された。この遺構の性格については不明であるが、その前面に堆積する土層から瓦器・土師器などと共に、同安窯系白磁碗、龍泉窯系青磁碗片計3点が出土したことが特徴的であった。遺物量が僅少なため確実性には乏しいが、出土した土器類全体に占める輸入陶磁器の割合は、10%を遙かに凌駕しており、平野部の同時期の集落からの出土量と比較しても決して遜色ないものであった。このことから山深い山間部の小畠遺跡周辺にも前段階同様に平野部の集落との積極的な交流があったことが窺え、平野部と同様の文化が浸透していたことの一つの証左として評価できるものと考えておきたい。

また、この段階は伝承によると多田氏の苗裔塩山肥前守景信が、現在の下止々呂美地区最南端に止々呂美（塩山）城を構えたとされる時期とほぼ重複する。

城館に関連する遺構の存否などは、今後に予定されている道路工事などの開発行為により明らかにされるであろうが、仮にそれらに関連する遺構が検出されたならば、この要因から派生する動向により、この割期が形成されたとともに考慮しておかなければならぬ。

そして、13世紀後半代頃からは15世紀頃の150年間にかけては2Aトレンチにおいて連綿と石組墓が営まれ続けている。これらの墳墓群は、尾根を中心としてその両側に等高線に沿うようにして構築され

ており、そこからは余野川を隔て、現在の集落が展開する平野部を望むことができる。そして、多くの墳墓がこの場所に集中して形成されていることから、意識的にこの場所を選択している傾向が非常に強いことを述べた。これらの墳墓群の構造は、隅丸方形や円形の墓壙を穿ち、その中に火葬骨を収納して埋戻した後、その上位に墓域を画するように石組を設置するものを基本とし、墓壙壁面の被熱状況や、焼骨の埋納状況、および、埋戻した後の表装施設の構築法などに幾通りかの類別があることを指摘した。

また、墓壙内以外で茶毬に付されたと考えられるものについては、今回の調査区内ではその場所の特定ができず課題として残された。しかし、少なくとも調査区南西部に位置する鞍部ではないことだけは、本体工事の基礎掘削に伴う工事の法面を観察した結果から把握することができた。

なお、2 Aトレーナ東部には川原石や石仏が見え隠れしている場所がかなり広範囲にわたって広がり、削り取られた斜面には、今回調査を行ったものと同様の構造を持つ墓壙が確認できる場所も存在することから、共同火葬場的施設の確認を含めて、今後、周囲の状況には充分な配慮が必要となろう。

また、本文中には詳述しなかったが、石組墓集中区南西側には、丘陵先端部を人工的に改変し、平坦面を造成している場所が存在する。この部分では造成した中央部のみならず、尾根際の最も削平が激しい部分にも石組墓が構築されており、その位置関係から石組墓造営以前の段階に造成作業が完了していたことが明白となった。その場所は前面に平野を望み、後背面に墓域を控えるという堂宇を設置するには絶好の場所であり、面積的にみて2間3間程度の草堂的建物であれば、充分建築可能な空間を持っていてことから、往時、この場所を特定の用途に供する目的で造成した可能性が考えられる。

調査の結果では柱穴の掘方や礎石など、具体的に建物の存在を示すような遺構は検出されず、堂宇の存在は否定的な結果に終わったが、集落を望む絶好の場所にも係わらず、少数の墳墓しか営まれていないという事象に注目した場合においては、にわかに地蔵堂前の宝鏡印塔に注意が注されることとなる。

すなわち、そこに記される「沙汰人」「百姓」という文字を、この宝鏡印塔造立に係わった不特定多數の結縁集団として、一括して表記されているものとみなした場合、刻まれる年号から石組墓が営まれていた時期と重複する関係にあることや、現在の風景とは全く異なる背景と共に写された写真が現存し、宝鏡印塔自体が原位置を動いている可能性があることから、当初、小烟遺跡の平坦面に「止々呂岐庄」で群集墓を営んでいた人々の總供養塔として設置されていたものが、現在の場所に移動されたという推測が行えるものと考えている。しかし、このように考えた場合、總供養塔の事例には層塔や組合式五輪塔が多いこと、總供養塔に元来あるべきはずの奉籠孔がこの宝鏡印塔には穿たれていないこと、また、宝鏡印陀羅尼經を供養するために造立されたとも考えられる宝鏡印塔を總供養塔とすることがあるか否かなど、否定的な要素や解明しなければならない問題点も多く、今後、さらなる検討が必要となろう。

中世石組墓の造営が終了してから後、附近は人の足が遠のくこととなる。再び活動がみられるのは第2期とした江戸時代後期で、散乱した石仏を整理し、長方形区画を造成している。出土した貨幣を供物とみなすならば、この遺構の性格は祭壇状施設ということになろう。

最後に、今回の発掘調査の主要な成果は、中世墳墓の検出にあるといつても過言ではない。同様の調査事例は府下では和泉・揖津において少数が確認されているのみで、今回のように多数の埋葬施設本体に調査が及んだ事例は多いとはいえない状況にある。そういう意味においても今回の小烟遺跡の発掘調査から得られた資料の持つ意味は決して少ないものとはいわず、今後、中世段階の墳墓形態、埋葬方法を知る上で恰好の資料を供することができたものと考えている。今回のこの成果が中世墳墓に対する研究の一助となり、より深化がはかられることを願いまとめとしたい。

## 註

- 1) 藤澤一夫 1934「攝北古石新資料」『考古學雑誌』第二十四卷 第十一號
- 2) 中村博司 1981「塩山城」『日本城郭大系』第12巻 大阪・兵庫 株式会社 新人物往来社
- 3) 横田賢次郎・森田 勉 1978「太宰府出土の輸入中国陶磁器について」『九州歴史資料館研究論集』4 九州歴史資料館  
4) 菅原正明 1983「畿内における土釜の生産と流通」『奈良國立文化財研究所創立30周年記念論文集 文化財論叢』 奈良國立文化財研究所創立30周年記念論文集刊行会
- 5) 伊野近富 1987「かわらけ」考『京都府埋蔵文化財論集』第1集 一創立五周年記念—  
財團法人 京都府埋蔵文化財調査研究センター
- 6) 石井清司・引原茂治・伊野近富 1985「亀岡盆地出土の瓦器について」  
『埋蔵文化財速報と資料紹介 京都考古』第37号 京都考古刊行会
- 7) 尾上 実 1983「南河内の瓦器窯」『藤澤一夫先生古稀記念 古文化論叢』 藤澤一夫先生古稀記念論集刊行会
- 8) 森田 勉 1981「鎌倉出土の中国陶磁器に関して」『貿易陶磁研究』No.1 日本貿易陶磁研究会
- 9) 森田 稔 1986「東播系中世須恵器生産の成立と展開」『神戸市立博物館研究紀要』3 神戸市立博物館
- 10) 森田 稔 1995「中世須恵器」『概説 中世の土器・陶磁器』中世土器研究会
- 11) 鳩柄俊夫 1990「大阪府南部の瓦質土器生産(1)」『大阪府構市・南河内郡美原町所在 日置莊遺跡—近畿自動車道松原すさみ線および府道松原泉大津線建設に伴う発掘調査報告書—』分析・考察編 大阪府教育委員会・財團法人大阪文化財センター
- 12) 藤澤良祐 1997「中世瀬戸窯の動態」『瀬戸市埋蔵文化財センター 研究紀要』第5輯  
財團法人 瀬戸市埋蔵文化財センター
- 13) 末永雅雄 1938「法隆寺西圓堂奉納武器」日本古文化研究所報告 日本古文化研究所 圖版第一—(1)
- 14) 末永雅雄 1972「平安朝時代の外装」『新版 日本刀講座』第9巻外装編 堆山閣出版株式会
- 15) 藤澤典典 1997「石造物部門」『大阪府茨木市所在 安威川総合開発に伴う文化財等の総合調査 中間報告書 安威川ダム建設関係地域の自然・歴史・文化』 諸大阪府文化財調査研究センター調査報告書 第9集  
財團法人 大阪府文化財調査研究センター
- 16) 天岸正夫・奥村隆彦 1972 『大阪府金石志—石造美術』歴史考古学研究所大阪支部





付図1 2 A トレンチ第1期隆起部平・立面図



付図2 2Aトレンチ第1から第3期平面図



付図3 2Aトレンチ第3期下面平面図